

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午前九時開議

中井委員長 これより会議を開きます。

平成二十四年度一般会計予算、平成二十四年度特別会計予算、平成二十四年度政府関係機関予算、以上三案を一括して議題とし、基本的質疑を行います。

この際、お諮りいたします。

三案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省年金局長柴畑潤君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

中井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

中井委員長 昨日の石原伸晃君の質疑に関連し、茂木敏充君から質疑の申し出があります。石原君

の持ち時間の範囲内でこれを許します。茂木敏充君。

茂木委員 おはようございます。自由民主党の茂木敏充です。

平成二十四年度予算に関して質問させていただきます。

私は、平成二十四年度予算案、大きく五つの問題点があると思っております。きょうはこの五つの問題点に関連して、自由民主党だったらこうする、そういった対案、そして提案も含めて議論させていただきたい、こんなふうにしてあります。早速、図の一をごらんください。平成二十四年度予算の五つの問題点です。

まず、マニフェスト。平成二十四年度は、子ども手当を所得制限のついた児童手当に逆戻り。高速道路の無料化も予算計上はしない。その一方で、八ツ場ダムは中止から一転して本体工事の着工へと、まさにマニフェスト総崩れであります。

そして、社会保障制度。最低保障年金は実施しない、後期高齢者医療制度の廃止は先送り。そして、七十歳から七十四歳の医療費の窓口負担二割も先送り。先送り予算、問題先送り以外の何物でもありません。

そして三番目に、財政規律は一体守られたのか。政府は、一般会計の九十・三兆円など、中期財政フレームの大枠を守ったと言いますが、年金の二分の一の国庫負担の財源については交付国債、これによる隠れ借金ができる。そして復興特会に例えば全国防災、こういった事業をつけかえる。こういったことで、実態は九十六・七兆円、過去

最大であります。そして国債比率は四九％、過去最悪であります。いわば歳出削減の粉飾予算、さらに言えば財政規律の偽装予算だ、こんなふうにも言われております。

そして四番目に、復興事業、どうか。復興集中期間五年間、これで十九兆円の事業を予定しておりましたが、平成二十四年、二年目で既に事業費が十八兆円、もう財源が枯渇寸前であります。復興計画画膨張予算、復興計画の破綻が明らかになりつつある予算だ、こんなふうを考えております。

そして最後に、経済対策であります、五番目。現下のデフレ、超円高によって、パナソニック、ソニー、シャープ、大手の製造業、三ヶ月の決算全て赤字であります。日本経済が深刻なダメージを受けているのに、何ら有効な対策を打っていない。まさに、円高そしてデフレ無策予算であります。

きょうはこれら五つの問題点を中心に議論をしていきたい、こんなふうにしてあります。

まず、マニフェストであります。

ガソリンの暫定税率の撤廃、これは一年目から撤回ということになりました。そして、後期高齢者医療制度の廃止も、天下りの撤廃も、国家公務員の総人件費二割削減も、全く実施をされていない。マニフェスト施策は既に風前のともしびであった。ついに、平成二十四年度予算では、民主党マニフェストの一番の目玉でありました子ども手当も、制度的には所得制限のついた自公政権時代の児童手当に逆戻りであります。高速道路無料化予算計上は見送り。まさにマニフェスト総崩れ。

しかも、コンクリートから人へと言いながら、図の二をごらんください、子供に対する手当では二十三年度の予算二・二兆円に対して、二十四年度は一・三兆円と半減。半額支給であった初年度の一・七兆円と比べても下回っているわけであります。その一方で、八ッ場ダムについては本体工事の着工、そして東京外環道路の建設再開など、大型公共事業は復活しております。人からコンクリートへ逆流しているんですよ。

総理、いかがですか。

岡田国務大臣 委員の今のお話を聞いて、私は非常に残念な思いであります。

例えば、子ども手当。これは、我々としてはもっと予算をふやしたいという強い思いはありましたが、今もございます。しかし、それでは法案を認めないという自由民主党の主張に基づいて、お互い幹事長間で協議をして、そういう中でお互い合意をして、今の子ども手当というか児童手当の改正法、これに変えたわけでございます。

私は、委員にお聞きしたいんですけども……（発言する者あり）ちよつと静かにして。委員にお聞きしたいんですけども、お互い政党同士誠意を尽くして合意したこと、合意したら今度はマニフェスト違反だと言つてなじる、そういうやり方がフェアかどうか、ぜひお聞きしたいと思えます。

茂木委員 岡田副総理、そういうお話をされると思いました。

三党合意、誠実に履行されたでしょうか。確かに合意をいたしました。その上で、子ども手当に

ついても、これは児童手当に制度的には戻ったんですよ。ところが、名称については、勝手に民主党の方が子どものための手当と決める。高校無償化の問題、そして戸別所得補償の問題、政策効果を検証して見直しをする、それが三党合意なんですよ。ところが、三党合意を守らずに、協議も途中で予算を出したのは皆さんの方じゃないですか。誠意がないのは今の政府だと私は思っております。そこで、ではお聞きをいたします。

財務大臣、子ども手当を自分たちはやりたかった、では、二万六千円全額支給したとして、四十四兆円の枠におさまりましたか。お答えください。財務大臣に聞いています。

岡田国務大臣 まず、子ども手当については、児童手当法の改正でやる、これは決まったことで、我々もそういう前提で考えております。

各党間、特に三党間で議論をして、そして二つだけ合意できないことがあったんですね。そのうちの二つが名前です。名前については、これからお互い協議して決めようということにいたしました。ですから、今でも我々、別に協議をして名前を決めることに全くやぶさかではありません。予算を出すまでにまとまらなかったことは残念ですが、しかし、まとまらなかったことについて、我々だけに責任があるというふうには私は考えておりません。

子ども手当については、ぜひお願いしたいんですけど、名称の点とそれから年少扶養控除の扱い、この二つ以外は合意しているわけで、そういう意味では八合目、九合目まで三党で合意しているん

ですよ。ぜひ協議して、残りを早く決めて、子ども手当あるいは児童手当、どちらでもいいんですけど、それを待っている子供を持つ若い夫婦が安心して、ことは幾ら入ってくるんだということをきちつと確認できるように、ぜひ御協力をいただきたいというふうには思っております。

安住国務大臣 おはようございます。

半額支給で二・七、もしマニフェストどおりだとすれば五・五兆の歳出が予定されておりまして、四十四兆の枠でおさまるかと言われると、非常に厳しいということは事実でございます。

茂木委員 四十四兆の枠でおさまらなかったんですよ。こちら岸には二万六千円の子ども手当がある、しかし、それでは四十四兆の川を渡れない我々の、所得制限をつけるべきだ、児童手当に戻すべきだ、まさにこれは渡りに船だったんだと思えます。

基本的に、十六・八兆の財源を無駄の削減と予算の組み替えて捻出して、増税なしに全ての政策を実行すると、四年間のプログラムを書いたこの構造自体に私は問題があったんだと思いますよ。

マニフェストがいかに実行できていないか、数字で見えてみましょう。図の三をごらんください。マニフェストの実施率、毎年下がっているんですよ。平成二十四年度はついに二〇%という数字であります。そして、実施額自体も、二十三年度と比べても減っているわけでありまして。初年度が四十四点、二年度が二十九点、三年度は二十点、どう考えても落第じゃないですか。

マニフェストはどう見ても破綻していると思

ますけれども、いかがですか。

岡田国務大臣 この数字は一定の前提に基づいて計算されたものでありますが、例えばこの大震災、東日本大震災の影響というものをどう考えるか。委員も御指摘になった高速無料化をやめるということ、これについては一つの判断をしているわけですが、それよりはやはり被災地のために使うべきであると。この大震災のためにそういった形でマニフェストから財源を出したのもございませう。そういうものを勘案することがない数字であるというふうに考えております。

茂木委員 東日本大震災の影響、こういうようなお話をされますけれども、それで減額した分は〇・四兆ですから。きちんと数字をつかまえた上で、できていないことはできていないと素直に認められたらいい、私はこんなふうに思っております。

そして、問題も全て先送りをするんですよ。例えば消費税の増税の時期、引き上げの時期でありますけれども、もともとは二〇一三年の十月に八％、一五年の四月に一〇％、これが原案であったと思います。結局それが、民主党の圧力もあつたんだと思いますけれども、二〇一四年の四月に八％、そして二〇一五年の十月に一〇％と先延ばしになったわけでありませう。

総理は、財政再建は待ったなしの状況だ、こういうことを言いながら、なぜ、引き上げ時期、先延ばしをされたんですか。総理、お答えください。野田内閣総理大臣 去年まとめました一体改革の成案で、段階的に、二〇一〇年代半ばまでに、

国、地方を合わせて消費税率を一〇％に引き上げていくという方針の中で、その具体化で素案をまとめました。

御指摘のとおり、その二段階というところが、最初が二〇一四年の四月、そして次に二〇一五年の八月という形で素案をまとめさせていただきましたけれども、その二〇一四年四月にした理由についてのお尋ねだと思います。

一つは、前回の選挙において負託をされた政権担当期間中、任期中には引き上げないということの整合性の話と、それからもう一つは、二〇一四年にいわゆる団塊の世代が全て支えられる側に入ってくる、それが二〇一四年です。そういうことなども、いろいろな、党内からの御意見を踏まえて総合的に勘案をして、二〇一四年四月という決定をさせていただきました。

茂木委員 二〇一五年の十月だと思えます。時期を間違えられましたけれども、それは構いません。

二〇一四年の四月だと、結局、選挙より後の時期になるという話でありますけれども、二〇一三年の十月、二〇一三年、つまり、来年の十月でも選挙の後になると思っていますよ。別に、もともとの政府原案でも、やるのは、任期満了は八月なんですから、十月というのは決して選挙より前の時期にはならない。理由にはならないんだと思っておりますね。

問題はそれ以上に、半年先延ばしをして、本当にそれで二〇一〇年代半ばのプライマリーバランスの赤字の半減ができるか、こういう問題であり

まして、この政府案、半年先延ばしをすることに よりまして、二〇一三年度で三・八兆、そして二〇一五年度で二・五兆の税収が不足をして、目標が達成できないんだと私は思います。

一月の二十四日に内閣府が発表した経済財政の中長期の展望でも、二〇一五年度のプライマリーバランス、財政赤字は、対GDP比で三・三％、十六・八兆となっており、半減目標、これには達しておりません。政府は中期財政フレームで二〇一四年の数字しか示していないわけでありまして、肝心の二〇一五年の数字、ここでも公表しておりません。恐らく、六月には出す、こういうお話をされるんだと思いますけれども、財政再建の目標を達成できるかどうかこの時点ではわからない、しかし、増税の時期と率だけ先に決めさせてくれ、これは私、余にも無責任だと思っておりますね。

税制改革の法案の閣議決定前に、二〇一五年の歳出削減額も含めた財政運営のフレーム、お出しただけでないと議論できない、こんなふうに思うんですけれども、いかがですか。

古川国務大臣 議員おっしゃいましたが、二〇一五年の基礎的財政収支赤字については、慎重な経済前提のもとで、御指摘がございましたように、対GDP比半減目標の達成は、現時点においては厳しいものになっているのは事実でございます。

しかし、私も、財政健全化に向けてただ歳入措置を講ずる、増税だけ行うというわけじゃなくて、これは総理がいつもよく申し上げておりますように、歳出削減努力をし、そしてまた経済を

成長させる、やはりその三つを組み合わせた形で財政の健全化を目指していくことでございます。

したがって、私も今、新成長戦略、これを実現することにも目指しております。成長力を高めることによって増収を図り、同時にまた歳出削減努力も行って、その上で、二〇一五年の対GDP比赤字半減の目標の実現に向けて努力をしてまいります。

茂木委員 古川大臣、私が質問したことをそのまま答えても答えにならないんですよ。ちゃんと私も、歳出削減額も含めてと、そういう話をしているんです。

聞いているのは、まさに総理おっしゃったように、この税制改正によって二〇一〇年代半ばにプライマリーバランスの赤字を半減していく、そして、その議論をするんだしたら、では二〇一五年の財政見通しがどうなるか、このベースがなかったら議論できないじゃないですか、六月ではなくて三月に出してください、こういう話をしているんですから、それにお答えください。

古川国務大臣 中期財政フレームの見直しというのは、これまでも六月にやってきました。したがって、そのときには出してまいりたいというふうに思っております。年央までには出すということになっておりますので、そこに向けてきちんと準備をしてみたいというふうに思っております。

茂木委員 何度も人が聞いたことを繰り返さないでください。

もともと、六月、年央に出す予定なんでしょう。ただ、それでは遅いんじゃないですか、きちんとした議論をするために三月に出したらどうですかということも聞いていますから、人の質問をなぞった答弁をしないで、答えてください。

野田内閣総理大臣 基本的には、二〇一五年にいわゆる財政健全化戦略にまとめられます。プライマリーバランスの赤字を半減する、これは、目標は堅持をしております。

その上で、ちょっと消費税の引き上げがおくれる分の御心配をいただいておりますけれども、財政支への影響を平年度化すればその半減目標を満たした数値とはなっておりますので、一応姿としては見えています。

それを具体的に裏づけるお話のお尋ねでございますけれども、これは、歳入の部分と、大臣が答弁したように、成長に資する施策を打っていくこととか、歳出削減を含めて毎年年央に中期財政フレームをまとめる。おっしゃるとおり、今は二〇一四年までの向こう三年間でありませけれども、これはいつもどおり、ローテーションどおりに、さつき六月という時期指定でおっしゃっています。が、ことし八月だったものから、いわゆる年央にまさに二〇一五年までの見直しは明確に打ち出していきたいと思っております。ぜひその点は御理解をいただきたいというふうに思います。

茂木委員 政府のスケジュール感を私はわかっているつもりなんです。ただ、ことしはいつもの年と違う。まさにこの消費税の議論、税制改革の議論、そして税と社会保障の一体改革の議論を

しなきゃならない。そうすると、それに必要な資料、それに必要なデータをベースにしっかりと議論をしたい、だから早くお出しください、こういう話を差し上げています。

年金の方も一緒なんです。最低保障年金の試算の問題、これについてもなかなかお出しをいただけない。きょうどうにか出るといふ話でありますけれども、最初は非公開。それから、新しい人口推計に基づいて再計算する。二転三転して、きょうようやく公表することになったわけでありませう。これは国会の場で、自民党もそうです、公明党もそうです、何度も何度も指摘をさせていただいたからようやく出るようになったんじゃないか。

民主党でも、見ていたのは本当に一部の幹部会のメンバー、こんなふうにも言われております。恐らく与野党協議をやっていたら、協議のメンバーだけね、こういったことで、結局、表に出ることはなかったんじゃないかな、私はこんなふうには思っております。

そこで、どうしてお出しにならないのか、公表に後ろ向きだったのか。それは最低保障年金にかかわる不都合な真実というのがあるからだと思うんです。

図の四をごらんください。グラフは政府・与党がきょう公表する予定の最低保障年金の試算と同じものであります。所得比例年金プラス最低保障年金の支給範囲の違いで四つのケースを試算しているわけですね。

まず、最初の不都合な真実。これは、ケースの一、二、三については、大半のサラリーマン世帯

で現行制度、基礎年金プラス厚生年金より支給額がかえって減ってしまうということがあります。

次の真実は、支給範囲を最も広げるケースの四でも、年収の四百二十万以上、普通の家庭です、これで支給額が減ってしまう。しかも、この場合、最終的な消費税負担が税率にして七・一にもなるということです。

恐らく、このケース四が民主党の基本モデルだったんだと思います。ところが、余りにも大きな財源が必要だ、こういうことで、ケース一、二、三も試算してみた。しかし、ケース一、二、三を試算してみると、支給額が大半のサラリーマン世帯で減ってしまう。

サラリーマン世帯だけじゃないんです。三つ目の不都合な真実は、国民年金の加入者にとつても、所得比例年金、図の赤字のラインでありますけれども、保険料率が一五％、これへの移行によりまして、保険料が今の大体月額一万五千円から、平均年収四百万円でも年にすると六十万円、つまり月にすると一・五万円から五万円にはね上がってしまうということでもあります。

そして四つ目の不都合な真実。では、この保険料アップを緩和するために赤いラインの所得比例年金の保険料を引き下げる、ラインの傾きを減らす、こういうことをすると、最低保障年金の国庫負担分、つまり、消費税率にして、先ほどの七・一以上に加速度的に税率の負担が上がっていく、こういうことでもあります。

年金の試算を公表できなかったのは、こういった不都合な真実が表に出て、マニフェストの見通

しの甘さがここでも、最低保障年金でも露呈するからだったんだと私は思っております。

これまでの国会答弁を聞いていますと、この最低保障年金の試算について、これは民主党の調査会のごく一部の限られたメンバーで検討しただけなんだ、政府・与党の正式な試算ではない、何かこれをベースに議論することはちよつと危険だ、そんなことでも言いたいようなんですけれども。

それではお聞きしたいと思います。政府・与党は、この試算を検討した上で、税と社会保障の一体改革の素案に、所得比例年金と最低保障年金の組み合わせによる新年金制度の創設、こういったことを素案に盛り込んだのではないのでしょうか。それとも、それ以外の数字的根拠があるのなら、それを示してください。

岡田国務大臣 まず、委員、先ほど、一旦は非公表を決めたというふうに言われましたが、そういうことはございません。我々はこの数字について、非常に一部の報道が先走った、つまり、すぐに何か七％上げるといふようなことが言われておりましたので、一体改革の話がどこかに飛んでしまいかねない、そういうことで当面見合わせるということを決めたわけで、私の頭の中では、まあ一週間ぐらい冷やして、そこから公表だなということとは当然考えていたわけでございます。

そこで、中身については、正式に党の方で、数字を明らかにした上で、自民党にも説明があると思いますので、それを踏まえて議論した方がいい、現時点ではまだ、私、何か申し上げるつもりはございませんが、一つだけ申し上げると、いろいろ

言われました、ケース一、一番少ないケースですら追加必要財源二十三・四兆円で、消費税換算二・三％である。ただ、今の制度を前提にして考えても、同じように、二〇七五年度の追加費用は実はケース一の二十三・四兆円よりもたくさん要るんです。そういうことだけ一つ指摘しておきます。細かいことは、具体的なことは各党間でやっていたいただきたいというふうに思っております。

御質問にお答えしますと、この数字は、もちろん私、幹事長でしたが、私も承知しないもので、かつ、今回の一体改革に当たって、何か数字、この数字あるいはほかの数字を計算して、そして一体改革の中に年金の抜本改革についての考え方を書いたということではございません。

茂木委員 何の数字的な根拠、具体的な検討もなしに、素案にこういった最低保障年金七万円。ただ単に、マニフェストで約束しちゃったから、何の根拠もなしに盛り込むというのは、私は無責任だと思えます。国民の皆さんも、税と社会保障の一体改革の素案、これだけを見てもちよつと信じられないな、こういう思いを持たれる方、多いんだと思えます。議論を深めるためにも、きちんとしたデータが私は必要なんだと思うんです。そういう観点から申し上げております。

誰も、先ほど数字で示しましたけれども、民主党のマニフェスト、できると思っております。私は、この年金の一元化、そして最低保障年金七万円についても、正直に実施できないと認めて、将来課題の一つぐらいに置かれた方がいいんじゃないかな、素案から外された方がいいと思えます。

やはり被用者年金の一元化のもとで制度改革を進める、これが現実的なんだと思います。年金制度についての現実的な議論のスタートラインだと思っ
うんですけれども、総理、いかがでしょうか。

岡田国務大臣 我々の一体改革の中では年金制度の抜本改革について触れております。しかし、そのことと、今回の具体的財源を伴う社会保障・税の一体改革、そしてその中の年金の具体的な改善点、これは一応切り分けて考えているということでございます。

茂木委員 岡田副総理、根拠のないこと、きちんと検討していないことは素案から外された方がいい、そして現実的な議論を始めましようと言っているんですから、いかがですか。

岡田国務大臣 この素案の中でもはつきり、「新しい年金制度の創設までには、一定の時間を要する。」というふうに書いてあるわけでありまして、そういう意味では、きちっと分けて考えているということでありまして。

ぜひ委員にお願いしたいのは、以前、年金制度等社会保障制度の改革に関する衆参両院の合同委員会というのをつくって議論したことがございまして。あの中で、社会保障全般ですが、まずは年金ということで議論したわけでございます。

当時の与党であった自由民主党や公明党は、今の年金制度を改善することによっていくという路線、我々は、それではやはりこれからの大きな変化の中で、つまり、従来の年金制度が前提に置いていた、厚生年金であれば、基本的に夫婦の中の一方が働いて、そして働く先も同じ勤め先でやっ

ていくという厚生年金のモデル、それが時代にだんだん合わなくなってきた。夫婦共働き、そして仕事もよくなる、そういう時代の変化に合わなくなってきた。国民年金についても、基本的には資産のある自営業者が対象。しかし、今、自営業者でそれだけゆとりのある人はそう多くはない。しかも、国民年金に加入しておられる方の半分以上は、自営業者ではなくて、非正規で働いておられる方々だ。そういう中で無年金者もたくさん出てきている現状。

そういう問題があるということは、これは委員もお認めいただけたらと思うんですが、そういうものに対応していくためには今の年金制度の延長では無理があるんじゃないかということで、新しい年金制度、抜本改革を提案させていただいているわけでございます。

ですから、どちらがいいかというのは、これは議論のあるところだと思います。我々には我々のいろいろな欠点があるということも承知をしております。そういうことを、国民の年金制度というのは政権がかわったからといってころころ変えるわけにはいきませんので、各党間でしっかりと、どちらがいいのかということを議論していく、そういう時期なのではないか。本当は二〇〇五年がそうだったんですけれども、もうあれから随分時間もたつてしまいましたが、今からでも遅くないので、ぜひそういう議論はお願いしたいというふうに思っております。

茂木委員 被用者年金の一元化の改革の中でも、もちろん無年金対策とか、そういったことはしっ

かり進めております。それはやらなくちゃならない。その中で、私はやはり、先ほども示したように、年金の一元化、どう考えても財源的には無理があると思っております。ただ、それを比較して議論をしたいということだったら、きちんとしたデータを、きちんとした資料を出してほしいということなのであります。

そこで、新人口推計に基づきます最低保障年金の再計算、お出しをいただけるということですが、これも、こちらの再計算、新しい試算の方はいつお出しただけですか。

小宮山国務大臣 新しい人口推計に基づく試算については、まずはいつどのように行うかについては、今新しい年金制度を検討されている民主党の方で御判断をされるものだと思います。

今厚生労働省も関係議員といろいろお話をしていきますけれども、まだお尋ねの件について何か確定しているということではございません。

茂木委員 依頼があつた場合、どれくらいの作業期間がかかりますか、小宮山大臣。

小宮山国務大臣 それは新しい人口推計だけに
するの足元の財政の状況も加えてやるのかによつても違ふと思えますけれども、一カ月か、あるいは財政計算のやり方によりまして、二カ月以内ということだと思えます。

茂木委員 前回、去年の三月末、三十日に今の年金の試算を出されていると思うんですけども、そのとき、発注されたのはいつですか。発注側の、当時、古川大臣が調査会の副会長でした。発注した側でも発注を受けた側でも結構ですけれども、

お答えください。

古川国務大臣 担当大臣ではありませんけれども、いつ発注していつできたかという、ちょっと記憶にはございません、申しわけありませんが。

茂木委員 小宮山大臣の認識、まず間違っています。

ずっと答弁の中で、何かその前提条件の置き方、例えば物価の上昇率を1%、それから賃金の上昇率2・5%、さらには運用利回り四・1%、この前提は勝手に民主党が決めたんじゃないんです。民主党の幹部の人、それと厚労省の年金局、しっかり相談をして決めています。

そして、その前提を置く作業から始まって、二月の末から始まり、三月には出ているんですよ。一カ月あれば出るんですから、今回も新試算、一カ月で出していただきたいと思えますけれども、いかがですか。

小宮山国務大臣 それはやはり、今新しい年金制度を民主党の方で考えておいでになりますので、そちらからのそういうオーダーを受けましたら、可能な限り早く計算をしてやりたいというふうに思っています。

茂木委員 小宮山大臣、もう少し責任感を持ってください。これは民主党がやっている、年金制度は厚労省が考えるんでしょう、違いますか。厚労省は年金制度を考えないんですか。

小宮山国務大臣 素案に盛り込みました最低保障年金と所得比例の年金でやるとか、基本的な考え方については、これは政府・与党で決めたものでございますので、それは素案に盛り込ませてい

ただいています。

ただ、その試算をする際には、前の試算もそうですけれども、どういう仮定を置いてやるのか。前回のときも、二分二乗にするとかみなし運用利回りを使うとか、幾つかの前提を置いて計算をさせていたただいたものを出しています。

ですから、それをどう置くかによって、これはまず民主党のマニフェストで約束をしたことなので、党の方が先に計算をされて、それで幾つかのケースを出されましたら、それを受けとめて厚労省の方で検討したいというふうに思っています。

中井委員長 小宮山厚労大臣に申し上げますが、党のマニフェストで約束したことをもとにいたしますが、先ほどの岡田君の答弁はちょっと違うような気がする。国民的要望の中で超党派でやりましょうという呼びかけですから、余り民主党のマニフェストと言うと、初めからすれ違い、閣内不一致になると私は思います。少し答弁を工夫してください。

小宮山国務大臣 昨日も申し上げましたように、岡田副総理、担当大臣もおっしゃったように、基本的に何を大事にして考えるかということが、民主党の考えていることとそれから自公政権で考えられてきたことと違うと思いますので、そのことについてはしっかりと超党派で協議をすればというふうに思います。

ただ、その試算については、今私どもは民主党の方が主体的にされるといふふうに考えていますので、それでやっていきたいというふうに考えています。

茂木委員 逃げないでくださいよ。

総理、答弁を聞いていると、何か都合悪くなるよ、やれ三党合意があったからと他人のせいにする。そして、試算をしつかりつくって議論をしましようと言っているのに、早くやりましようと言っているのに、いや、これは民主党だ。違うじゃないですか。政府・与党で一体で案をまとめるんだ、私はそんなふうに思います。ぜひ逃げずにしつかりした議論をしていきたい、こんなふうに思っています。

そこで、消費増税によって社会保障がどうなっていくか、簡単に、具体的に聞いていきたいと思えます。

税と社会保障の一体改革の素案には、残念ながら何も書いていないんですね。二〇一四年の四月に8%に、税収がアップする。何の財源にこれが充てられるのか。また、二〇一五年、一〇%にアップする。何の財源に充てられるのか。岡田副総理、簡潔にお答えください。

岡田国務大臣 5%、二〇一五年に上がるといふことの内訳として、1%は制度を改善して充実にさせるために充てる。残りの4%は今の制度を前提に、それを維持していくために充てる。

例えば、国民年金の二分の一の国庫負担の財源というのはきちんとは決まっていらない、それに優先的に充てる。それから、毎年毎年社会保障費はふえてまいります。一兆円強ふえていく。一年目一兆円であっても、三年目は三兆円、五年目は五兆円ということになります。そういうことにも充てる。その他、高齢化に伴ってふえていく、そうい

つたものの充実を中心に四％を充てていくということでございます。

茂木委員 いわゆる社会保障の新たな充実といえますか、そちらに充てられるのは一％だ、こういうお話を今いただいたところでありますけれども、民主党の二〇〇九年のマニフェスト、これを見てみますと、年金の一体改革、それから子ども手当、これを除いても、社会保障の充実でたしか三・五兆円以上の予算措置といえますか費用がかかる、こういうことになっていったと思います。

それでは、小宮山大臣、後期高齢者医療制度の廃止、これで八千五百億かかると思います。それから介護労働者の賃金、月額四万円にする、これで八千億円かかると思います。こういった項目はやるんですか、やらないんですか。やるとしたらいつからやるんですか。

小宮山国務大臣 介護のことにつきましては、これまでやってきた形から、介護報酬に盛り込む形でやろうとしています。今は、一万五千元と前からの九千円で二万四千円です。それを四万円になるべく近づけるようにこれから努力をしていきたいというふうに思っています。

ただ、マニフェストでお約束した期間にできないということについては、これはマニフェストの検証の中でも財政の見直しなどが甘かった点もあると申し上げているので、できないところはしっかりとおわびをして、どういうスケジュールでやるかということを御説明していきたいというふうに思っています。

それから、後期高齢者の方につきましても、こ

れは報告で出された方向で今やるということ、この国会に法案を提出させていただくように今、党の方でも検討をしているというふうに承知をしています。

茂木委員 一方で税率の方は決めていく。そして、これから詰める部分もありますけれども、内容の方、今聞いていると何にも詰まっていないうです、社会保障の方。内容については何にも決まっていないうことであります。

民主党をレストランに例えてみると、二年半前の夏に、民主党のレストランは全家庭にチラシ、マニフェストというのを配ったんですね。このチラシを見ると、すごい社会保障のメニュー、料理のメニューが破格の値段で書いてあったわけですよ。いいなと思つて、二年半前、レストランが、ようやく政権交代、オープンすることになった。

それで、国民、お客さんはレストランに行く。そうすると、チラシに書いてあった、マニフェストに書いてあった料理、何にも準備ができていない、いつやるかもわからない、そういう状態ですよ。その一方で、料金、税金だけは、マニフェストには書いてないのに、先払いで増額になりました。こんなことで誰も納得をしないんだ、私はそんなふうに思います。

例えば最低保障年金七万円も、多くのお年寄りの皆さんは、民主党政権になったらすぐにいただける、こういうふうに思っていたと思いますよ。少なくとも、マニフェストは四年間で実行するもの、こういうふうに言ってきたわけですから、細かいところまで読めばということではなくて、や

はりわかるようにきちんと説明するのが政治の責任だと私は思います。

それで、総理、マニフェストは四年間で実行するもの、こういうことですね。年金の一元化のように、将来やること、こういうことを四年間のうちに決めることもマニフェストの実行なんですか。いかがですか。

野田内閣総理大臣 政権担当期間中に、法案をつくり、予算化をし、そして実行していく部分もあると思います。

ただ、長期にわたる制度設計にかかわるものは、その期間中に法案をつくりそこまで仕上げて実施は後とか、それはタイムラグが出てくるものもあるというふうに思います。

茂木委員 将来やることを決めるのもマニフェストの実行になる、こういう総理の御答弁だったと思います。

それでは、消費税はどうですか。消費税はマニフェストでは約束しておりません。しかし、総理は、決めるだけだったならばマニフェスト違反にならない、実行は選挙の後なんだからマニフェスト違反ではない。一元化は、決めただけでマニフェストの実行、そして消費税は、決めても実行しないからマニフェストの違反にはならない。イギリズで生まれたマニフェストのルールを勝手に使い分けられないでくださいよ。

一元化を決めることしかししない、もしくは消費税を決めることをした、どちらかがマニフェスト違反なんですよ。どっちがマニフェスト違反なんですか。

岡田国務大臣 ちよつと、委員のお話は論理の飛躍があるというふうに思っています。

つまり、マニフェストに書いてあることと書いてないことを同じように扱っておられますが、消費税の引き上げは確かにマニフェストには書いてございません。書いてないことを決めたらそれがマニフェスト違反である、そういう前提に立っての御質問だと思います。私は、そういう前提には立つべきではないと思っています。

茂木委員 私は、総理が答弁されたこと、決める、しかし将来に実行する、これもマニフェストの実行だとおっしゃるから、では、ないことを決めてしまつ、これも違反になるんじゃないですか、こういうお話を申し上げたんです。よくかみしめていただければ結構だと思います。

生活保護の問題について少し聞きたいと思いません。

税と社会保障の一体改革について、財源の捻出も重要でありますけれども、社会保障の供給体制、これは私は、もつともつと効率化していかなければならないんじゃないかな、歳出を削減する努力が必要だと思っております。年金、医療、介護、社会保障の改革は待たなしてあります。

そんな中で、図の五をごらんください。この数年最も増加が著しいのが生活保護費で、既に三兆円を突破しております。政権交代以降、この三年間で二五%以上も膨らんでいるわけでありまして。

この生活保護、二つの特徴があります。

図の六を続けてごらんください。図の六のように、地域別のばらつき、これが非常に大きいこと

が一つの特徴であります。都道府県別でいいますと、最も多い大阪府、これは三・三五%、百人に三人。これに対して、最も少ない富山県、これは〇・三一%、千人に三人であります。十倍の格差があります。大阪市に至っては二十人に一人が生活保護。現状、こういうった状態であります。

そして、もう一つの特徴は、この十年間、高齢者や障害者以外の働ける世代での生活保護者がぐつとふえてきている、こういうことであります。

現状、この稼働年齢層、二十から六十四歳での生活保護受給者、これは図七のように八十一万人に達しているわけでありまして。そして、この八十一万人の稼働年齢層の中で、若干なりとも働いている人が十四万人、全く働いていない人が六十六万人であります。

小宮山厚労大臣、この二十から六十四歳の稼働年齢層での生活保護受給者の就労支援プログラム、現状、そして来年度予算、どうなっていますか。

小宮山国務大臣 委員御指摘の二十から六十四歳までの稼働年齢にある生活保護受給者、これはおよそ八十一万人います。

その中で、未就労の方が六十六万人。この六十六万人のうち、福祉事務所が就労支援の対象と判断した方が二十八万人です。その中で、手厚い就労のための支援を行う就労支援プログラムに参加した人がおよそ七万人。福祉事務所のケースワーカーによる助言等を受けた人はおよそ十六万人でした。

この就労支援プログラム、稼働年齢にある生活保護受給者だけが参加しているわけではありませ

んけれども、平成二十二年度は、就労や増収によっておよそ七十億円の財政効果が生まれているというふうに承知しております。来年度もしっかりと予算をつけて、なるべく働ける方は当然働いていただく。

そして、生活保護に長くいるほど働けなくなつてしまつので、それは前にも御答弁申し上げましたけれども、支援の戦略というものを秋をめどにしつかりつくりまして、これは、諸外国でやっているようなNPO、社会的事業をしている人たちの協力も得て、パーソナルサポートという形ですつかりと寄り添って就労に結びつけていく、そういう努力を最大限していきたいと思っております。

茂木委員 今御答弁のように、現在、この七万人に対して就労支援プログラム、七十億円の財政効果が出ております。来年度もしつかりやっいていくという話ですけれども、小宮山大臣、来年度の予算は減っているんですよ。ちよつと秘書官と打ち合わせしないでしつかり聞いてください。来年度の予算、減っているんですよ。

やはりこれを、この七万人だけじゃなくて、少なくとも、働ける二十七万、二十八万にも拡大していく。この人たちが生活保護から抜け出して自立できるように、自分で稼げるようになれば最大五千億円の効果が出てくる、このように見込まれております。

どうですか。全員を就労支援プログラムに参加させる。予算でいえば百六十億ですよ。百六十億でできるんですよ。やったらいかがですか。何で予算を減らすんですか。

小宮山国務大臣 いろいろな形で、これは都道府県に基金をつくったりという形でやっておりまして、現在、全体的に財政状況が厳しい中でも可能な限りの予算は獲得をしてやっているというふうに考えております。

茂木委員 わかっているんですけどね。きちんと自分の所掌はやってくださいよ。四十億から二十四億に減っているんです。ふやすべきだと私は思います。そしてこの二十七万、二十八万人には必ず就労支援プログラムに参加してもらおう。さらには就労が困難な方の中でも、私は、職種によって、また短時間の仕事だったらできる、こういう人もふえてくると思います。そういうことをカバーすべきだ、こんなふうに考えております。

それからもう一つ、生活保護で問題なのは医療費です。生活保護受給者への医療扶助、これが全体の生活保護費の半分を占める、こういう形になっているわけでありませうけれども、後発医薬品、ジェネリックの使用の促進、それから電子レセプトの活用によりますレセプトの徹底的なチェック、そして向精神薬の重複処方への指導体制の強化、どう取り組んでいきますか。

小宮山国務大臣 それは、委員が持つていらっしやる問題意識、私ももちろっしかり持つておりまして、今もう先に委員の方がおっしゃいましたけれども、電子レセプトによって適正でない受給をしている方をしっかりとチェックをするということ。それから後発医薬品についても、これはずっと取り組みができておりますので、今回新しいロードマップをつくって強力に進めたいと思っ

いますし、これはなるべく情報提供をして、後発医薬品に切りかえられるように現場の方もしっかりと指導していきたいと思っておりますので、この医療費が少しでも削減できるように努めていきたいというふうに考えています。

茂木委員 電子レセプトのやり方についてもいろいろな問題が今あります。細かいことは申し上げません。ただやっているじゃ進まないんですよ。現状を見てください。

例えば、生活保護専門の病院がバスを出して患者を迎えているんですよ。そして、患者の中では、幾つもの病院を回って向精神薬をもらって、それをネット上で販売している。こんなことをやっていたら幾ら医療費があつたって足りないですよ。私は、やはりジェネリックの使用、原則ジェネリックにすべきだと思います。

そして、原則、働ける可能性のある二十から六十四歳の人は働いてもらう、そのための就労支援プログラムを用意して働けるような環境をつくる、こういうことが必要なんだと思います。

民主党の政策は、公助から入るから費用が一方的にかさんでいくんですよ。我々自民党は、まず基本は自助なんだ、そのための環境を整える、その上に共助があり、公助がある。我々が政権をとつたらそういう方向に変えさせていただきます。生活保護も徹底的に変えていきたい、こんなふうに思っております。

財政規律の話に議論を進めたい、こんなふうに思っております。財務大臣、余り嫌な顔をしないでください、簡単な問題から入りますから。

平成二十四年度の予算で、昨年六月に決められた、国債費を除く一般歳出と新規国債発行額を前年度以下に抑える、こういう中期財政フレームの大枠、これは維持されたら財務大臣お考えですか。安住国務大臣 維持されたら思っております。

茂木委員 そのようにお答えいただくといいました。そして、次の質問がどうなるかもよくわかりだと思えます。

年金二分の一の財源、これは交付国債によって賄う。言ってみると飛ばしてあったりとかツケ回し、こんな言葉も言われているわけでありませうが、交付国債の発行、これは過去にも極めて特殊なケースであります。

基本的には多年度にまたがる支払いの枠をとるということ、例えば、かつて戦没者の遺族弔慰金、これは支払いの約束手形、十年分、二百万円につきまして、年二回、一回十万円、こういった形で分けるクーポン形式でありました。それから最近では、これは当初予算ではなくて補正でありますけれども、金融危機の際に設定した公的資金枠、こういう支出の全体像がはっきりしない場合に特別に発行した、こんなふうに私は理解をしております。

交付国債で年金財源の確保、どうもおかしいんじゃないかなと思います。なぜ、この二・六兆円、交付国債でやられたのか。もう一回簡潔にお答えください。

安住国務大臣 御指摘のとおり、交付国債は、これまで、戦後の歴史から見ても、今先生が御指摘のような経緯をたどってまいりました。最近で

は東電に対して、昨年、法律を認めていただいて交付国債を発行しましたが、今回は、率直に申し上げて、今まで三年間、二分の一の二・六兆について何とか麻生政権以来やりくりはしてまいりましたけれども、復興の関係で、そうした意味での一般歳出に剰余金等を充てるということになって、やはりフレームを考えた場合に、これを守るのは非常に厳しい状況でありました。

同時に、この差額分については、消費税一分を充てようということ、それは自公政権下でも御指摘がありましたけれども、我が党としてもその考え方に、いわば賛同するというか同じような考え方で、恒久財源を確保するために、この制度を今回使わせていただいて賄うというふうな基本的な考え方に立つたわけでございます。

茂木委員 よく答弁がわからない部分があるのですが、今の大臣の答弁ですと、もともとのこの国庫負担分三分の一、では、これはどうして交付国債でやりになっていなかったのですか。

安住国務大臣 もともとの三六・五ですか。（茂木委員「三分の一の部分」と呼ぶ）それは、以前から交付国債を充当してやっているのではなくて、きちつと賄っていたからであります。

茂木委員 安住大臣、先ほどの答弁を聞くと、この二分の一の引き上げ分二・六兆ではなくて、もともとの三分の一の分の国庫負担、では、これはなぜ交付国債でこれまでやりになっていなかったんですかということ聞いています。

安住国務大臣 交付国債を発行しなくてもやってこられたからであるということでございます。

茂木委員 やりくりできている。ところが、やりくりできていない部分がたくさんあるんじゃないですか。だから、今、消費税の増税の話をしている。

基礎年金、それから老人医療、介護の国庫負担、本来消費税で賄うべきなのに賄っていない財源、これは七兆円以上あるわけでありまして、今回の政府の説明でも、後代への負担のツケ回しの軽減、こういつたことで七兆円を充てることにしているわけでありまして、先ほどの説明だと、この七兆円も交付国債でやる、これが正しいんじゃないですか。

安住国務大臣 交付国債を発行するというのは、あらかじめ財源を確定して、それをベースに一時的に資金を都合して、それを返していくという制度であります。率直に申し上げて、それが恒常化をした場合は、やはりそれは、いわば財政上、健全性を疑われるという御主張だと思いますので、それについて、大きな、今までのお金についても交付国債でということは我々としての選択肢ではとりません。

ですから、今回も、率直に申し上げて、交付国債でやることは非常にいい選択だとは私も思っています。しかし、この二分の一の制度を維持しなければ現行の国民年金制度の維持というのはやはり厳しいということは、茂木先生の時代からこれはずっとそういう認識で来ましたので、今回こういう方法を使わせていただいたということ、

茂木委員 交付国債は決している方法ではない、

率直にお認めいただいたわけでありませうけれども、借金が隠れるだけなんですね。

実態を見てみると、図の八をごらんください、平成二十四年度の予算、中期財政フレームの大枠を守ったと言いつながら、この交付国債、そしてまた復興特会へのつけかえ、こういつた形で、予算の実態は九十六・七兆円、過去最大であります。国債費を除く一般歳出、真ん中の部分でありますけれども、これも七十一兆円をはるかに上回る。そして新規国債、これは国債の発行額も四十四兆円をオーバーしているわけでありまして、過去最悪の財政状況になっているんだと私は思います。

やはり、こんな偽装を続けていたら、幾ら財務大臣が中期財政フレームの大枠を守ったと言っても、いつかギリシヤと同じようにマーケットや格付会社から厳しい批判が来るんじゃないかな、私はそういうふう思います。

中期財政フレームの組み直し、そして財政健全化に必要な財源がどれくらいなのか、正直に提示をされた方がいい、隠さずに、これだけ本当は必要なんだ、そういうものを出された方がいいとは思っています。

安住国務大臣 御指摘のような見方もあるかも知れませんが、予算総額の九十六・七兆円は、政調会長からも御指摘をいただいた特別会計で復興に充てるお金をまず引く、それから、今また御批判もありましたけれども交付国債分、これを除けば九十・三兆であるということなんです。

これを財政支出が非常に大きくなっているからけしからぬという御意見もありますが、しかし、

復興に係る公共はやはりどうしても必要なことであるということは御認識いただけると思いません。ですから、それは会計上やむを得ない不測の事態でございますので、そこでの支出というものはぜひお認めをいただきたいというふうに思っております。

茂木委員 復興に必要な事業、私もそれはあると思うんです。ただ、冒頭指摘したように、集中復興期間、五年間で十九兆円、これが二年目でも十八兆円しているわけですね。そうすると、集中期間、あと残り三年間の平均一年は三千億ですよ。そして残りの五年間が八千億。逆転するんですよ。阪神・淡路のときを見て、緩やかに減っていくんです、実際は。ところが、三年目、四年目、五年目は、もう復興の予算はないですよ。復興計画、私は見直しをすべきだ。自民党だったら必ず見直しをして、それによって復興のスピードアップを図っていききたい。

さらに言うと、コンクリートから人へ、こういう空虚なスローガンでは、やはり国民の安心、安全は守れないんだと思います。首都直下型地震、この可能性も七〇%、これから四年でという東大の地震研の試算もあるわけでありまして。では、首都機能をどうバックアップしていくか。この体制の強化の問題。そして、一旦災害があつたらば、やはり自衛隊、レスキュー隊がすぐにも救援に入れる、そのためには交通網を整備しなくちゃならないんですよ。そして安否確認、こういうことになったら災害に強い情報通信網、こういうこともつくっていかないと。

我々はこれから、こういった強い日本列島、国民生活を守るような強くしてしなやかな日本列島をつくるための国土強靱化基本法、こういったものを提案したい、こんなふうにしてありますので、ぜひ総理の前向きな対応をお願いしたい、こう思っているところであります。

円高の問題、デフレの問題に入っていきたい、こんなふうには私は思っております。

金融大臣、円高の問題です。起きてください。デフレ、超円高によりまして、日本経済が今深刻なダメージを受けております。図の十一をこらぬください。

図の十一のように、家電メーカー初め日本の主要製造業の三月決算、これは残念ながら軒並み赤字であります。もちろん、産業の空洞化は十年前、二十年前も言われていました。しかし、ここに来て、その産業の空洞化の質が変わりつつあります。どう変わっているか。今までは、労働コストの問題で組み立て工場が海外に出ていく。しかし最近、基幹の部品メーカーが海外に流出してしまつ、それに伴つて日本の虎の子の基幹技術まで海外に出ていってしまう、こういった状態でありまして。これをどうにか防いでいかなきゃならない。そんな中で、平成二十四年度の予算がどうなっているかということあります。

日本再生重点化枠、こういうものを設けたようでありませぬけれども、どうも、見てみると、省庁別の細かい施策の羅列で、パッケージとしてのデフレ、円高対策が用意されているように思えません。例えば、防衛省の艦艇、航空機、車両の燃

料費、隊員の糧食費、八十一億円、外務省のアフガンスタン支援、七十三億円、これが日本再生重点化枠、こういったものに入っている。

田中大臣、なぜこれで日本再生重点化枠なんですか。

田中大臣 防衛省といたしましては、我が国のこの防衛体制の整備をしていくことによりまして、我が国の平和と安定、そしてまた周辺諸国との平和と安定を確保していくということでございます。その必要なものにつきまして要望をしてきたところでございます。

茂木委員 なぜ日本再生重点化枠に入れるかとお聞きしたんですけれども、全くそのお答えにはなっていない。余り詳しく聞いても時間の無駄だと思ひます。

単刀直入に総理に聞きます。

今回の予算の中で、円高、デフレ対策の一番の目玉は何ですか。お答えください。総理が丸投げということでしたら、誰か下の方がお答えいただいても結構です。

古川国務大臣 茂木議員もわかつていらつしゃつておつしゃつていらっしゃるだと思つてますが、重点化枠、もちろん……（茂木委員、違う違う。聞いたことに答えてよ。そんなこと聞いていないんだから）と呼ぶ）ちよつと説明させていただきます。（茂木委員、だめだよ、ちゃんと聞かれたことに答えてよ）と呼ぶ）需給ギャップの解消に向けて、例えば、今お話があつた企業なんかの……（茂木委員、一番の目玉は何だと聞いていらっしゃるんだから）と呼ぶ）一番、一つや二つじゃないんですよ。や

はり、立地補助金など初め、円高への総合的な対応策の中でも、これは、先ほど、しなやかな、強靱なお話がありましたけれども、日本経済はやはりオンリーワンの企業を育てるような、そういう体質、強靱な経済構造をつくっていかねばいけない、為替市場のそういう変動に左右されないような、そうした経済構造をつくっていかねばいけないということで、立地補助金を初めとして、そういう技術のある、そうした企業などの創業やあるいは工場の立地、そういったものをサポートするさまざまな施策というものを盛り込んでおります。

茂木委員 長々とお答えいただきましたけれども、全くお答えになっていないと思います。

立地補助金の話をされました。治療薬と鎮痛剤の違いがわからないだと思えます。立地補助金は、あくまでも鎮痛剤です。円高、デフレの治療薬ではないんですよ。根本的なことがわかりになっていないようですね。

基本的なことからいきましよう。では、安住大臣、デフレの国の通貨とインフレの国の通貨、通貨価値は、ほかの条件が一定だとしたらどうなっていくんですか。図の十二をごらんいただいても結構です。

安住国務大臣 日本は、この十年間ずっと物価上昇率は、基本的にはマイナスで推移をしておりま。ですから、日本の為替は、ほかの国に対して相対的に、ここに書いてあるような、対ドル九・一、対ユーロ一五・七、そういう傾向を示していることは事実でございます。

茂木委員 デフレの国の通貨、これは上がっていきます。だから、やはり円高対策とデフレ対策これは一緒にやっていかなくちやいけない、こんなふうに私は思っております。

そこで、円高、デフレ対策でありますけれども、そのデフレからの脱却、現在の需給ギャップを埋める、こういった財政政策も必要ですけども、金融政策の大胆な転換、これが私は必要不可欠なんだと思えます。よく日銀との連携強化、こういうお話をされますけれども、デフレは少しも解消されていません。

そこで、財務大臣、現在の日銀のゼロ金利政策と国債のオペ買い入れの増額、これはどうしてデフレ解消にきかないんだと思えますか。

安住国務大臣 日銀は量的緩和を含めて、この十年間でかなり資金供給をしてきたというふうなきょうは白川総裁はお見えになっていないかもしませんが、白川総裁は見えになっていないかもしませんが、この国に比べれば統計的にはやはり少ないというふうなこともありますので、自民党政権下から財政出動等はいろいろやってきましたけれども、やはりそれだけでデフレをなかなか解消できないということは事実でございます。

金融緩和について、量的なものも含めて、今、日銀も努力はしていると思えますけれども、やはり適時適切な対応というものは必要になってくる

だろうというふうに思います。

茂木委員 財務大臣、やはり私、今の日銀のやり方じゃだめだと思います。

例えば、ゼロ金利政策、これをとっても、今、円高が進む、そして経済のグローバル化が進む、こういった中で、日本企業、国内で超低金利で調達した資金、これを国内の設備投資じゃなくて海外展開に使う、こういう水漏れが起こっているわけでありま。

それからもう一つの、日銀の国債のオペ買い入れの増額、確かにそれをやっています。しかしその一方で、国債の償還に伴います借換国債の引き受け、これは、ことしでいいますと、日銀に戻ってくるのは三十兆なんですけれども、引き受けているのは十二兆なんです。引き受けが足りない過ぎるんです。不十分なんです。

日銀が勝手に、国債管理政策とは一線を画す、こういう自分のつくった勝手なルールで、いわばアクセルとブレーキを同時に踏んでいるんですよ。こんなことではやはりデフレの解消はできない、私はこんなふうには思っています。日銀との連携強化、口でこう言っても、具体策がなければだめなんです。インフレ期待は生まれません、企業の借り控え、これもそのままだと思います。

では、どうするかということ。具体的に提案をさせていただきます。

まず、早急に政府、日銀のアコード、協定によって、物価目標、いわゆるインフレターゲットを導入して、さらに、借換国債の引き受けの拡大など国債管理政策に日銀が協調する形で一段の金融

緩和を行っていく、こういうことであります。これによって、二年から三年で確実にデフレから脱却をしていく。

そして、出口戦略でありますけれども、長期的な金利の正常化に向けた穏やかな利上げ、これについては基本的にマーケット主導とする。デフレからの脱却が明確にならない限り、日銀に通貨安定の番人のような振る舞いは絶対にさせない。こういう思い切った金融政策の転換によって、インフレ期待の醸成というものが、穏やかな金利上昇、金利正常化に先行して起こってくる。これによってマーケットで過剰な円高が是正をされていくんだ、私はそんなふうに思っております。

今の説明を総理それから財務大臣、おわかりいただけましたか。提案を受け入れていただけませんか。私は、明確な答弁があったら、為替介入以上の効果があると思います。日銀が動かないんだしたら、日銀法を改正すればいいんですよ。もし違う案があるということだったら、具体的な案をお示しく下さい。

安住国務大臣 アコードについては、この委員会が始まってから再三御指摘いただいています。これも与党、野党問わず、やはり金融緩和をもう少し日銀にやってもらう、しかし、日銀がそういうことができないときに政府が主導でやる。

ただ、今、少なくとも事実でいえば、世界の中で、例えばインフレターゲットの問題も、これはイギリスは導入しております。この間、私もオズボーン蔵相ともお話をしました。なかなかそう思うほどうまくいっていないというふうなことも、

問題点を何点か指摘されたりしております。それから、カナダは、政策決定に関して、いわば政府と中央銀行が一緒になってやっていたりして。

つまり、日銀の専管事項としての金融政策の上に政府の意思をきちつと乗せるといって御指摘だと思いますが、そういうこともありますが、法律の改正によらずに、総理もやはりことしから、かなり日銀との意見交換をしつかりやって、共通の認識をできるだけ持つように、会合の場をふやしたりやっていくということはおっしゃっておられるので、その方向でやっていきたいと思っております。

ただし、法律の改正までは、先生、なかなかちょっと厳しいのではないかとこのふうにも思っております。

野田内閣総理大臣 円高、デフレ対策、この危機感については、委員と問題意識は共有いたしましたし、政府でやるべきこと、そして一方で、専ら金融政策を担当する日銀がやること、これは役割分担はあると思いますが、危機感を共有する、問題意識を共有するための作業として、アコードまではいなくても、これまで一般的に連携、連携と言ってきたましたが、より膝突き合わせての、表向きの議論だけではなくて、そういう議論をこれからどんどんやっていきたいということは日銀総裁とも一致をしています。その頻度も高めながら日本銀行がまさに適時果敢に金融政策ができるように緊密な交換をしていきたいというふうに思います。

茂木委員 デフレになって何年になるんでしょう

うか。そして今の円高になっている。そして、その中で日本企業は本当に悲鳴を上げています。すよ。この問題、今やらなくちゃいけないんです。日銀に任せちゃだめなんです。何度話し合いをやってもだめなんです。やはりきちんと政治のリーダーシップでやっていく、こういうことを強く求めたい、こんなふうにも思っております。

きょうは、平成二十四年度予算につきまして、五つの問題点を中心に、自民党だったらこうする、こういった対策も含めて議論をさせていただきま

した。

もう一度最初の図をくらんください。平成二十四年度予算の五つの問題点であります。

マニフェスト、これは明らかに総崩れであります。

そして、社会保障改革、これは最低保障年金、幾ら先延ばしをしても私は無理なんだと思います。撤回して、もっと現実的な年金制度のあり方をお互いに議論した方がいい、こういうことを強く申し上げたいと思っております。

そして、財政規律の問題、これは先ほどもお話しした交付国債の問題もあります。なぜ交付国債なのか。これはしょうがないから、こういう話だったと思います。やはり私は、素直に、この日本財政の姿、どこまで深刻なのかをきちんと示した上で議論していく、こういったことが必要だ、こんなふうにも思っております。

そして、四つ目の復興事業につきましても、もう十八兆使っているんですから、来年からできないんですよ。総理は寄り添うとおっしゃる。被災

者の皆さんと寄り添うとおっしゃる。それだったら、復興計画をきちんと変えて、本当に被災地の皆さんが安心できるような計画につくり直していく、我々はそうしていきたい、そんなふうに思っております。

そして、円高、デフレ対策であります。もう日銀に任せていても円高、デフレは解消されない、そのことを断言しておきます。政治のリーダーシップ、これがまさに求められているんだと思います。財務大臣、総理大臣、我々だったら、日銀法を改正しても、絶対にデフレ、円高から脱却しますよ。そういったことを今、日本は進めなければ、消費税にも進んでいけない。こういうことを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

野田内閣総理大臣 その図の一つですけれども、まず、マニフェストの総崩れというのは、それは見方はいろいろあると思います。だけれども、去年中間検証したように、政策項目百八十のうち七割以上はもう着手をしてきているということもあるということでございますので、これは見方が違う。

問題先送りをする政治と決別したいというのが私どもの政治であるということ、これは問題認識一致しています。

粉飾はありません。交付国債というのは一つのルールであります。交付国債を使うということはそれは消費税という将来の償還財源があつて、それをもって歳出を行うということで、粉飾でも何でもないし、しかもマーケットの信用という意味は、これは市場に発注するわけじゃありません。

そういうルールに基づいて、苦勞はしています、でも粉飾ではありません。そのことは明確に申し上げたいと思います。

復興計画は、少なくとも十九兆円と言ってきた。少なくとも。当然、実態に合わせて、進捗状況を見て、財源を確保して、まさに責任を持つて復興を果たしていきたいというふうに思います。

茂木委員 総理、今掲げさせていただいた五つの問題点、私が勝手につけたんじゃないんです。それぞれマスコミであつたりとか専門誌であつたり、そこで言われていることを引用させていただきました。そういう指摘があるんだ、こういったこともぜひ頭に入れていただきたい。

その上で、議論しましょうよ。ただ、議論する上にはいろいろな資料が必要なので、出せるデータはほとんど出してください、我々幾らでも議論しますから。それをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

中井委員長 この際、西村康稔君から関連質疑の申し出があります。石原君の持ち時間の範囲内でこれを許します。西村康稔君。

西村（康）委員 自民党の西村康稔でございます。

今の茂木委員に引き続きまして、経済政策、特に円高、デフレ対策を中心に、ぜひ建設的な議論をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

野田総理は、増税には非常に熱心で、与野党協議も呼びかけられておられます。しかし、増税だけで財政再建できるわけじゃない、これはもうわ

かつておられると思いますし、ここに、資料の一にありますが、当たり前前のことです。

やはり経済成長によって増収をしていく。その中で特に一番大事なのは、やはりデフレ、円高を脱却するということですね。成長戦略も必要です。金融政策だけで全部ができるとは思っていません。さまざまな成長戦略、産業構造の改革も必要ですよ。いろいろなことをやる中で増収をしていく。それに加えて、歳出削減、これももう何度も議論をされています。その上で、足りない分は国民の皆さんに増税をお願いしなきゃいけない、こういうことだと思ふんですね。それによって、財政再建をやりつつ、それが経済の安定につながれば成長にもつながる。この好循環をどうやってつくり出していくかということだと思います。

まず最初に、このデフレ、円高対策の円高についてお伺いをしたいと思います。

安住大臣にお伺いをします。

もう何度も財務金融委員会でも議論をさせていただいていますが、資料の二を見ていただいて、これは昨年の秋に介入をされた、そのときにちょうど財務金融委員会でも質問をさせていただきました。大臣は、ここにあるように、必要があれば断固たる措置をとる、そして納得がいくまで介入をさせていただくということを言われました。

一日目に八兆円ほどの大きな介入をされました。その後水面下で何日か続けられたことはわかりましたけれども、五日で終えられました。これで大臣は納得をされたわけですか。

その後、円は七十六円にもなり、今は七十七円

台ぐらいですけれども、きょうはまだ見ていませんが、大臣は納得いくまでですと言われたわけです。これで納得されたんですか、大臣。

安住 国務大臣 お答えします。

為替介入する時点というのは、西村先生の表で一番上、七十五・六三円の時点で、私としては、これは介入をしないと日本経済にとつて大きな危機的な状況が及ぶということで介入を指示いたしました。

七十八円二十銭のところをやめたので、その時点で納得をしたのかという話でございますけれども、私としては、三円近く値を戻して、この間の七十五円という危機的な状況を、一応、年末までの間で見ますと、それから二カ月間、七十七円台、八円台で推移をしましたので、やはり一定の効果というものはあったというふうに思っております。

西村（康）委員 私は非常に期待をいたしました。私は単独介入でもやるべきだと思いますし、大臣もそのときの答弁でその覚悟も示されました。今、七十五円で介入する、七十八円でやめたと言われると、これでまたマーケットへ影響しますから、余りそこにごだわられると困ってしまうんですけれども、ぜひ単独でも大胆に介入、これで納得されずにやっていただきたい、これは私からのエールであります。

その決意をもう一度聞かせていただいていますか。

安住 国務大臣 財務金融委員会でも西村先生には、積極介入をとにかく日本の経済のためにやる

ようにという御指示はいただいておりますので、私も、協調してできれば、世界経済の中で、今のこの円高、為替への日本の立場というものをしっかり説明をして、やはり協調して介入してもらおうような努力というのはやらないといけないと思います。

しかし、それでもなかなか今の世界の状況の中ですぐにそうはならないわけでありますので、その場合は、やはり我が国の判断で、私の判断で、必要であれば断固たる措置はとらせていただくというふうに思っております。（発言する者あり）
中井委員長 静粛に願います。その傍聴席、静粛に願います。

西村（康）委員 違うんですよ。協調が難しいということは今、暗に言われたんだと思いますけれども、協調しなくていいですよ。できたらいいですよ。できたらいいですよ。欧州が債務危機、アメリカのサブプライムローンでしょう、その影響が残っているわけですよ。今、日本は欧米の尻拭いしているわけですよ。堂々と主張したらいいじゃないですか、堂々と日本は大変なんだと。

三枚目をちよつと見ていただいていますか。これも、きのうも連日議論されています。二〇一〇年の後半、八十八円台から、一年間で十円円高になったわけですね。各社公表されています。それぞれが大赤字でありまして、利益を出しているところも、前年から比べると大幅に減らしている。

私の地元の兵庫県でも、パナソニックは何千億

円出した工場がもう使えない。どうもドル八十八円、九十円ぐらいを想定していたんでしょう。こんな七十七円、八円の水準では全然やっていけない。NECだったと思いますが、一万人削減をする。

この水準が続けば、本当に日本経済は空洞化して、企業はいなくなつて、雇用は失われていくわけです。何でそうなっているか。欧州の失敗であり、アメリカの失敗なわけでしょう。堂々と主張して、日本は単独でもやると何で言わないんですか。

安住 国務大臣 ですから、日本も単独でやっております。一日で八兆円も使っているのは戦後最高額ですから。

それは私も西村先生と危機感と同じでございます。というのは、尻拭いという言葉が適切かどうかわかりませんが、今の為替レートは我が国の経済の実態を反映していないということを私もはずつと申し上げているわけです。

それと同時に、水準もさることながら、やはり投機筋が思惑的な動き、投機的な動きで為替を変動させているようなときには、私はちゅうちょなく介入すると申し上げておりますので、今後その姿勢でやっていきます。

ですから、単独介入は全く辞さずにやります。西村（康）委員 その姿勢で、私はエールを送っていますので、最初に、納得いくまでやられるという姿勢にまさにエールを送りたいんです。堂々とやったらいいんですよ、説明したらいいんですよ。これは、今まさに単独でもやられると言われ

ましたので、納得いくまでぜひやっていただきましたか。もう一点、お伺いしますね。ことしの二十四年度予算で、為替の介入枠を幾らに設定しておられるのか、幾ら介入できるのか、その枠について教えていただければと思います。

安住国務大臣 四次補正までの時点で百九十五兆円にふやしております。

お尋ねをちよつと私なりに解釈して申し上げますと、F B の発行残高等は先月の末時点で百二十六兆でございます。ですから、引きますと、発行枠の最大の額は六十九兆ということになると思います。

西村（康）委員 七十兆円近い介入の枠があるということですね。私は、もつと枠をつくっていいんじゃないかとも思っていますけれども、これはまた必要があればどこかで、その部分の補正なりなんなり組んでもいいと思いますが、ぜひ、繰り返しますけれども、納得いくまで単独でも介入をしていただきたい。この水準では日本経済は非常に大変、雇用も失われるし、地方経済は本当に疲弊していますので、ぜひ頑張っていただけばと思います。

ただ、何も介入だけで全部終わらせようということも言っているわけではありませんし、介入はあくまで時間稼ぎでしかない、抜本的な対策が必要だ、これが先ほど茂木委員の言われた抜本的なデフレ対策。それまでの時間稼ぎ、変な動きがあったときにはもちろんとめなきゃいけないし、そういう意味での介入を申し上げたわけです。

それで、その抜本的な対策、何をやっていくのか。もちろんデフレ対策であります。

野田総理にお伺いします。今、日本経済はデフレであるという認識を持っておられますか。

野田内閣総理大臣 もちろん持っております。

一昨年の暮れに、あえて、ここ二十年来ずっとデフレは続いていますが、最初はデフレ宣言したけれども、その後どうなったか、むにやむにやしてしまいました。改めて、一昨年の暮れに、デフレ宣言を民主党を中心とする政権で行いました。

したがって、デフレ、それはまだ克服できない、できていないというふうに認識をしています。

西村（康）委員 総理は、そのとき財務副大臣であられたんだと思います。そのときも何度か質問をさせていただいた記憶があります。

財務大臣になられて、今総理まで上り詰められた。二年間、まさにこのデフレ対策の中心的な責任を果たさなきゃいけない立場におられたわけですから、二年前に、二〇〇九年の十一月、当時の菅副総理がデフレ宣言をされた。それから二年間、ずっとデフレなわけでありませぬ。

総理の立場はより強くなっている、少なくともこの二年間。この間、総理、責任を感じられませんか。デフレが続いて、もう多くの皆さんはわかつておられると思いますけれども、物価が安くなる、売り上げが減る、給料は減る、住宅ローンは重くのしかかってくる、それで円高ですから雇用の心配もある。もう日本経済は本当に大変な状況なわけです。総理にその危機感がありますか、責任を感じておられますか。

野田内閣総理大臣 私の内閣が発足をしたときに、やらなければいけない三つの命題を申し上げました。それは、震災からの復興と、原発との戦いと、経済の再生。経済の再生ということは円高デフレ、こういう問題を克服していくという意味でございます。当然のことながら、内閣として危機感を持ってこの問題に対応していきたいと思えます。

というのも、一昨年の暮れにデフレ宣言をして、四半期ごとの成長というのは確保できるようになつたんです、しばらく。そして、物価においても改善面が見られました。しかし、東日本震災等々のいろいろな状況も起こりました。そういう危機があるからこそ、復興のためにもやはり日本経済再生だと思っておりますので、これからも全力で取り組んでいきたいというふうに思います。

西村（康）委員 私は、野田内閣、この危機感特に地方経済の疲弊しているこの厳しさ、これをわかつておられないんじゃないかと思うんですね。本当に、空洞化をして雇用が失われて給料が減つていつている、住宅ローンに苦しんでいる人が物すごくふえていますよ。なぜ二年間このデフレを放置しているんですか。日銀もそれなりにやっていると言いますけれども、全然効果が出ていないわけですよ。結果が出ていないわけですよ。

そこで伺いますけれども、政府は物価に対してどういう目標を持っているのか。これは古川大臣になるんだと思いますが、五番目の紙を出していただきますと、先ほど茂木委員との間で議論があ

つた一つだと思いますが、内閣府が中長期の経済的な試算を、財政試算も含めて、しておられます。その中で物価上昇率の試算もあります。

先ほど古川さんは、慎重シナリオと成長戦略シナリオと言及をされて、慎重シナリオではなくて成長戦略を目指すんだというお話をされました。政府は、これによると、慎重シナリオというのがこの下側でありまして、一・一％ぐらいの物価上昇率ですけれども、これを目指すわけではないわけですね。古川さん、何を指されるのか、ちょっとお答えいただけますか。

古川国務大臣 日本銀行においても、従来からCPI上昇率で見て二％以下のプラス、中心は一％程度とする物価安定の理解というものを示しておりますが、政府は、この物価上昇率で見て二％以下、緩やかな物価上昇、インフレを目指すということについては、これは政府も日銀も認識が一致をしているというふうに考えております。したがって、その範囲の緩やかな物価上昇、インフレが実現をするような政策を打っていく。

先ほどから、何も打っていないというお話がありました。この二年間、相当積極財政をやっているわけなんです。財政が非常に厳しい状況でありますけれども、そういう中でも需給ギャップを少しでも埋めていくという視点から、かなり思い切った積極的な財政政策も打っている。したがって、日銀の方でも金融緩和政策をとっているわけでありまして、財政、金融両面から、今申し上げたような二％程度の緩やかなインフレの達成に向けて全力を向けて、今後とも行ってま

いりたいというふうに考えております。

西村（康）委員 幾つか言われましたけれども、積極的な財政というのは、単にばらまきをやっているだけじゃないですか。それを議論しているわけですよ、我々が。現実的な、戻ってくれと、それを議論しているわけです。

確かに、東日本大震災がありますから、これは復興需要が出来ますよ。これを活用しない手はないですよ。これを日本全体の経済活性化に、できることなら新しいモデル的な事業をやっていたきたいですよ。これはいいです。

今、最後に言われましたが、緩やかに二％までの物価上昇を目指す、これが目標なんです。つまり、慎重シナリオと成長シナリオ、両方示されていますけれども、当然のことだと思えますが、成長シナリオ、これを目指していく。これは二〇年度までの平均が一・七％の物価上昇を目指すということでありまして、いみじくも、最後に言われた緩やかに二％までの物価上昇を目指していくということが、恐らく、はっきりとはどこにも書かれていませんけれども、政府としての考えなんだろうと思えます。

他方、日銀はどうか。きょうは総裁にお越しをいただいております。

日銀の物価目標、これはよくわからないんですが、六番の資料を見ていただきますと、目標という言葉は使われない。これは日銀からいただいた資料に書いてあったことを抜粋いたしました。「中長期的な物価安定の理解」これは何ですか、理解というの。バーナンキ議長は先般、長期的な

目標ということで、ゴールという言葉が使われて、これが二％ということを言われました。

二つの点についてお伺いしたいと思いますが、一つは、物価安定の理解、こんなわかりにくい言葉で、何を指しているのかわからない、目標なのか目標でないのか。それから、一％、今政府は緩やかに二％ぐらいを目指していくということを言われました。これは、そこがあるんじゃないですか。総裁、いかがですか。

白川参考人 お答えいたします。まず、日本銀行として、デフレからの脱却、これは大変重要な課題というふう認識しております。

その上で、御質問の点でございます。日本銀行の金融政策の目的は、これは日銀法ではっきりと、物価安定を通じて国民経済の健全な発展というふう書いてあります。

したがって、物価の安定ということにつきまして、私も、これは二％以下のプラスで、中心は一％程度であるということを確認した上で、この状況が展望できるまで、現在の包括的な緩和政策のもとでのゼロ金利政策、これを続けていくということをはっきり約束しております。したがって、こういう状況を実現するために我々は金融政策を行っているということでございます。

それから、FRBの使っている言葉、これはロングランゴールでございます。日本銀行は中長期的な物価安定の理解、それからECBは定義という言葉を使っております。それから、BOEは

ターゲットという言葉を使っております。

四つの中央銀行、いずれも言葉は違っておりますけれども、しかし、思うところは同じでございます。まして、物価安定を目指して、物価安定のもとの持続的経済成長、これを目指して行っているということでございます。

西村（康）委員 思うところが同じなら、目標と云って下さいよ。何で、この何かわからない物価安定の理解みたいな言葉を使うんですか。

総理、お伺いしたいと思えますけれども、今総裁が言われましたけれども、よくわからない、目標なのか目標でないのか。一％、どこが一緒なのかもよくわかりません。古川さんは、今、緩やかな二％を目指すと言われた。

総理は、日銀と政府が連携をよくとればいい、さつきから、きのうから、きょうも同じような答弁をいただいています、よく話をすればいい。しかし、何を指していくのか、はっきりしていないじゃないですか。ここは政府、一致していいじゃないですか。

総理、単に連携とか、こんなときはもう過ぎたんです。これでは結果が出ないんです。今、相当思い切ったことをやらないと、日本経済、もう本当に厳しい状況なんです。

総理、総理は財務大臣も経験されてこられた。日銀との距離感、日銀の独立性、これは私も尊重したいと思えます。これもよくわかっておられると思えます。しかし、政府と日銀が単に話をするだけではもう進まないんですよ。総理、いかがですか。

野田内閣総理大臣 もちろん、単に話をするだけじゃだめだと思います。公式の会議だけで顔を合わせてということではなくて、まさに膝を突き合わせて問題意識を深く共有するということが大事であります。そういうことをこれからどんどんやっていこうということは、総裁とも合意をしております。その上で、だからこれは、政府と日銀の問題意識は、そこがないと思えます。

言葉遣いの話がさつきからありました、「中長期的な物価安定の理解」と。だけれども、二％以下のプラスの領域で、中心は一％ということをしつかり視野に置きながら、そのための金融政策を日銀が打っている。我々も当然、さつきちよつと二％と言いましたけれども、これからの目標、一％の後半のところまでいわゆる新成長戦略を組んでおりますが、そういうことを念頭に置きながら、その実現のために努力をしていきたいというふうに思っています。

西村（康）委員 決意が感じられないんですね、覚悟が。この成長戦略シナリオ、これでいいかどうかは別として、少なくとも物価上昇率は一・七％ぐらいにしよう、二％緩やかにしていこうと言われたのなら、その決意で、覚悟でやってくださいよ。

日銀は違うことを言っているじゃないですか、真ん中辺は一％です。しかも、物価安定の理解みたいな曖昧なことを言っているんですよ。政府がしっかりと目標を決めて、これは日銀法を改正しなきゃいけません、目標を決めて、それを日銀に指示する。あるいは、きのう前原さんが提案

されました、アコードを結ぶ。まあ、アコードという言葉はいろいろ誤解も、政府の財政が厳しいのを日銀が買い支えるといった誤解もありますけれども、協定、目標をしつかり共有する。

今、明らかに、二つのことで、一つは、目標が両方とも曖昧なんです。公式の場以外でも話をすると言いながら、目標設定が曖昧なんです。さらに、それを絶対にやってやる、二％のインフレ率、やってやるという決意がないじゃないですか。それをやるために、私は、日銀法の改正をぜひやるべきだ、先ほど茂木政調会長が提案したとおりであります。

きのう、前原さんもいみじくも同じような提案をされた。これを超党派でやるうじやありませんか。総理、いかがですか。両方の政調会長が同じような提案をしているんですよ。両党でできるじゃないですか。まず、デフレ、円高対策と一緒にやるうじやありませんか、総理。いかがですか。これは、総理に政治的な判断をお伺いしたいです。

中井委員長 その前に、政府と日銀の間に微妙なずれがあるという点を御指摘なさっておりますから、抽象論ではなしに具体的に、安住財務大臣と日銀総裁からお答えいただけます。

安住国務大臣 二％近傍を目指すという成長については、決してそこはないと思えます。（西村（康）委員「物価上昇」と呼ぶ）

CPIを長く統計的に見ますと、九五年からもうマイナスに転じて、一時的に、小泉構造改革の後の上昇で一％ちよつとに振れたときはあります

けれども。

ということとは、やはり先生、そういう金融緩和の話は私も再三御指導いただいておりますけれども、我が国の根本的な人口減少と需要の伸び悩みをどういふふうにかえるか。それで、財政出動については、積極果敢にそれはやる。

一方、それにあわせて、金融政策についても、日銀に対して果敢な決断を我々としても求めておりますので、そうした意味でのいわば方向性を合わせていく対応ということで、日銀としても、そこにお示しをいただいているような考え方をまとめておられますから、決してそこはないというふうには総理が御答弁になったのと私は認識は一緒でございます。

白川参考人 お答えいたします。

日本銀行は、再三申し上げますとおり、日銀法に定められている精神に従いまして、物価安定を通じて国民経済の健全な発展に資するということが適進しております。

それから、政府との間で認識の差があるというふうには思っておりません。先ほど来、総理から御答弁ございましたとおり、政府と日銀と、さまざまな場で意見交換も行っておりますし、それから、先般、官邸で総理と意見交換の場を持たせていただきました。その際にも、これから頻度を高めてまた意見交換を行っていきたいというふうに思っておりますし、認識の差があるというふうには思っておりません。

しっかりとこの問題に取り組んでいきたいというふうに思っております。

中井委員長 白川総裁、あなたは1%中心とおっしゃるし、政府は2%と言う。間に差があるんじゃないかとおっしゃっておるんですから、それに對して具体的に答えてください。

白川参考人 日本銀行が現在、金融政策の目標としていますが、めどとしています物価上昇率、これは2%以下で1%程度が中心だ、中心は1%でございます。これは……

中井委員長 2%で1%が中心というのは、どういう意味。

白川参考人 といいますのは、これは少し技術的な話になって恐縮でございますけれども、例えば英国の場合でいきますと、これも例えば2%プラスマイナス1%、これは幅を持ってあります。したがって、いろいろな中央銀行の対応がございます。ピンポイントで示せるケースもありません。それから幅で示せるケースもございます。

ただ、いずれにせよ、我々が目指している状況は、先ほど申し上げたような状況、つまり2%以下で中心1%、これを目指して今政策をやっております。

野田内閣総理大臣 デフレに陥ってから本当に相当長期の期間になってまいりました。これまでの政権でも格闘されてきたけれども、乗り越えることができませんでした。私も、政権を預かってから二年半になって、残念ながら、まだ抜け切れていません。

その意味で、超党派で意見交換をしながら知恵を出していこうという御提起は、私も賛同いたします。

西村（康）委員 ありがとうございます。

前向きな御答弁と受けとめさせていただきますが、念のため申し上げますけれども、資料の八に政府が目標を決めて日銀に指示をするというパターンと、協定を結ぶというパターンと、両方、これは各国やっています。

このようなことを念頭に置きながら、我々、消費税から逃げるつもりはありませんから、我々はもう10%を公約しているわけですから、私は政調事務局長でこれをまとめたわけですから、これは、しっかりと民主党内をまとめて案を出していただければ、我々は議論から逃げません。

しかし、それだけではだめなんです。それだけでは財政再建もできないし、日本経済はよくなる。今一番最初にやらなきゃいけないのは、このデフレ、円高対策なんです。

だからこそ、日銀法の改正を視野に入れつつ、これをやることを考えながら、ぜひ、これは両政調会長、同じような提案をされているわけですから、政調会長同士でやる、そう理解してよろしいですか。総理、いかがですか。

野田内閣総理大臣 私どもの今の政府の立場は、日銀としっかりと緊密に連携をしながら、問題意識を共有しながら、それぞれ機動的な対策を講じるといふ姿勢でありますけれども、超党派の中で円高対策、デフレ対策の議論をしていただくことは大いに結構だというふうに思っております。

西村（康）委員 消費税だけ超党派で協議しよう、増税だけやろう、そうじゃなくて、今、全体的な経済政策が大事なんでしょう。最初に申し上げ

げたたとおりです。だから、このデフレ対策をまず超党派でやるうじやありませんか。この厳しい日本経済、デフレ、円高から脱却させましようよ。総理、もう一回お伺いしますが、これは超党派でやりましようね。

野田内閣総理大臣 まさに国難ともいふべき状況を打開するために、今経済のお話もありました。財政の話もあります、社会保障もあります、そういう問題について胸襟を開いて議論するということは、私は大いに結構だというふうに思っています。国会だけではなく、まさに政党間の協議も大いにやっていただければというふうに思います。

西村（康）委員 前向きな答弁と受けとめさせていただきます。ぜひ、自民党からしっかりと案を提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

時間が大分たちましたので、イランの情勢についても幾つか、石油、エネルギーの情勢もお伺いをしたかったんですが、ちょっとホルムズ海峡の情勢についてお伺いしたいと思います。

これは玄葉大臣にお答えいただいたらいいと思うんですが、ワシントン・ポストに、イスラエルによる対イラン攻撃が四月 六月になされる可能性は高いと考えている、パネッタ国防長官がそう考えているという記事が報道されました。

その後、パネッタ長官はノーコメントを通されているようですが、万が一ホルムズ海峡が封鎖される、あるいはそういう交戦状態になる、イスラエル、イラン、そうすると当然アメリカも交戦することになるんだと思いますが、こ

うした状況について、万が一のことについてアメリカといる話もされていますか。言えないこともあると思いますが、言える範囲でお答えをいただければと思います。

玄葉国務大臣 西村委員おっしゃるとおり、イスラエルの立場は、外に表明をしている立場として、あらゆるオプションを排除しない、こういふふうに言っている、そういう立場表明があるというふうに承知をしています。

ホルムズ海峡が封鎖をされるといふふうになると、日本の場合、これも御承知のとおり、日本に来る原油の八五％はホルムズ海峡を通過している、LNGはたしか二割弱だったのではないかと、いふふうに思います。したがって、この問題について、アメリカだけではなくて、国際社会全体で深刻な懸念を共有しています。

米国との連携は極めて大事でありますので、まずは効果的な制裁というものを行う。そのために一つは能動的に動く、効果的な制裁たり得るためにどうするかということ。もう一つは、独自のイランに対する働きかけは、どこかのタイミング、適切なタイミングで行っていく。両面から能動的な動きというものが日本政府に求められているというふうに考えて行動しております。

西村（康）委員 いろいろなオプションを排除しない、さまざまなおプションを排除しないということでありまして、万が一そういう状況になるといふことも考えられるわけでありましてけれども、万が一交戦になり、ホルムズ海峡が封鎖をされるといふふうなとき、日本の自衛隊は一体何が

できるのか。

これは防衛大臣、自衛隊が何をできるのか、お伺いしたいと思います。

田中国務大臣 この素案につきましては、防衛省としましては、今のところ、対応については、具体的に検討してある内容ではございません。

そしてまた、今議員が御指摘のように、私は、外交努力でこの問題は対処をしていくということが政府の大前提であるというふうに認識をいたしておりますし、今の我が自衛隊の法案の中では、このことについては、対処をするというふうな手間は持つておらないということでございます。

西村（康）委員 ちょっと答弁がよくわからないんですが、自衛隊が対処する手段は持つておられないということですが、掃海艇は過去に派遣をしているわけですね。余り細かい事実関係だけを聞くつもりはありませんが、いざというとき、先ほど玄葉大臣が答えられたように、日本の石油の八割はあそこを通ってくるわけです、ホルムズ海峡、ペルシャ湾から来るわけです。それがとまったときに日本が何もしないということは、あり得ないんだと思うんですね。

そのときに自衛隊は法的に何もやれることがない、それは違うと思えますね。どの法律に基づいて何ができるのか、しっかりと答えいただきたいと思えます、大臣。

渡辺副大臣 掃海艇が派遣されたのは湾岸戦争の後。ただ、戦争が終結をしていました。ですから、機雷の除去ということ、これはたしか、あのときは海上警備行動で行ったと認識をしていま

す。その後、法案ができるまでの間の検討段階では、たしかいろいろな議論がされていったと思えます。ちよつとそこところは今正確に、二十年前の話でございますので少し失念しておりますけれども。

今、現状、イランが例えば機雷を敷設して、ここでホルムズ海峡を封鎖した場合に、我が国の艦船が、例えば自衛隊が行ってこれを除去できるかといったら、現行の法律ではできないということでございます。集団的自衛権に抵触するおそれがある。

ですので、これがもしイランではなくて、戦争が、軍事的な緊張が終結したところで、そこで不明の機雷を掃海艇が除去に行くことはできませんけれども、もしここでホルムズ海峡を封鎖することによって、今、現行、自衛艦が行くことは、これは大変ハードルの高い話だと理解をしております。

西村（康）委員 平成三年時点では、自衛隊法九十九条に基づいて、まさにおっしゃった掃海艇を派遣して機雷の除去をやったようでありませぬけれども、これは、きょうは余り時間ありませんし、ぜひ整理をして、何ができるかということはお示しをいただきたいと思えます。

委員長、お取り計らい、お願いします。
中井委員長 承りまして、理事会でも協議の上、政府に申し入れをいたします。

西村（康）委員 その上で、これは玄葉大臣でいいんでしょうか、周辺事態法、これが使えるのか使えないのか。

玄葉國務大臣 周辺事態法は、基本的に、御存じのように、あれは事態の性質に着目した概念でありますから、どここの国ということは言えません。ただし、もう過去の答弁でありましたように、いわゆる地球の裏側、その中で、中東を含めて想定していないということがこれまでの政府の答弁だったというふうに思います。今、ホルムズ海峡というお話だったと思いますので、そういうことを申し上げます。

西村（康）委員 確かにこれは自民党政権時代にも、アフガン情勢、イラク情勢について何ができるかというふうなことも検討しました。そのときには、確かに、日本の安全保障にどの程度影響があるかという観点から、これは無理じゃないかという答弁は自民党時代もやっております。

ただ、ホルムズ海峡、今まさに言われたように、日本が輸入する八〇％の石油がそこを通ってくる。これは日本の安全保障に重大な影響を与える事態だと思っております。

ですから、きょうは答弁は結構ですけれども、周辺事態法が使えるのか使えないのか、これもぜひ検討をしていただきたい。私は、周辺事態法、万が一アメリカ軍が出て後方支援なりをやる必要が出てきた場合は検討すべきだというふうに思いますので、これも検討をお願いしたいと思います。

委員長、取り計らいを。
中井委員長 理事会で協議して、合意の上で、政府に申し入れます。

西村（康）委員 その上で、総理にお伺いをいたしますけれども、もし自衛隊法九十九条の掃海

艇派遣も使えない、周辺事態法も使えないとなつた場合に、仮にイランで何かがあり、ホルムズ海峡で何かがあった場合、日本の安全保障には相当重大な影響がある。このとき、日本は何もしないのか。またイラン特措法なるものをつくらない間に合わない。新しい法律をつくって、新たな枠組みで自衛隊を何らかの形で派遣をする。毎回同じことをやるわけですね。アフガンで起こつたらやる、イランで起こつたらやる。

先般、石破委員の方から御質問をされ、一般法をちゃんとつくっておくべきだ。総理は煮え切らない御答弁でありましたけれども、総理の補佐官である長島昭久補佐官、私は超党派で安全保障の議員連盟をやっております、そこでは恒久法、一般法をつくらうということで見解がまとまっております。総理の補佐官ですよ。安全保障担当の補佐官だと伺っています。

総理、毎回毎回特別措置法をつくる、そんな時間はないわけです。今回もし急に何かが起こつたとき、また法律をつくらなきゃいけない。ぜひ一般的な法律をつくるべきだと思えますが、総理、改めてお伺いします。いかがですか。

野田内閣総理大臣 まずは、イランの問題について何よりもやらなきゃいけないのは、国際社会と協調しながらどういうことができるか。対話と圧力、今は、圧力では国際社会と協調してやってるものもあります。日本独自の働きかけの対話もやっていかなければいけない。こうしたまに外交的、平和的な努力によって問題解決に向かつていくというのが基本中の基本です。

一方で、先ほどの議論にもあつたとおり、ホルムズ海峡というのは日本にとって大変重要なところであつて、エネルギー源はそこに頼つていてるところを考えたときに、何か起こつたときの想定というのはやはりやらなければいけないと思います。それは、まさに戦闘状態のときはいろいろな限界があるかもしれませんが、その前にできること、あるいはその後に行けることを含めて、何ができるかということの議論は、これは当然やっておかなければいけないと思います。

その上で、なお、特別措置法は云々とか一般法をどうのという議論までの段階ではまだないと私は思いますが、ただ、一般法の議論は、超党派でいろいろな議論があることも私もよく承知をしています。そういう議論自体を進めるといことは、私は全然問題はないというふうに思います。

西村（康）委員 また外交、安全保障の集中審議もありますし、石破委員もまた立たれる機会があると思いますので、そちらに譲りたいと思いませんけれども、今の答弁は、この間の答弁よりかはちよつと前向きになつておられたんじゃないかと認識をいたしましたので、引き続き、また長島補佐官初め民主党の皆さんとも案をまとめるべく努力をしたいと思えます。

私は、毎回毎回つくるよりかは、やはり一般的な法律を、常に、いつでもできる用意をしておくべきだというふうに思いますので、そのことを申し上げたいと思えますし、何も、武力を使うことを前提に常に行うわけじゃありませんので、外交力というのが一番大事で、戦わずして全て解決し

ていくのが何より大事であります。しかし、民主党の外交力には心配があるから、あえてこういうことも申し上げているわけでありませぬ。

最後に、もう時間がなくなりましたけれども、TPPの話も少しさせていただいてと思います。

私は、TPPは基本的に賛成の立場で、アジア太平洋の繁栄のためには、新しい貿易や投資のルールをつくつて、あるいは知的財産のルールをつくる、それをASEANやAPECの場で広げていく、中国やロシアにもそうしたルールを守つてもらつて、これが大事な一つのプラットフォームになるというふうに理解をしております。

しかし、日本の農業のことを考えたり、あるいは医療、医療はもう大丈夫だということを発表されましたけれども、当初は、日本の医療保険、皆保険制度が崩壊するんじゃないか、崩壊させられるんじゃないかと言われていました。農業についても、何も丸裸になつて、全部関税を直ちにゼロとしろ、こんなことができるわけがありません。いろいろなセンシティブな品目があるということ、これは私は前にも総理にどこかの委員会で申し上げましたけれども、最初にオバマ大統領に会つたときに、日本はセンシティブな品目があるということにはぜひ言つておきたいということを申し上げましたけれども、先般、アメリカに行つて、USTRやホワイトハウスにも私からそういう話もおきました。

それで、あえて一つ、二つだけ、もう時間がありませんので最後にしたいと思いますけれども、アメリカは、オーストラリアと結んでいるFTA

については、二国間でFTAを結んでいますね。砂糖や一部の酪農製品は例外品目として入ります。アメリカの主張は、もうこれは再交渉しない、そのままにするんだということを言っています。

つまり、アメリカは、自分のところのセンシティブな砂糖や一部の酪農製品はもう例外品目扱いだ、しかし、後から入ってくる日本は例外品目なしですよ、こんなことを言っているわけですね。これは猛反論しました、そんな不公平な取り扱いはあるかと。この点、アメリカは自分の思うようにやるつもりでいる。これはもう徹底的に、まさに交渉で、外交力、まあ、そこまで言う話でもありませんけれども、やらなきゃいけません。

それから、基本的に、米韓FTAをベースにいろいろ考えていることがよくわかりました。アメリカの自動車業界は、韓国に対して、一社当たり二・五万台の枠というか数値目標というかアメリカで検査をすれば、もう韓国で検査なしにそのまま輸出できるように仕組みを入れている。しかし、日本はこんなもの受け入れられない、数値目標みたいなものは受け入れられないということも申し上げてきました。

このあたりの交渉、きのう幾つか発表されていますけれども、アメリカは自分たちは例外扱いするけれども日本はなし、こんなこともあり得ないし、日本は数値目標みたいなことは受け入れられないし、こうした方針はきつちりと守つていただきたい。丸裸になつてやる、アメリカの言うとおりにしますというこの姿勢は、絶対にこれは受け入れられませんので、このことは玄葉大臣がいいで

すか、お答えをいただければと思います。

玄葉国務大臣 野田政権の外交、着実に、結果重視で成果を上げますので、そのことをまず申し上げたいと思います。

その上で、今の TPP の話でございますけれども、今回も、包括的経済連携の基本方針に基づいて、作業、こちらの対応をしていくということを行いました。それは、すなわち、センサティブ品目に配慮をしながら、しかし、全品目テーブルにのせます。おっしゃったとおり、問題は交渉の中で、今のような、かち取るべきものをかち取っていくということが大切です。

米韓が、確かに私も参考になるといふふうに思いますし、どうもアメリカは参考になっているということも間違いありません。九千から九千五百タリフラインがありますけれども、例えば一％の除外を認めるといことは九十だ、米とその調製品で大体三十四のタリフラインですからそういったことも含めて。

おっしゃるとおり、例えば自動車で数値目標、私自身はあり得ないと思います。そういうことをやらないために、まさにこういった高いレベルの経済連携というものが行われている。

現在、米国との関係では、まだ米国自身が何を要求してくるかということについて整理できていません。ただ、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、公的医療保険制度、これはもう要求しません。それと単純労働者の問題、これも一切要求しません。ここはもう、はっきり米国側から表明があったということでございます。

ですから、そういう意味で、今、西村委員が言っていたいただいたような立場で臨んでいきたいというふうに考えております。

西村（康）委員 もう時間が来ましたので最後になりますが、これまでの交渉、さまざまな二年間の外交の姿勢を見てきて、心配だから申し上げているわけでありまして、ぜひ、日本の国益、日本の主張をしっかりとさせていただきたいと思っております。それから、今回、一人大臣がふえるということで、実は私、いろいろ期待をいたしました。総理は、消費税重視でありますから、岡田副総理の負担を軽くするというところでいろいろ考えられたんだと思います。私、古川さん頑張っておられますけれども、いろいろ兼任をしておられる、科学技術とか宇宙とか。先ほど申し上げたように、今、経済財政全体を考えて、日本の経済をどうするか、財政再建を含めどうするかということを考えなきゃいけない。これは、私は、古川さんを専任にする、もっと軽くしてあげる、そういう考えもあつたと思っております。

あるいは、TPP についても、どこが司令塔でやっているのか。いつも各省ばらばらな試算を持つてきて、調整していませんということでありまして、私は、そういう司令塔、税だけじゃなくて、今大事な TPP であつたり、あるいは、最も大事なのはデフレ、円高対策でありますから、その司令塔を大事にするということ期待を申し上げます。残念ながら、そんなふうになつていないようであります。

いずれにしても、きょう、超党派で幾つか申し

上げました。何とか政治が前に進むように、我々も提案をしていきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願います。

きょうはありがとうございました。

中井委員長 この際、鴨下一郎君から関連質疑の申し出があります。石原君の持ち時間の範囲内でこれを許します。鴨下一郎君。

鴨下委員 きょうは年金の話であります。

今国民の皆さんは、年金の話、幾つかの局面と申しますか、ディメンションがあつて、なかなか理解しにくい話になつておりまして、一つは、今動いている現行制度、岡田副総理はそれを旧制度と言っているけれども、まだ旧制度じゃないんですね。現行制度であります。立派に動いている現行制度。

それから、民主党がかねてからおっしゃっている、いわば全額税方式、こういうようなことである、私はそれをこれから民主党案といいます。

それからもう一つは、今、素案に書かれている話で、現行制度を少し手直して修正している、こういうようなことをやっている。私は、これは修正の現行制度、あるいは修正の賦課方式、こういうふうな位置づけたいと思います。

そうすると、今、三つの制度についてきょうは議論をしたいと思つていますが、まず総理大臣にお伺いしますが、現行制度がぼろぼろだという話を、鳩山さんなんかはもう何回も何回も言つていて、国会の場でも現行制度はぼろぼろだと言つていたんですけれども、御認識として、この現行制度はぼろぼろなんですか。

野田内閣総理大臣 それぞれの政治家でちょっと表現の仕方はいろいろあるかもしれませんが、まさに年金は国民の老後の暮らしを支える大変重要な柱であるということであります。しかし、一方で改善すべき点もいろいろある。そういう意味でそういう御指摘をされたというふうに思っています。

鴨下委員 今ですと、現行制度を是認した上で、足らざるところはきちんとする。それはまさに正當な理論であります。ですから、それだつたら我々はきちんと議論に応じられるんだけれども、最初に、現行制度はぼろぼろだ、これはもう終わっている、破綻している、こういうようなことを言われると、そうすると、実際には、総理もよくわかっていてと思うけれども、一億人の人がかかわっている制度であります。

例えば現役世代でいうと、約六千万人の方が毎月毎月きちんと保険料を納めてくださっている。加えて、約四千万人の人が給付を受けている。こういう制度なんです。こういう制度を、頭からこの制度はぼろぼろだ、もうこの制度は破綻している、こういうふうに言われちゃうと、もう議論にならなくなっちゃう。

だから、民主党案は、それを頭からひっくり返して、もう一度新規に立て直す、こういうような論拠だつたんだろうと思うけれども、岡田副総理、そういう認識がもしあるんだつたら、ちょっと改めないで我々と議論がしにくくなる。

岡田副総理の見解を聞きたいと思えます。
岡田国務大臣 国民の中に広く年金不信があるということとは事実だと思うんですね。それは、以

前は五年ごとに改定してきた、することに保険料が上がって、そして支給開始年齢も先送りになった、そういう中で、残念ながら、広く年金不信があることは間違いない。

なぜそういうふうになるかといえば、やはりそれは人口構造の変化が私は最大のものであるというふうに思います。将来の少子化というのは、ある程度もつと早く見通せたはずですけども、なかなかそれが制度に反映されてこなかった。もちろん、長生き、寿命が延びたということは、これはうれしい誤算であります。うれしい誤算ですが、これも年金制度に影響している。

そういう中で、これは与党、野党ということではなくて、共通の問題だと思えますが、私も、自民党時代にも年金制度の五年ごとの改正に厚生委員として参加をしたことがありますし、野党になってから参加をしたこともあります。具体的に最後の詰め段階になると、どうしても、いろいろな御要望がありますから、甘くなってしまう。より先を見通して厳しいというよりは、甘い案に落ちついてしまうということがあったというふうに思っています。

やはりここは厳格にといいますか、事態の変化というものを捉えて年金制度に手を加えていかなければいけない、それがまず前提です。

その上で、我々は、この急激な人口構造の変化の中で、今の年金制度の手直しでは限界があるんじゃないかというふうに思って抜本改革を御提案させていただいてあります。

ただ、その中で、委員御指摘のように、今年の

金制度がぼろぼろだとか破綻しているとか、そういう言い方は、私は、生産的ではなかったし、もしそういうふうに私が言ったとしたら、それは申しわけなかったというふうに思っております。

本日に今の年金制度の手直しでつないでいくことが可能なのか、それとも根本的に変えていかなきゃいけないのか、そういうことも含めてぜひ各党間で御議論いただき、どっちの結論になるうとも、それは各党合意の上で、いや、やはり今の年金制度で変えていく方がより弊害が少ないんだ、それは可能なんだということになれば、そういう選択肢だつてある。逆に、我々の抜本改革でないとはやはり無理があるというのなら、それにも賛同していただきたい。

そういうことで、ぜひ御協議いただければというふうに思っております。

鴨下委員 今、副総理の話は、極めて我々に歩み寄ってきたなと思って。現行制度を全面否定するところからマニフェストは立論されているので、これはなかなか歩み寄れないんですよ。

それはなぜかという、ぼろぼろだと言われながら、保険料を納めている六千万人の人たちはせない気分になるし、それから、給付を受けている四千万人の人たちは、あっ、これはもしかすると俺たちの老後はどうなっちゃうんだ、俺たちの老後がぼろぼろになっちゃうんじゃないか、こういうふうな不安をおぼえるような話は、今、岡田さんおっしゃったように、生産的ではない。

だから、私は、今の現行制度は、足らざるどころは確かにあります、そういうようなものをきち

んと修正して、そして、みんなが将来的に安心できるような制度にしていくというのが政治の役目だと思つて、きょうは、極めて冷静に議論をしたいというふうには思つてゐるんです。

そして、加えて、今、岡田さんが、五年ごとにいろいろと保険料率を上げたりそれから給付をカットしたり、こういうようなことをしてきたから、この制度は持続可能じゃないんじゃないかとお話しになつたけれども、そうじゃないんですよ。五年ごとに再計算をして持続可能にしていきたいための工夫をしていくのが、これが再計算の本旨でありますから、だから、それをきちんと考えつつ、これからやつていけないといけない。

それからもう一つ、岡田さんは、今、人口構造の変化がある、この人口構造の変化に対して対応していく。もちろんそうです。だから、我々は、受給されている人たちにはお気の毒だけれども、経済の状況によつては、マクロ経済スライドというふうなことで年金の給与をカットする、それから、最高の料率を一八・三%まで引き上げて、現役世代にも協力をいただく、こういうようなさまざまなことを工夫して、持続可能にするためにどうしたらいいか、こういうようなことをやつてきたわけでありまして、これに対して、民主党案は、いや、これは不合理性があるから全部ひっくり返すという話になると、なかなかうまくいかない。

そこで、まず一つお伺いしたいのは、民主党がかねてから、もうずっと七、八年前から提案している民主党案の年金の基本理念というのは一体ど

こにあるのかということをお教えいただきたい。

私がちょっと直観的に感ずるのは、割合と高所得の人から無年金、低年金の人にいわば所得の移転をするというようなことではなしておこう、こういうようなことなのかなと思つてゐるんだけれども、そのことについて、岡田さんのお考えがあれば。

岡田国務大臣 年金制度の基本は、私は、老後の生活保障というふうに思います。それが基本理念であるということです。

ただ、現状を見ると、所得の少ない方で、国民年金に加入しておられない、あるいは、加入されても保険料はわずかしか払えていないという方がたくさんいらっしゃる。やはりそこに光を当てなければいけない。所得の多い方は、ある意味では公的年金がなくても自分でやつていける、そういう人もいらっしゃるわけですが、そうたくさんいるとは思いませんが。そして多くの、年金が十分に受け取れない、そういう人たちが一方でいる。やはりそこに光を当てて、しっかりと、最低限の年金は受け取れる、そういう制度にしたいというのが私たちの考え方です。

結果的には所得の多い方の公的年金の給付を削つて、そして所得の少ない方に行くという、最低保障年金と比例年金をあわせるとそういう結果になつてくるかもしれないが、問題意識としてはやはり所得の少ない方の年金給付をしっかりと確立するというところにあると思つてます。

鴨下委員 ただ、皆さんの方式も賦課方式に準ずるやり方をとるんでしょうから、そうすると、

年金の保険料を払つてゐる人たちで、それなりに所得に応じて高額で払つてゐる人たちからある意味で召し上げて、そして低所得の人たちに還元していく、こういうような話というのは、賦課方式からいうと空洞化しやすいんですよ。本人たちは自立してゐる人たちは、場合によると自分で積み立てた方が、あるいは民間保険でやつていった方がいという人たちが一抜け、二抜けしていくと、この制度そのものの持続可能性という意味ではなかなか難しいところが出てくる。

だから、賦課方式をおとりになつて、そして低年金の人たちいろいろなと手厚くしていくという話になると、年金の枠組みの中だけでそれをやる、自己矛盾が出てくる。そのことについては、私は十分に配慮していかないとなかなか難しいことになつてくるんじゃないかというふうに心配しています、それはそれでいいけれども。

ただ、きょう、私は一部の報道で聞いたんですけども、民主党の考え方として、最低保障機能をつけるために、低年金の人たち、あるいは無年金の人たちも含めてなのかわからないけれども、対象五百万人ぐらいの人に五千円から一万円の給付の上乗せをしよう、こういうようなことを考えているという話を報道で聞いたんだけど、民主党の中にそういう議論というのはあるんですか。小宮山国務大臣 それは、今委員御指摘のように、委員がおっしゃるその民主党案へ移行するには大変時間がかかりますので、現在の制度の中でどう改正していくかという中で、低年金の方々に今五千円とおっしゃいましたけれども、六千円を

ベースに支給をする。それにあわせて、免除期間の部分が三分の二になっていて、その二分の一にすることによって、人によっては一万円以内、それを乗せていくという考え方は今議論をしております。

鴨下委員 今、民主党の中で議論としてやや成案に近いものが結論づけられた、こういう話をきのうかきよの報道で聞いたんだけど、これは大臣が関与しているんですか。大臣というか、厚労省が関与しているんですか。

小宮山国務大臣 これは厚生労働省の方でも、今、年金部会を含めて御議論をいただいでいて、厚生労働省としてもそのことは一緒に話し合っただけです。

ただ、先ほど委員がおっしゃった高所得の方から移すのかといいますが、それは税の部分について言っているので、所得比例の部分は所得に応じてやりますので、税と保険料の部分を私どもは分けて考えているということをご理解いただければと思います。

鴨下委員 最初に言ったように、それは現行制度を修正するための税を入れるという話でしょう。それは民主党案のいわば最低保障年金とは別の次元の話ですね。そのことにどういう税を、どの財源でどのくらい入れるんですか。

小宮山国務大臣 それは、今の修正ではありませんけれども、先ほど申し上げた民主党案の税のところを低所得者に厚くしていく部分と、これは考え方としては通じるものがあると考えています。

鴨下委員 それは通じるとか通じないとかじゃ

なくて、税を入れる話というのは、どの税をどういふふうに入れるんですか。

そして、これはさっき私たちが言った、現行制度を修正する上で最低保障機能を高めていくという話の脈絡なんだろうというのは類推はできるんですけども、具体的に言うのと、それはどういう税をどのくらい入れるんですか。5%の上げる税を見込んで入れるんですか、それとも交付国債を財源とするんですか。

小宮山国務大臣 これは、今考えているのは、今の制度を改善する、修正する部分として、税を入れていく部分に限って言っているわけですので、税を入れていく部分の、今基礎年金の半分は税になっていきますよね、その税の部分を高所得者の方はちょっと一時遠慮いただいで、そうしたものを財源に加えて税の部分で低所得者の方に厚くしよう、そういう考え方でございます。

鴨下委員 岡田副総理はこのことについてどう思いますか。

岡田国務大臣 まだ厚労省あるいは党で検討されているものですので、私がコメントすることは控えたいと思いますが、たまた、ちょっと私がさっき言ったことで誤解されている部分があるかもしれないので申し上げますが、高所得者の年金を削って低所得者の充実に充てるというのは結果論でありまして、我々がやるうとしていくことは、最低保障年金を高所得者には払わないということなんです。そして、今はそこが基礎年金、国民年金ということが高所得者にも税金が半分入りますよね、その分がなくなるといふふうには基本的

にはお考えいただきたいと思えます。

鴨下委員 それは、今、岡田さんが言っているのは民主党案の話でしょう。だけれども、小宮山さんが言っているのは、現行制度の修正のところであらうという話をおっしゃっているの、徐々に、それが何十年かかかって収れんしていくのかもわからないけれども、今言っている話というのは、たちまちこの国会に諮る話なんですよ。

全然わからない。そういう話をどうして、厚労省を含めて民主党でまとめたという話の報道があったけれども、今、大臣はあたくもそれを是認するように答弁なさったけれども、本当にそうなの。

小宮山国務大臣 それは、先ほど申し上げたように、税の部分について高所得者の方から低所得者の方に一部移動させるといふ、これは税負担の部分について考えていますので、これは将来の民主党案と同じような考え方に基いて、今、党でも御議論いただいでいますし、年金部会の方でもこれはキャッチボールをしながら考えていまして、こういう考え方で法案を出させていたいただきたいと思っております。

鴨下委員 税の部分というのは、今、岡田さんがお話しになったように、高所得の人たちの基礎年金を削って上乗せするという話なんです。そんな制度設計の話、誰がどこでやっているの。

小宮山国務大臣 それは民主党と厚生労働省の年金部会の方でやっております。

ただ、高所得者の方から回す分だけでももちろん低所得者の分を全部賄えるわけではございませんので、今回、1%の機能を充実する部分で年金

に充てる〇・六兆円、その財源も使わせていただくという形でやりたいと考えています。

鴨下委員 それはいつからやるという話ですか。しかも、ここにいる総理大臣とか副総理とか何か余り理解していないような話だけれども、小宮山大臣独断でやっているんですか。どういうデュープロセスを踏んでやっているのかというのをちよっと説明してくださいよ。

小宮山国務大臣 これは、社会保障と税の一体改革の中にきちんと書き込んでいますのでございます。これは、法案を提出させていただいて、その施行をすると定めるところからやらせていただきますかと思っております。

鴨下委員 だから、その財源と、それから時期、あの素案の中に書き込んであるわけですね、そういう話は。

そうすると、それはいつからやる話で、交付国債だとか何かと関連性はどうかしているんですか。小宮山国務大臣 それは、消費税が一〇%上がったところからやらせていただきます。このことと交付国債は関係ございません。

鴨下委員 一〇%に上がるときというのは一五年ということ、そのときにやるんですか。それでは、その法案はこの国会には出さない。

小宮山国務大臣 このことも、今回、消費税法案を出すときと合わせて出させていただく厚生年金の部分の改正案の中に盛り込ませていただきます。

鴨下委員 ということは、これは、消費税上げの法案と同時に厚生年金の改正法案の中に出てく

るといふ話なんですか。通るんですか、そういう話で。

私は最低保障機能を高めていくということに異論があるわけじゃないけれども、それについては国民の、さつき申し上げたけれども、いわば年金を払っている人たちというステークホルダーがいて、そして年金を受給している人たちがいて、そのバランスの中でやるんですよ。だから、みんなが納得しないと年金制度というのは動かない。

それを、例えば皆さんは、先ほど私は岡田副総理に聞いたんだけど、今回のいいいますか、基本的に民主党の年金制度というのは所得の再配分なんです、高い方から低い方へなすということなんです。高いうたら、それは是認なされたけれども、今回の話というのはそれを前倒してやるうという話。

私が言っているのは、自分で言っているのもわからなくなっちゃうんだけど、現行制度と民主党の最低保障年金と、それから素案に書いてある現行制度を手直ししてこうという話において言えば、小宮山大臣が言っているのは、現行制度を手直す中で、もう既に最低保障機能としては、今言ったように六千円とか一万円上乗せという話を結論づけてこの六月に諮ろう、こういうふうに行っているということですね。

小宮山国務大臣 先ほど申し上げたように、あくまでこれは税の部分です。税の部分については今委員がおっしゃったとおりです。ただ、所得比例年金は、これは所得に比例して払っていただく形になっていますので、保険料と税の負担にかか

わる部分を分けて考えているということは御理解いただきたいと思えます。

鴨下委員 いや、それは大臣、混同している。民主党案について私聞いているわけじゃないんですよ。現行制度の修正について話を聞いているんですから、そのことについて、別に報酬比例部分がどうしたとか、そんな話じゃないですよ。基礎年金の中で、もう基礎年金そのものをいじって、高額の受給をされている人たちからは削って低年金の人に上乗せするという話をこの六月の法案で出すんですかという話を聞いているんです。

岡田国務大臣 この社会保障・税一体改革の素案ですね、その中にそういうことも書いてあるわけでございます。

まず一つは最低保障機能の強化ということで、「年金制度の最低保障機能の強化を図り、高齢者等の生活の安定を図るため、以下の改革を行う。」一つが低所得者への加算。「低所得者に重点を置いた、老齢基礎年金額に対する一定の加算を行う。」

もう一つが高所得者の年金給付の見直し。「高所得者の老齢基礎年金について、その一部（国庫負担相当額まで）を調整する制度を創設する。」この法案は、「平成二十四年通常国会への法案提出に向けて検討する。」

そういう素案に沿った考え方でございます。

鴨下委員 もしそういうようなことで中央突破されようとするんだしたら、今、民主党案、最低保障年金、税方式、これをやる必要ないんじゃないんですか。最低保障機能を今言ったような形で

なさるんだつたら、低年金、無年金対策は現行制度の修正で大体事足りる。

我々も、それに最低保障機能をつけていくというのについてはいろいろと工夫をする必要があると思っているし、それを年金の枠の中、年金の世界の中でやるんじゃないかと、最低保障機能は福祉的要素もあるから、別途財源を探してやるという考えもあるし、年金の中での再配分でやるかどうかという話もあるけれども、言っていることがわかりますか。

だから、そういうような意味でいうと、現行制度を修正するということでもし最低保障機能がきちんと、今お話しになったようなことを各ステークホルダーに納得させられれば一つの考えでありますよ。だから、そういうふうにするんだつたら、そういうようなことを提案なさつたらいいし、それに対して、では、それを進めながら、なおかつ現行の制度、一億人かかっている制度を全部ひっくり返して、新しい制度を四十年後に立ち上げるといふ根拠は一体何なんですか。

岡田国務大臣 委員は非常にいい御議論を提起していただいていると思います。だから、この協議が必要なんです。

ですから、現行制度で税の部分に限って、所得の多い方には少し御遠慮いただいて、それをもって低所得者の方の年金に使っていく、これで十分な対策になればそれはいいわけですが、それでは必ずしも十分にならないということで、我々は、所得比例年金ということを創設する形で、より抜本的な改革が必要であるということを説明してい

るわけです。

ただ、いずれにしても、そういうことも含めて、しっかり各党間で御協議いただければというふうな思っております。

鴨下委員 今、各党間で審議をしているんですよ。それで、ここが一番、国民に向かって審議をする場としてふさわしいと私は思っている。それは、総理も座っているし、財務大臣も座っているし、厚労大臣もいるし、各党の議員もいるし、テレビの中継もされているし、こういうようなところで議論する、これ以上の協議の場というのがありますか。ですから、私はここで具体的に話をしているんです。現行の年金制度に少し最低保障機能を、今の御提案は一つの提案だけれども、こういうものを入れて、そして無年金、低年金対策をきちんとする、それから加えて、未納、未加入の問題だとか何かについてもこの議論の中でやればいい。

そうすると、岡田さんがおっしゃっていたかどうかは知らないけれども、民主党案というのは単純に言うと、無年金、低年金の問題、それから未納、未加入の問題があるじゃないか、だから、この制度を全部根っこから見直して、新しい制度をつくった方がいいじゃないかというのがそもそも立論なんですよ。

だけれども、それには、年金制度というのはずっと昭和三十六年から続いている、ワンクールで大体七十年から八十年かかる。四十年納めて、その人が年金を受け取り始めてから亡くなるまで七十年かかって、そして、年金を払い始めるまで

の二十まで勉強して、働き始める。そうすると、全体で、一つのワンクールとして七十年から九十年かかる制度なんです。医療だとか介護というのは単年度だから、ことし不合理があれば来年ぱつと変えれば、それはそれで一つの整合がとれるんだけれども、年金というのは九十年で一回りしてワンクールなんです。

だから、それを、まだ五十年、六十年しかたっていない制度をもう一度根っこ変えてやるという話というのは、一億人の人たちを不安に巻き込むんですよ。

それで、小宮山大臣、今、未納、未加入の人たちというのは、例えば二年間、年金保険料を払っていない人たちというのはどのくらいいらっしゃいますか。

小宮山国務大臣 今、未納者は三百二十万人、未加入者は九万人と推計されます。

鴨下委員 大体三百万人ぐらいの人たちが未納、未加入、二年以上年金を払っていない人たち。そうすると、一億人かかっている制度で、三百万人の人たちのために制度を全部ひっくり返す話というのは、私は、効率的ではないし、多くの人たちの理解を得るために物すごいエネルギーがかかる。

加えて、岡田さんは、制度の移行に約四十年ぐらいかかるという話をおっしゃっているけれども、四十年かけたときに、私たちが今現在、未納、未加入、低年金、無年金の対応をしななければいけないということはあるけれども、四十年先にそれが実現するということが、本当にこの制度を変え

る必然性になるんですか。

そういうような意味においては、私は、修正して、例えば現行制度の足らざるところ、残念ながら我々もそれについては十分に対応できていなかったことを皆さんからわあわあ言われて、そして反省もし、なおかつ修正した賦課方式というのを提案して、それが結果的に今の素案そのものなんですよ。

だから、それは坂口大臣のところからずっと問題意識を持って、それで百年安心と言ったら皆さん冷ややかに笑ったけれども、年金制度というのは九十年で一つのワンクールなんです。だから、一人の人が生まれて亡くなるまでのこの一生をきちんとフォローするという制度にすることということが重要で、それが半分、五十歳になったときにぼつきり折れて、また別の制度になるというのは、これはいたずらに不安をあおるだけ。

だから、私は、ここは三党協議あるいは与野党協議の場だと思っているから、きちんとした真面目な議論をしたいと思っているんですけども、現行制度、足らざるところはありました。それをきちんとこれから修正していくというのが、皆さんが提案されている素案です。そして、それを今度はやっつていこうじゃないか、そのために、例えば二分の一の財源として、交付国債はただけなけれども、公費負担をふやしていこう、まことに結構なことだと思つ。

それから、あとは、例えば最低保障機能を高めていく上で、これは公費で入れるのか、年金の中で再配分するのかというのは本当に難しいところ

なんです、議論として。そういうような最低保障機能を高めていくというのは、低年金の人たちの救済にはなるけれども、実際には、真面目に納めていた人、あるいは一生懸命四十年間納め切った人、こういうような人にとってみると、モラルハザードになる可能性がある、払わなくてもそこそこもらえると思えば、だから、そういうことを踏まえて制度というのはつくっていくんですよ。

ですから、私は、岡田さんにきょう強く申し上げたいのは、もうそろそろ旗をおろしたらいかげすか。そして、今の素案に書かれている、現行制度を修正して足らざるところを補っていつて、一億人がかかっているこの制度を十全のものにするために、我々と一緒に議論しましょうよ。そして、今こうして議論しているんです。

このことを、岡田さん、そろそろもう意地張らないで旗をおろしましょうよ。

岡田国務大臣 いろいろと興味深い話をありがとうございます。ありがとうございました。

本当に、この人口構造の変化というものを乗り越える、中立的な制度をつくらうとすれば、それは積立方式にまでないかと無理なんだろうと思えます。実は、我々、私とそれから野田先生初め自民党の先生方で年金制度の抜本改革を議論したときに、そういった制度を提案したこともございます。しかし、これはより簡単ではない、より難しさがございます。過去債務という問題もある、それをどう処理していくかということがある。

したがって、我々の制度も完全に積み立てに移行しているわけではなくて、そういう意味で、人

口構造の変化にやはり影響は受ける部分があつて、そこはやや割り切れないところがあることも事実です。

ただ、やはり、これだけの人口構造の変化の中で、それを少しでも乗り越えていく、そういう制度をつくる必要があるというのは私たちの根本にある問題意識で、委員は、年金というのは長く続くものだから途中で変えることは不安をあおる、そういうふうにおっしゃいますが、そういう見方もあるけれども、しかし、やはり変えられるときに思い切つて変えるべきだ、そういう見方もできると思えます。まさしくスウェーデンではそういう形で、超党派で議論をして年金制度を変えたというふうに私は思っているわけです。

ですから、そういうことも含めて、各党間で協議させていただければというふうに申し上げているわけです。

鴨下委員 ここで議論しているんですよ、岡田さん。これが一番いい議論だと思つています。

そして、私は、今こうして真面目にお互いに議論をしているということは、聞いていらつしやる国民の皆さん一人一人全てがステークホルダーですから、そういう人たちが、ああ、厚生年金どうなつちやうんだらうか、厚生年金の保険料どうなつちやうんだらうか、自分は三万円しか国民年金をもらっていないけれども上乗せしてもらえんだらうかと、みんなはらはらどきどきして、国民全員が当事者なんです。

ですから、そういうような意味でいうと、ここで真面目に我々がこうきちんと議論をするという

ことが、国民の皆さんにも安心を与えることになるし、それから、余り、あれはだめだ、これはだめだという議論はもうお互いにやめましょうという話になったから。いや、だって、できない制度を掲げて、そしてこつちに向かつていきますといったって、もう無理なんだから。

では、具体的に聞きますよ。最低保障年金は一体いつになったら満額もらえる人はもらえるんですか。今三万円、二万円の人は、小宮山さんが言ったように、今のを修正して最低保障機能をつけるといふ話になると、一五年ぐらいからはもらえる可能性が出てくるわけでしょう。だけれども、岡田さんが言っているような最低保障年金というのは、あなたたちの制度、民主党案が成立して、そして四十年たたないともらえないと皆さんで言っているじゃないですか。だから、最低保障年金がいつもらえるのかというのをきちんと国民の皆さんに説明してくださいよ。

小宮山国務大臣 それはおっしゃるとおり四十年後です。それは、マニフェストの段階でそういう説明ができていなかったことは申しわけないし、これからわかりやすくしたいと思います。

きょうは本当にいい議論をしていただいていると思っっています。ただ、今のを修正すればよいというお考えの中には、例えば、今、国民年金については未納者がたくさんいますよね。こういう中で、国民年金を払っている方々も六割が非正規の方とか無収入の方になってきている中で、今のままの国民年金制度でやっていけるのかどうか。

このことについては、私どもは、確かに大き

く変えるのは大変ですけども、全ての人が同じ年金制度に入り、同じ保険料を払えば同じ給付があるというような公平な形にしたいというふうに考えている。そのことは、今の修正の中でどうなるのかとか、これから新しく年金を掛けてそこに入っていくとする若い人たちにとって何が一番公平公正で納得いくものなのか。これは世代間の公平とか世代内の公平とかいろいろあると思えますけれども、今のままでいくと、どうしても、三号の問題とかいろいろなことも出てくるわけですよ。そうしたことも含めてぜひ議論をしたいということも、もう一点、先ほど、今のを修正すれば税の部分の公平はいんじゃないかというお話がありましたけれども、今の基礎年金の場合は税で入れているのは半分ですから、その部分でやって、私も、私どもというが民主党案で言っている最低保障年金、この税でやる部分はその全体の話ですので、そこはやはり倍の違いがありますから、こうしたことについても、どちらがいいのかということとは議論をさせていただければと思います。

鴨下委員 今、一号について六割がパート、アルバイトを含めた非正規の方々だという話がありましたけれども、それについてだつて政府としていろいろとやっているじゃないですか。例えば、四十時間のうちの二十時間までの人は厚生年金に入ってもらおうとか、こういうふうには正しているでしょう。ですから、そういうようなことをやってきちんと真面目に対応すれば、無年金、低年金だけでなくて、未納、未加入のところもきちんとできるというふうには思っています。

ただ、先ほど大臣がおっしゃったように、例えば四十分の二十時間だけ働いた人たちが厚生年金に入るということが、雇用だとかなんか含めて、あるいは特に外食産業なんかの経営者の皆さんはかえって雇用を失うんだという話があるから、こういうようなことについては、では本当に、四十分の二十時間働くということでは厚生年金適用した方がいいのかどうか、こういうことを真面目に議論しましょうよと書いているんですよ。

大臣、どう思いますか。四十分の二十時間働いて厚生年金に加入する、これは厚生省のプランでしょう。ですから、そういうようなことについての評価をしてください。

小宮山国務大臣 ぜひこういう点も議論をさせていただきたいと思っいます。

それで、私どもはやはり、非正規の皆さん、短時間労働者の皆さんになるべく均等な待遇をしていくということでは、今回二十時間ということ提起させていただいています。特に、外食産業を初めパートの方を多く使っている事業者の皆さんの声も伺っています。

そういう意味で、もちろん、これは一度にやるのは無理だということはおわかっておりますので、段階的にやっていきたい。それで、いろいろ負担がふえる事業主の皆さん、あるいはこれは保険の方もやりますので保険者の皆さん、そういうところについては、例えば国民年金のところの税の部分がそこは浮いてくることになりまして、そうしたことも使ってしっかりとその補強もしていきたい、そんなことも考えているところでございます。

す。

ただ、方向性としては、やはりこれからパートの方たちも安定して長く働いてもらえるということとは、長期的に見れば、これから労働力が足りなくなる中で、事業主の皆様にとってもプラスになる点もあるかと考えています。これはあくまで経過的に、段階を追ってやっていこうというふうに考えています。

鴨下委員 その話をしていたらちよつと思いついたんですけども、交付国債を発行する根拠法というのはどういふふうになっていますか。

小宮山国務大臣 これはきのうもこの委員会で申し上げましたけれども、きょう閣議決定をいたしました国民年金法等の一部を改正する法律案の中で、二分の一と三六・五%の差額を国庫負担する、この負担は交付国債の発行、交付によって行うということ、そこに運用収入相当額として政令で定める額をのせるということ、こういうことなどを盛り込ませていただきました。

ただ、これもきのう議論をいただいたように、この償還に係る事項は、消費税を財源としていますので、消費税の法案を提出することとあわせて別に法律で定めるとしておりますので、これは厚生年金の方の改正の中に入れさせていただきます、そういう構成になっております。

鴨下委員 そうすると、国民年金法の改正案というのは、これは予算関連だから、いつ提出するんですか。

小宮山国務大臣 これは二十四年度の、今御審議いただいているものとかかわりがございますの

で、きょう閣議決定をいたしましたので、閣議決定後すぐ提出をいたします。

そして、償還の部分というのは、これは二十六年度から始めますので、今回の予算関連法案ということではございません。

鴨下委員 償還とか何かの話はまた厚生労働委員会で話をさせていただきたいと思えますけれども、厚生省はよく財務省のそういう提案を承諾したなというふうに思っていて、本来は、消費税が上がらなければ交付国債は実現しないわけでありまして、そうすると、もしかしてこれが二年、三年ずれて、政治がだらしなくて決断ができなくなったら、そのときはどこからお金が出ていくんですか。

小宮山国務大臣 基礎年金を恒久的な財源で二分の一しっかり手当てしようということは、自公政権のときから御主張いただいていたことでございますので、消費税の法案の審議に応じていただけるものと思っております。

鴨下委員 いや、だから、消費税の論議に感じるといって、だつて野党の責任にする話じゃないじゃないですか。むしろ、あなたは年金を守るのが仕事だから、年金を守るのに、消費税を上げるために年金を人質に差し出すような、こういうようなやり方はよくないと言っているんですよ。

だから、その交付国債なんというのを承諾するんじゃないくて、別途の財源をきちんと用意しろという話を、先ほどの議論の中でも、今までもいわゆる埋蔵金だとか何かを工面して工面してやってきたわけけれども、我々だって、二分の一

の財源については、これは間接税というようなことについて自分たちだつて責任を感じていますから、そこについてはきちんとやるつもりでいるけれども、交付国債というのは、悪いけれども、筋が悪い。そして、それが実現しなかったときには、最終的には積立金が取り崩されていくんです。それで、私たちは、十六年改正のときに百年安心という話をしました。そのときには、最後は、我々の団塊の世代が、みんなが天国に行ったときに、やっと日本の社会保障の胸突き八丁の峠を少し越えられるんです。それは二〇二五年から二〇五〇年ぐらい。そのときに、この百四十兆とも百三十兆ともいう積立金は全部からからに使い果たしてぎりぎりしのぐというのがあの計算なんだから。

そうすると、それを前倒しで、十兆、二十兆、もし前倒しで使ってしまったら、あとの人たちはどうするんですか。だつて、年金をもらえなくなっちゃうじゃないですか。あなたはそういう責任を持っているんだよ。

だから、消費税が上がらなければ交付国債で自分たちは賄っていきませんんで、そんな軽々な約束を財務省としちゃいけませんよ。

財務大臣。

安住国務大臣 そういう御指摘もあるということ、小宮山厚労大臣とは一週間にわたつて激しい議論を予算編成時に交わしました。

しかし、これは単年度、二十四年ということでもやりまして、その先どうなるんだという御質問でございますが、やはりそこでまた改めてお話し合

いをさせていただきませんが、これは交付国債で国が責任を持ってやるわけですから、私は、穴は絶対にあかせない。

あかせないためにも、先生も御指摘のように、消費税をぜひ引き上げていただいて、一日も早くこれを充たさせていただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

鴨下委員 年金を真面目に払っている人たちのそういう善意を人質にとつて消費税上げみたいな話というのは、余りにも政治的に過ぎる。ですから、真面目にきちんと説明してくださいよ。

それで、私たちは、今言っているように、民主党案というのは、さらにそれに加えて七・一％ぐらいプラスアルファで消費税を上げないと成り立たない制度らしいけれども、でも、少なくとも、現行制度を修正していくと素案に書かれている制度でさえも、今言ったように、二分の一部分は、これは一％入れなければいけないし、加えて、最低保障機能だとか低年金、無年金対策だとか、こういうことも含めて言うと、さらに一％ぐらいは必要だと、さつき小宮山さんは、一％とは言わなかったけれども、あるボリュームの金額が必要だという話をなさっている。そういうようなことでしのぎ切れればいいじゃないですか。そして、それは、今の現状の制度が、足りないところを埋めるというような意味においては、もうそれで成り立つんだから、みんな巻き込まないでくださいよ、真面目にやっている人たちを。

そういうようなことを、今の年金制度はもうだめだとか年金制度の将来が不安だとかと書いてい

るけれども、岡田さんに聞きますけれども、民主党案の中で、例えば、一元化だとか最低保障年金だとか所得比例年金、こういうのをやったら人口の高齢化あるいは人口減少社会に対応できるんですか。

これは別の次元の話でしょう。だって、あなたたちだって税方式プラス報酬比例の賦課方式をとるわけだから。人口が減ろうが減るまいがこれは関係ない制度で、もっと別の次元で税を入れるとか、そういうようなことの工夫は必要かもわからないけれども、年金そのものの制度の持続可能性という意味においては現行制度と何ら概念は変わらないんですよ。だから、人口が減るとか高齢化ということについては同じプレッシャーを受けるんです、皆さんの制度も。

そのことについての評価をください。

岡田国務大臣 まず一点申し上げなきゃいけないことは、今の一％、一％で現行制度でいけるといふ委員のお話ですが、それは違います。

我々、間もなく発表される、我々というが民主党の中の試算ですけれども、それを見て、現行制度でも、やはり三ポイントぐらい上げないと五十年後にはやっていけないというそういう結果になっておりますので……（鴨下委員「三ポイントだったらいじゃない、七ポイントより」と呼ぶ）いや、七というのは一番厚いものですね、最低保障年金の厚いもので三と七の違いということでございます。いろいろなバリエーションがそこにあるというふうに思います。

それから、先ほども言いましたように、我々も

積立方式ではありませんので、そういう意味では、人口構造の変化について何らかの調整が必要になります。現行案でマクロ経済スライドを入れておられますが、それに似たものが必要になるということは否定はいたしません。しかし、その程度は少なくとも済むんじゃないかというふうに考えているわけでございます。

最後に、鴨下委員、何と申しますか、先ほど小宮山大臣との間のやりとりを聞いておりまして、やはり、三分の一の国庫負担を二分の一に上げたときにきちんと財源を手当てしておけばこういう問題にならないわけですから、そこを、埋蔵金取り崩しとかいろいろなことでも毎年毎年つないできたということもあるわけですから、そのこともぜひお考えいただいて、ここはお互い知恵を出していくしかないというふうに思っております。

鴨下委員 拍手する場合じゃないですよ。

それは我々も責任の一端をきちんと感じているわけですから、そういう建設的な議論についてはそれは大いに結構だろうというふうに思っておりますし、二分の一について我々も、例えば前回の参議院選挙のマニフェストの中に、充当するための消費税、こういうようなことはきちんとつたって選挙をやっておりますので、堂々たる議論にたえると思えます。

最後に、いわゆる民主党案をつくっていく上で、所得の把握は一円からきちんとしないといけない、あるいは徴収もかなり厳密にしなければいけない、こういうようなことで、皆さんはこの制度と同時に歳入庁をつくるという話をおっしゃ

つていまずけれども、この歳入庁の案は、この二十五年度の民主党政案が出てくるときに、同時にこういうような制度設計についてのお考えは示すつもりはありますか。それは岡田さんとそれから安住財務大臣に伺います。

岡田財務大臣 歳入庁については、私のもとで検討チームをつくりまして議論を始めるといふことになっておりますので、精力的に議論していきたいと思えます。

ただ、より重要なことは番号制なんですね。番号制が入らないと、歳入庁をつくっただけでは、これは所得の捕捉が正確にはできませんので、まず番号制、これは今国会にこういう法案を提出させていただくことにしておりますが、ぜひこれをして御議論いただいで、番号制の導入について決めていただきたい。あわせて、歳入庁についても検討していきたいというふうに考えております。

中井委員長 時間超過してはいますが、安住財務大臣。

安住財務大臣 メリット、デメリットがあると思えますので、いろいろなものをテーブルにのせて議論をしていただきたいと思っております。

鴨下委員 終わります。

中井委員長 この際、安住財務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。安住財務大臣。

安住財務大臣 先ほど、茂木政調会長との議論の中で、マネーサプライと述べるべきところをマネタリーベースと言ってしまうので、おわ

びして訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

中井委員長 これにて石原君、加藤君、赤澤君、稲田君、茂木君、西村君、鴨下君の質疑は終了いたしました。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開議

中井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。斉藤鉄夫君。

斉藤（鉄）委員 公明党の斉藤鉄夫です。

来年度予算案の審議に入るわけですが、その前に、被爆地広島市の議員として、広島、長崎の思いを率直に総理にぶつけたいと思えます。

二〇〇九年四月十二日、オバマ大統領の核兵器なき世界を目指したプラハ演説、それから、二〇一〇年、五年ごとに開かれます NPT、核不拡散条約再検討会議、二〇一〇年の再検討会議では、初めて、その最終文書の中に、核兵器禁止条約に触れて、核兵器廃絶に向けての努力の確認という文章が入りました。

しかしながら、この核兵器禁止条約については、日本は国連総会でずっと棄権を続けております。広島、長崎両市によって提唱された平和市長会議も、世界の五千百以上の都市が参加しておりますけれども、この平和市長会議でも、核兵器禁止条約の締結に向けた交渉を始めるべきだ、このように提言しているところがございます。

総理、唯一の被爆国として、この日本が核兵器なき世界へ向けてイニシアチブをとっていく、そのために核兵器禁止条約の交渉に向けて行動を開始するということをぜひ行うべきだと思えますけれども、総理のお考えをお聞きします。

野田内閣総理大臣 斉藤さん御指摘のとおり、我が国は唯一の被爆国でございますし、斉藤さんは地元が広島ということでございますので、大変思いの強いテーマだというふうに思えます。

核兵器のない世界を目指して日本は先頭に立っていくべきだというふうに私も思っておりますし、これまで、国連総会において核軍縮決議案を提出し、核兵器のない世界の実現に向けた国際的な機運をつくることに大きく貢献してきたというふうに思えます。

問題は、今御提起のあった核兵器禁止条約についての対応でございますが、現時点で、核兵器国を含む多くの国が受け入れておらず、こうした国際約束の作成のための交渉を開始できる状況にはないということ、残念ながら現状はそういう形になっているということでございますが、いずれにしても、核兵器のない世界を目指してリーダーシップを、あるいはイニシアチブをとっていきたいというふうに考えております。

斉藤（鉄）委員 国連の採決でも、反対しているのは核兵器保有国を中心とする少数国、百二十を超える国が賛成している。そういう中で、唯一の被爆国の日本がその先頭に立たなくてはいけない、このように思いますので、ある意味で、政府の方針転換をこれからはぜひ議論していただきたい

と思います。

先ほど申し上げました NPT 再検討会議、核不拡散条約再検討会議、次は二〇一五年に開かれます。この二〇一五年というのは、被爆七十周年に当たります。

昨年八月六日の平和宣言で、広島市長は、この被爆七十周年に開かれる NPT 再検討会議について、「すべての核保有国には、核兵器廃絶に向けた取組を強力に進めてほしいのです。そのため、世界の為政者たちが広島島の地に集い核不拡散体制を議論するための国際会議の開催を目指します。」

「このように高らかに宣言をいたしました。」

二〇一五年の NPT 再検討会議を広島、長崎に招致できないか。それが非常に難しいということであれば、この再検討会議に合わせて、核廃絶サミット、各国の首脳が広島、長崎への訪問を通じて核のない世界への潮流を確かなものにする事ができないか。この広島、長崎での核廃絶サミットの開催に、政府もこの広島市長の決意をバックアップして努力してほしい、このように考えますが、政府の見解を伺います。

玄葉国務大臣 まず、斉藤委員には、いつも核軍縮、核廃絶に向けて積極的な御提言をいただき、敬意を表したいというふうに思います。

先ほど、まず核兵器の禁止条約の話、政策転換をということをご言いました。理念は完全に共有していることはもう言うまでもありません。

ただ、アプローチを、やはり現実、つまりは、我が国が拡大抑止、日米安保を堅持して、その抑止力というものをいわば持っているということ

踏まえながら現実的なアプローチをとるということで、御存じの NPT であるとかそういったところで我々が主導している。

二〇一〇年の NPT 検討会議も、二〇〇五年はこれまた御存じのとおり、決裂して文書をつくれないう状況だったのに、岡田副総理、外相でありましたけれども、イニシアチブを発揮して、よい会議だったと思うんですね。ですから、そういったさまざまな場で主導したいというふうに考えております。

今お尋ねの、広島市長が平和宣言において述べられた点、これは斉藤委員からもたびたび言及がございました、私も真剣に受けとめております。

ただ、NPT の場合は、一カ月間その場において、ニューヨークかジュネーブということでも決まっています。なかなかこれを動かすというのは簡単ではないので、それにかわる、何かできないかということを私の頭の中では、斉藤委員の御提案もあり、考えていることがあります。ただ、それはまだ申し上げられる段階になく、いろいろ働きかけを今行っている最中だということ、今回は御理解をいただければというふうに思います。

引き続き、この核軍縮、核廃絶に向けてリーダーシップを発揮できるように、全力を尽くしたいというふうに考えております。

斉藤（鉄）委員 民主党のマニフェストにも、NPT 再検討会議において主導的な役割を果たすこととございます。広島市に全て任せるのではなく、政府としてしっかり取り組んでほしいと思います。次に、本題でございます来年度予算案について

議論をしたいと思います。

来年度予算案については、いろいろな評価がございます。ばらまき型だ、ビジョンがない、粉飾型だ、いろいろあるわけですけれども、それを総合して、一言で言えばマニフェスト崩壊予算だ、このように思います。

では、パネルを。

子ども手当、高速道路無料化、ガソリン暫定税率廃止、八ツ場ダム、そのほかにも、後期高齢者医療制度、天下り廃止、公務員人件費二割削減、企業・団体献金禁止などなど、一々もう取り上げることはいたしません。

そして、いや、この程度はマニフェスト崩壊ではないという声もありますし、きのうは予算案審議で、与党の方から大変高い、七〇%でしたか、着手しているんだという声もございましたけれども、このマニフェスト崩壊の根本は、最も根底にあるのは、予算の組み替えて十六・八兆円の財源を捻出するというマニフェストが実行できなかった点ではないかと思えます。

捻出できなかったからこれらのマニフェストが実行できなかったということであれば、それはそれで理解できるんですけども、実は、いろいろ調べておりますと不思議なことが起きております。財源を捻出できなかった、だからマニフェストが実行できなかった割には、予算の額が少しおかしんです。

これは、ちょっと説明をさせていただきますと、自公政権時代、二〇〇一年から二〇〇九年、そして政権交代があって、今回三回目の予算です。こ

の予算歳出総額、決算ベースで並べてあります。つまり、当初予算プラス補正予算ということになります。二〇〇九年につきましては、いわゆるリーマン・ショックの経済対策がございました。この点だけは除いてございます。

二〇一〇年以降、民主党が組んだ予算につきましては、補正予算も加えておりますが、いわゆる震災対応は加えておりません。したがって、二〇一一年については第二次補正まででございます。そして、二〇一二年については、よく粉飾型だと言われているゆえんのところ、あの基礎年金二・六兆円を交付国債にしている分、これは過去は全て予算の中に入っておりますから、その二・六兆円はこの中に含まれているわけでございます。

これで見ますと、自公政権時代、二〇〇一年から二〇〇八年、歳出の平均が八十三・六兆円でございます。しかし、民主党政権になって組まれた三つの予算、これを平均すると九十四・三兆円、十・七兆円の歳出がふえているということになります。マニフェストは実行されていないのに、歳出は十兆円超ふえている。

財務大臣、これは何でふえているんですか。
安住国務大臣 これは平成十三年から二十年度になりますね、先生。自公政権下では、決算ベースでは、我が方で言いますと八十三・七兆円そして、民主党政権になってからは、平成二十二年から二十四年度、一般会計歳出で、ただし二十三年度は第四次補正も含むと、九十二・一兆でございますから、差は確かに、増額八・四兆円となりま

すが、この増加の主要なものは、まず、国債費が三・五兆ふえた、さらに、社会保障関係費が七・二兆ふえております。あとは、機械的に生じる増として、二十一年度の揮発油税収のうち、社会資本整備特別会計直入分を一般会計経理にしたということ、機械的に七千億円ほどふえています。ただ、それを全部足しましたが、マイナスの部分もございます。公共事業関係費についてはマイナス三・四兆と大幅な削減を実施しておりますので、それを差し引きしますと、先ほど私が申し上げましたように、八・四兆円の増加ということになります。

斉藤（鉄）委員 私、これは財務省からもらった図で自分で計算したものですから、多少ちよつと数字が違いますけれども、先ほどの財務省の民主党政権の三年間の数字には、多分先ほどの二・六兆が入っていないんだと思います。建前上そうしたんでしょう。そういうことを考えれば、大体十兆円超の歳出増になっております。そのことはお認めになりました。

十兆円超えているんですが、この右の図の方に、借金返済、いわゆる国債費と言われるもの、これが三兆円ふえておりますので、ここは差し引いて考えなきゃいけないだろうと。そうすると、実質的な歳出増は、十・七からこの三兆円を引くと、大体八兆円程度となります。

マニフェストでは、無駄を削減してやると言っていたんです。だから、マニフェストが全て実行されたとしても、この歳出の増はなかったはずでございます。しかし、現実には、そのマニフェス

トが先ほど申し上げたように実行されないにもかかわらず、八兆円程度水膨れしている。

この八兆円というのは、いわゆる収入の面から考えても、ちょうど八兆円ぐらいになります。よく、何でこんなに国債発行がふえたんだ、我々自公政権時代は三十兆円と言っていたのが、今は四十四兆円がベースになっている、なぜふえたんだ、と言ったときに、いや、税収が落ち込んだんだ、こういうふうな答弁が返ってきたわけですが、税収減は、この右側の表の真ん中にございますけれども、大体五兆円減ぐらいでございます。借金がふえた分、この税収分を、減ると、これもちよつど八兆円程度になります。つまり、収入から見ても八兆円ぐらい水膨れしている、支出から見ても八兆円ぐらい水膨れをしているわけですが、これは水膨れではないと先ほどおっしゃいましたけれども、ほとんど説明になっていないと思います。

この水膨れ分は、収入は、税収は減ったけれども、それ以上の国債発行で賄った。つまり、この水膨れ分は国債発行で賄ったということを、財務大臣、お認めになりますね。

安住国務大臣 国債発行を除いた部分で、今先生、八兆水膨れという御指摘ですけれども、水膨れというふうには私も思っておりませんが、いわゆる社会保障関係費がほぼこれに見合う分だけ、自動的にこれは毎年一兆ずつふえておりまして、これは自公政権下から自然増でふえてきた額でございます。ですから、それをもって水膨れというのは私は当たらないというふうに思います。

齊藤（鉄）委員 先ほどの説明では、この八兆、全く数字が足りませんでした。社会保障費とおっしゃいますけれども、大体、社会保障費の伸びは一年一兆ぐらいです。とても八兆を説明できません。

また、自公政権時代のこの九年間を見ていただければわかりますが、当然、この期間も社会保障費は伸びていたわけですが、それを、非常に我々は努力をして、歳出増にならないように努力をしてきた。しかし、突然、民主党政権になって、八兆も水膨れをした。そして、その八という数字に対して合理的な説明ができない。

これは、私は、その分財政規律が緩んで、ゆるゆるの予算編成になっている、来年度予算案もその延長線上の予算案だ、このように断ぜざるを得ないわけですが、財務大臣、いかがですか。安住国務大臣 それこそ、今問題になっている、交付国債の御批判がありましたけれども、この二分の一分の充当分を含めて、これはふえております。

ですから、トータルで社会保障費はやはりふえていて、ベースで、先生、つまり、十三年から二十年までのアベレージと民主党が政権をとつてからのアベレージを比較しているわけで、私は、急に別に八兆円上がったということを指摘しているわけではないわけです。その中には社会保障関係費も含まれております。

シェーブアップをした部分でいえば、公共事業は、自公政権下に比べれば、全予算の中のそれこそ二〇%近く削減等はしておりますから、私はそ

の批判は当たらないと思っております。

齊藤（鉄）委員 この八兆円、歳出の面から見ても八という数字が出てきます。収入の面から見ても八という数字が出てきます。

片一方、いわゆる基礎的財政収支対象経費、これはその年のいわゆる政策経費にどれだけ使ったかというお金ですけれども、これは、自公政権時代、大体六十兆円台の下の方です。大体平均すると六十三兆円程度。しかしながら、民主党になると七十一兆円台。これもちょうど八兆円上がっているんです。これは、先ほどの安住財務大臣の説明では説明がつかない。数字はびったり、社会保障費の伸び、それからいろいろおっしゃいましたけれども、そういうことでは説明がつかない。

その部分、現実には、一つ一つの予算が、当初、民主党政権はシーリングをかけませんでした。そういうこともあって、いわば官僚が思うがままのゆるゆるの予算を組んでしまった、それが三年間続いている、こういうふうに思いますけれども、いかがですか。

安住国務大臣 最初にぼんとはね上がっているところは、麻生政権下でリーマン・ショックが起きたときではないでしょうか。やはり、そういう中で極端に税収が落ちて、それを支えるための大規模な公共事業等を前政権下でもおやりになって、その後の経済が沈んだ中で税収がどうしても伸び悩んでしまったということが背景にあることだけは御説明させていただきたいと思えます。

齊藤（鉄）委員 リーマン・ショックで公共投資をしたというのは事実です。しかし、その分、

差し引くために、民主党政権下では、三十兆円近い震災対応、このものについてはカウントをここにしております。そういう意味では、自公政権時代の財政運営と民主党の財政運営と実力を比較したものだ、それに近いものだとは私は思っております。

無駄を排して予算を捻出するどころか、一年間八兆円も何に使っているかわからない。各省ゆるゆるの水膨れ予算。これで、八兆円というのはちょうど消費税五%分ですよ。こういう予算を組んでおいて消費税を上げてくれと言われても、結局このゆるゆるを、財政規律が緩んだところに使われるのではないか、このように国民は心配しているわけですが、この点について、総理、いかがでしょうか。

野田内閣総理大臣 今のグラフが一番特徴的なのは、二〇〇九年なんですよ。これはやはりリーマン・ショックの直後でありました。このときに政権交代が起こったんですけれども、状況が大きく変わったというのは、税収の見込みを四十六兆と見込んでいたものが三十兆円台の後半、九兆円落ち込むと言われた財政状況になりました。そのときに私もは政権を引き継ぐ形になったんです。

ということでは、平成二十一年の、まさに二〇〇九年の決算ベースから財政状況は大きく変わりました。それは昭和二十一年と同じ状況であって、税収よりも借金に頼る財政運営になったというのがこの瞬間なんです。平成二十一年なんです。だから、そのときに新たに、九兆円税収が落ち込んで

だ分、後の補正で国債を発行しました。その結果、国債は五十兆円を超えたんですね。でも、それはしょうがなかったんです、まさに税収の落ち込みがあったから。その前に、平成二十一年のベースでは四十兆円台の借金を、自民党・公明党政権、当初予算、補正予算で組まざるを得なかったんです、もう既に四十兆円。プラスして、九兆円落ち込んだ分、五十兆円台になりました。だから、ベースは、もう既に四十兆円台の借金というのは平成二十一年に起こっております。

その後、税収はだんだん上がってきて、ようやく四十四兆円の借金に見合うところまで今財政を回復させているというのが我々の努力であって、さっきの八兆円も、まずは、さっき財務大臣が説明しましたけれども、大きく三・五兆円、国債費です。これは過去のツケがたまってきた分、だんだん後の支払いはふえていきますから、ふえてきます。

もう一つは、やはり社会保障なんですね。これは自然増もあつたけれども、基礎年金の国庫負担二分の一にした影響というのがまさに我々が政権をとってから出てきているわけでございますので、そういうのは、別に八兆円無駄で膨らましていくということとは全くありません。

斉藤（鉄）委員 先ほど国債費のことをおっしゃいましたけれども、国債費はこの計算の中に入っております。それから、税収が九兆円落ち込んだということもこの税収減の中に、これは三年に平均しての数字になりますけれども、入っている。そのことは、先ほど申し上げましたプライマリー

バランス対象経費のことからも裏づけされるといふことですので、明らかに、この図を見ていただければわかるように、財政規律、一番大きな原因はシーリングをしなかったということだと思っておりますけれども、そういう部分はここに出ている、このように思います。

次に、社会保障と税の一体改革について質問をさせていただきます。

政権交代以来ほとんど語られることのなかった、ずつと民主党が主張してきた民主党の年金抜本改革案というものが、これは全ての年金を一元化し、全ての人に最低保障年金月七万円を支給するというものですが、この案が、今回の社会保障・税の一体改革の素案に突如出てまいりました。それも財源を全く明らかにせずでございます。

昨年の六月に出てきた税・社会保障の一体改革、成案と言われるのですが、あの中には一行出てきただけでございましたけれども、ほぼこれは、皆さん、民主党は諦められているんだろつというような表現ぶりでございますが、今回、素案の中に突然出てまいりました。

この抜本改革案、民主党の改革案について、総理また副総理は、いろいろところで、非常に將來、先の話なので、一体改革の消費税と混同するな、この趣旨の発言をされております。だったら、なぜ同じ一体改革の素案にその年金改革案が消費税と一緒に提案されているのか。

また、同じ素案の中に書いていながら、消費税と民主党の抜本改革案とは別の話だから別々に考えてくれという趣旨の発言もされております。別

の話だから区別して考えてくれとするのではなく、別の話ならきちんと、今回の税制改革による財源だけでは成り立たない案だ、だから一体改革素案から切り離すということが筋ではないでしょうか。そういう意味で、この民主党の年金改革、抜本改革案、今回の素案から撤回されたらどうでしょうか。

岡田国務大臣 お答えする前に、先ほどの議論を聞いていまして、ちょっと違うといふふうに私は思うんですね。社会保障費の伸びのところでは、これは、毎年毎年一兆円ずつふえていくということでは、委員もお認めいただいていると思います。ですから、平成十三年度から二十年度の平均値、もう一方は二十二年度から二十四年度の平均値、そこに毎年毎年一兆円ずつふえていくわけですから、その部分は毎年ふえていくということを織り込んで平均値を出しているわけですから、委員のおっしゃったようなことにはならないということ

は申し上げておきたいと思えます。それから、御質問にお答えするとすると、まさしく委員も言われたように、もともとのものには一行しか書いていなかったから諦めたのか、そういう見方が出ては困るので、我々は年金の抜本改革については真剣にこれをやっていかなくてはいけないと思つているということ、書き方は確かに工夫いたしまして、「新しい年金制度の創設までには、一定の時間を要する。」ということをきちんと断つた上で書かせていただいたということでございます。

斉藤（鉄）委員 先ほどの、前の議論に戻る時

け。一つは、保険料は一五%ですという一五という数字、それから一月七万円という七という数字、これだけを出してきて、片一方で現行制度をベースにして、我々も現行制度が万全とは思っていません。今後、いろいろな改革をして、補強をし、機能強化していかなきゃいけない。しかし、それをすれば長期にわたって安定をしている、我々はこれまでの検討結果から自信を持ってそれが言えるわけです。

そういう今までの積み重ねを全く否定しておきながら、片一方で、いわばある意味で実現不可能ではないかと言われるもの、それを、与野党協議の場で消すなら消してくれというのは、余りに不誠実に過ぎるのではないか。これまでのことをしっかりと反省して、撤回した上で、その素案に、皆さん方が出しているその現行制度の改正案をベースにした改革案を我々と一緒に協議するということであれば、あすにでも協議が始まる、このように思います。

岡田国務大臣 私は、ぜひ協議をしていただきたいものですから、かなり謙虚に申し上げておりますが、今の年金制度で本当に大丈夫かということについては、もちろんいろいろな改善を加えてもたせるということもあるいは可能かもしれないませんが、しかし、これだけ人口が減っていく中で、問題が非常に出てくることも間違いないわけでありです。

ですから、今の年金制度を何とか改善しながらやりくりしていく道と、それから、思い切った変えてみるという制度と、私は選択肢は二つ現にあ

ると思います。どちらかがだめだということではないというふうにも思っております。ですから、その双方について、ぜひテーブルの上ののつけて協議をしていただきたいということを申し上げているわけでございます。

斉藤（鉄）委員 それでは、具体的に、民主党の年金改革案がいかに今の我々が出している案と同列に論じるのが難しいか、非現実的かという話をさせていたいただきたいと思えます。

ここに三つ、大きな問題点を挙げさせてもらいました。

一つは、最低保障年金の創設に伴う巨額の財源確保は困難なのではないか。試算するまでもなく、ちよつと鉛筆をなめて計算するだけでかなり巨額の財源確保が必要になります。しかし、将来の少子高齢化社会を考えたときに、消費税を投入するのは年金だけではありません。医療、介護、特に介護の伸びが非常に大きいと言われております。そういうことを考えれば、年金に投入できる消費税、これは限られてくる。このことから、この最低保障年金というのはほぼ非現実的と言わざるを得ません。

それから二点目。大幅増税に加え、年金額も低下する。さらに、自営業者などは保険料が急増するということも言われているわけでございます。多くの世帯で年金額が低下する可能性が大きい。いろいろ試算の中では、きょう正式には発表されるそうですが、もう既に報道等で流れておりますので私も勉強させてもらいましたが、給付が一番手厚いケースでも満額支給は平均年収二百六十万

円まででございます。最低保障年金です。したがって、生涯給与平均四百万円以上の方は給付減になるということがございます。大幅増税に加えて、給付が減になる。

それから、大きな問題点として、事業主負担のない自営業者などの保険料は大幅に上昇する。保険料率一五%ということですから、年収四百万円の方の保険料は六十万円ということになりまして、月額五万円ということになるわけでございます。

そして、ここで一つ大きな問題点は、同じ保険料であれば同じ給付ということでございますが、所得比例年金のところ。サラリーマンは半分を事業主が払う。いわゆる自営業の人はその分も自分で払う。となりますと、サラリーマンの方の二倍の保険料を払わなくてはいけないけれども、給付は同じということになって、その原則が崩れてくるのではないかと等々、実は、九年前から皆さんおっしゃっていらしたところから我々は指摘してきたわけですけれども、一切その具体案は出てこなかったわけです。このことについて、厚労大臣、何か反論があれば。

中井委員長 それでは、厚労大臣、四点ありますから、気をつけて答弁してください。

小宮山国務大臣 ちよつとどれが四点だが、あれなんですけれども、ただ、きょう党の方で発表される試算につきましては、これは二分二乗でやっておりますので、そのことが前提であるということ。

それからあと、このままの制度でいっても、やはり二〇七五年のころにはかなり今の消費税では

できないということがございますので、今回も、試算の仕方によって、どれだけ多くの税金が必要かということ、試算次第で、このままの制度でいつても、それはある程度は必要だということが一点ございます。

それで、そもそも、今、私どもというか民主党が今回のこの抜本改革の案を出しているのは、午前中も議論させていただきましたけれども、無年金とか低年金をどうするのかということ、自公政権ですつと続けてこられたものが今定着を以て安定しているという、いろいろなメリット、デメリットがございますので、そのところは、今の制度を改正しながら、抜本的に考えて、これから新しくこれに加入する世代にとつてどちらが公平かという話をしていく必要があるのではないかと、そのように思っているところであります。

岡田国務大臣 ちよつと重なりますけれども、まず、の、最低保障年金の創設に伴う巨額の財源確保は困難ではないかと。これは、委員は、一七・一％、つまり、一〇％に上げた後、試算値の一番最低保障年金が厚いケースの七・一というのを取り上げておられると思いますが、これは四つのケースがあるわけでありまして、最低保障年金をどのぐらいの規模でやるかということは、これはこれから議論していただきたいというふうにお思っております。

かつ、今の年金制度でいつても、ここで言っております、五十年後には、それはやはり消費税を三％ぐらい上げないと年金だけでやっていけないという試算値になっているわけで、そういう意味

じゃ、差は七じゃなくて、今との差は最高でも四だということでございます。

もちろんです、それでもなおかつ、介護とか医療もあるんで四もたくさんは割けないという議論はあるかと思いますが、それはまさしく議論していただくべき点だというふうにお思っています。

それから、もう一つ見逃せないのは、今の延長でいきますと、やはり、生活保護費というのは一体どのぐらいふえるのかという視点も重要だと思います。既にこの委員会でも、生活保護費が非常にふえているというところは取り上げられておりますが、若い人の中には、どうせ年金の保険料を払ったつてどうなるかわからないから、いざとなれば生活保護でもらえばいいんだ、そういう極端な議論ですらあるわけで、だんだん若い世代が保険料を負担しなくなっているということもございませう。

生活保護で見るなら、それはやはり税金ですから、年金という閉じられた体系の中では、それは別の財源かもしれないませんが、しかし、そういった所得の少ない方々をどうカバーするか、そういう中では、やはり、生活保護にかかわる税収、それをむしろ取り込んで年金制度の中でやっていくという考え方は私は当然成り立ち得る、そういうことだと思っております。

それから、のところではいろいろおっしゃいましたが、まず、ちよつと誤解を招きやすいのは、年収二百六十万とか四百万というふうに言われました。二百六十万、四百万というのは、これは一人当たりですから、夫婦であれば、これは五百二

十万とか八百万の話で、そんなに所得の少ない方で最低保障年金が打ち切られるということではないんです。その辺は、試算値が出たところで説明がありますから、それをこらんにいただきたいと思っております。

最後に、自営業者について、非常に負担が高いのではないかと、その割にはもらう額がというお話があったかと思いますが、確かに、今と比べれば所得の多い自営業者の方の保険料はふえます。だけれども、もらうのは今の国民年金の額ではございません。所得比例年金に比べて今よりも多くの年金額を受け取るわけで、そこは、所得の多い人は保険料もふえるが年金額もふえる、こういうことでございます。

斉藤（鉄）委員 今の御説明でよくまだ理解できませんけれども、基本的に、この最低保障年金はあるところで打ち切るわけですから、それ以上の人は給付減になるというところについてのお答えはなかつたかと思っております。

それから、自営業者の問題は、所得捕捉の問題もこれあり、大変難しい問題だと思っております。ちよつと時間がありますので、それだけ言っておきます。

三点目、移行期間に四十年で、満額七万円の支給は四十年先だと午前中、大臣がお答えになっておりました。そういう意味では、早期の無年金、低年金対策だという説明もありましたけれども、その説明はうそだったということになります。そして、この間、新旧の制度が混在して、大変複雑な状況になってしまふ。

年金制度というのは、少なくとも今の制度は四十年以上積み重ねてきたものでございます。その積み重ねの上に、もちろん万全ではありませんけれども、二〇〇四年改革でやったような諸改革を重ねることによって、私は、長期にわたって安定なものを築き上げる、その方が国民の皆さんにとっても安心だと。そして、そのための議論を、総理、まさにこの税と社会保障の一体改革でしようと思われている。

我々も、ぜひ議論しなければいけないと思っ
ている。しかし、先ほど申し上げたような理由で、この民主党の抜本改革の案、この案をいつまでもお持ちであれば、これはなかなかその議論にならない。だから、その旗をおろして、ぜひあすからでも協議しましょうよ。総理、決断してください。野田内閣総理大臣 現状の年金制度に相当改善の余地がある、本場に国民の皆様は安心していただくためには工夫が必要だという認識は同じだと思っ
てですね。それを変えていくために、例えば、私たちは新しい年金制度をつくっていききたいという路線、ゴールをまずつくっていく。一方で、現実をしっかりと踏まえて改善していこうという路線。私は、これは手法の違いだと思っ
てます。演繹的手法と帰納的手法があるように、私はそこで議論しながら折り合うところもあると思っ
てます。例えば、私たちは、新しい年金制度では最低保障年金というのを打ち出しています。それは、低年金、無年金がなくなつて、老後をちゃんと暮らしていける見通しをつくるために私は必要だと思っ
ています。それは、最低保障機能という現実対応か

ら始まる部分とこれは整合的であり
ます。

それから、年金制度の一元化を言っ
ています。

これは国民年金も入っています。これは、だから一応ゴールです。ゴールからくる道筋の中で、被用者年金から議論していきましょ
うと。

現実を変えていく路線とゴールから見ながら対応していく路線、私は、折り合うところは十分あると思っ
ていますので、ぜひ与野党協議をお願いしたいと思っ
ています。

齊藤（鉄）委員 こういう議論をすること自体も大切
です。集中審議をぜひ行っ
た方がいいと思っ
ています。

中井委員長 理事会で協議をいたし
ます。

齊藤（鉄）委員 先ほど、八兆円は消費税五
%、このように言いましたけれども、三%ということに訂正したいと思っ
ています。

それから、このフリップですけれども、一月の保険料が約五億円となつておりますけれども、これは五万円の間違いでございます。このことだけちよつと申し上げておきま
す。

総理、決断していただいただけ
ませんでしたけれども、我々はそういうつもりでおりますので、ぜひ物事を前に進めるために御決断をいただき
たい、そのことを申し上げておきま
す。

では次に、環境・エネルギー政策でござい
ます。大震災があり、また経済がこ
ういう状況だから地球温暖化対策に
ついてはなかなか難しくなつたとい
う考え方が広がっているよう
ですけれども、しかしながら、世界
の大きな流れから、日本がそ
こから、少し日本だけは許してほ
しいということ

は国際社会では通らない、こ
ういう状況でござい
ます。

二酸化炭素排出抑制、温暖化対策、日本は一生懸命やっ
ていかなきゃいけないと思っ
ますが、その鍵は、省エネ、再生可能エネルギーの拡大、そして化石燃料発電の効率化にあると思っ
ますが、そのことについてはまた議論を改めたい、こ
う
に思っ
ています。

昨年十二月の南アフリカ・ダーバンで行われた COP 17、こ
こである意味では大きな進展があつた、国際社会の中に進展があつたとい
うこと
でござい
ます。

この図に書かせていただきましたけれども、二〇二〇年
から、アメリカ、中国も入つた全ての国を対象とした新たな法的枠組み。法的枠組みです
から、中国やアメリカに対してもきちんと法的根拠のある義務づけが
されます。そういう新しい枠組みをつくる
うというふう
に合意したとい
うのは世界の非
常に大きな変化だと思っ
ます。

ところが、これはいいんですけれども、その二〇二〇年
に至るまで、京都議定書の第二約束期間、ここに日本は入らないとい
う立場を明確にしてお
ります。私は入るべきだと。その理由は後で申し述べま
すけれども、なぜ入らないとい
うふう
に決めたんでし
ょうか。

細野国務大臣 COP 17 の会合に行く前には関係閣僚で相
当の調整をいたしまして、日本として、できるだけ早い段階で全
ての主要排出国が入る枠組みが
必要だ、そのことを考えれば、京
都議定書の第二約束期間とい
うものにつ
いては日本

は参加をしないという方針を決めて、それで会議に臨んだものでございます。

私も、二〇二〇年よりも前にこの枠組みを発足させたいということをダーバンでは主張したわけでありませうけれども、そこは各国さまざまな主張がありました。その中で、最終的には、ダーバンの中では二〇二〇年ということで決まったということでございます。

ただ、私はまだ、大きな前進だというふうには思っていますが、実は楽観はしていません。というのは、これから、さまざまな国々がそれぞれの国内の事情も抱える中で、二〇二〇年、どうなのかという議論になりかねないと考えております。

そのことを考えたときに、これは非常に難しい一つの判断になってくるんですが、京都議定書の第二約束期間に多くの国が入る、そしてそれが先進国中心だということになれば、では、その枠組みでいいじゃないかという議論がまた出てきかねないんですね。逆に言うならば、これまで何度もそういう議論で先進国と途上国の間の溝が埋まらずに来ました。

ですから、そこは、我々としては、これまで同様、この全ての国が参加をする二〇二〇年の枠組みをしっかりつくっていく、そういう方向で貢献をしていくことが最も大きな役割ではないかというふうには思っております。

ただし、強調しなければならぬのは、第二約束期間には参加をいたしません、我が国は努力をさらに加速していかねばならないということとであります。特に、第一約束期間については義

務が課されておりますから、今極めて厳しい環境ですが、これは達成をしなければならぬというふうには思っております。

そして、第一約束期間が終わった後ということに関しても、今、斉藤委員の方から御説明がありましたけれども、再生可能エネルギー、これはおくれをとりましたのでやらなければなりません。さらには、省エネをやらなければなりません。そのほかあらゆる努力をして、我が国としての努力を積み重ねるといことは極めて重要であるといことは、あわせて申し上げたいというふうに思います。

斉藤（鉄）委員 私は、二つの理由で入るべきだ、このように思います。まだ間に合います。

一つの理由は、この二〇二〇年から始まる全ての国を対象とした新たな法的枠組み、この中に日本の国益をかけた仕組みづくりをするべきだということでございます。

例えば、EUは第一、第二約束期間に残りました。今、アメリカと話をしながら、この中に、今まではCDM、ある一つの事業所、ここで例えば効率のいい発電所をつくったら、そこで削減した分は自分の国の削減分になるというようなシステムがあります、これをより広域に、例えばセメント業界全体でそういうことをしたらそれが我が国の削減量につながるかと、また、天然ガスを使った発電所をつくったらそういうものが自分たちの国の分になるとか、そういう新しいルールづくりを今一生懸命やっているわけです。日本はそのルールづくりに入れないということとです。

そういう意味では、二〇二〇年から先、将来にわたる世界の枠組みをつくるそのときに、そのルールづくりに入れない国益の損失というのは非常に大きいのではないかと。

もう一つは、やはり、震災を経て、我々は新しい低炭素社会へ向けて、技術開発等、社会の仕組みも変えていかなきゃいけない。そういうときに、今第二約束期間に入らないということは、その分縛りがなくなるといことですから、産業界も前の産業構造が温存されてしまふ、このようなことにもなりかねません。

総理、そういうことも考えて、もう一度考え直す気はありませんか。

中井委員長 細野環境大臣、もう一度答えてもらいます。

細野国務大臣 簡潔に御答弁申し上げます。

まず、CDMなんですけれども、そうした京都議定書の枠組み自体に関しては、日本としてはさらに貢献をしていきたいというふうに思っております。ダーバンの会議でもそのことを主張いたしました。そして、その主張は通っておりますので、そうした議論には日本は当然参加できるし、そういうったものも活用して国際的なさまざまな貢献をこれからもしていく、そういうこととであります。

そしてもう一つは、斉藤委員が御指摘をされたのは極めて重要でありまして、この京都議定書の第二約束期間に入っている、入っていないにかかわらず、日本がそれこそ自国で最大限の努力をしなければならぬことは、もう紛れもない事実で

ありますし、さらには、国際的な貢献も含めて大きな責任を我が国が担っているという自覚を持って進むべきだと考えております。

中井委員長 野田内閣総理大臣、簡単に。

野田内閣総理大臣 今の細野大臣の答弁に尽きていると思いますけれども、第二約束期間に入らなかつたら国際的なルールメーカーキングからおくれるということは必ずしもないというふうには私には思います。

第一約束期間よりも第二約束期間に入っている国は少なくなる可能性があります。むしろ、その後の実効性ある枠組みの中にどう主導権を発揮するかですが、自主的な努力とともに、あるいはこれは二国間で議論することもいっぱいあると思います。そういうことを踏まえて、ルールメーカーを含めて日本がイニシアチブをとっていくというマインドは常に持っていきたいというふうに思います。

斉藤（鉄）委員 その二国間での取り決めがそのルールの中に入ってくるようにするためには、ルールづくりに入っていないとだめなんです。

このことについて、我々の意見を申し述べましたので、ぜひ考慮していただきたい、このように思います。

最後に、議員の定数削減について質問をさせていただきます。

我々は、議員の定数削減を行わなければならないと思うっております。しかし、これが消費税増税の免罪符になってはいけない、これは立て分けて考えなきゃいけない、このように思います。社会

全体がスリム化していく中で、人口減少の中で、議員も、身を切る改革、大幅な定数削減が必要になると思います。

定数削減をすれば、それは直接的には国民の声はその分届かなくなるということも言えるわけです。民意が反映されなくなる可能性があるということですが、したがって、定数削減をするのであれば、民意の反映に支障を来さない、より民意を反映する仕組みを織り込みながら定数削減をしなければいけないということでございます。

この図は、前回の衆議院選挙でございます。プルーの数字が比例区の各党の得票率でございます。有権者の方は、こういう形で各政党を支持されました。しかし、実際得た議席占有率はこの赤でございまして、やはり大政党は得票率よりも大きな議席を持つ、小政党は、例えば我が党公明党は得票率の三分の一程度の議席ということになります。今回民主党が出している大幅な定数削減案は、比例区から八十削減すると。ということであれば、この得票率と議席占有率の乖離をいよいよ拡大させる、民意の反映をより狭める改革ということになるわけでございます。そういう意味では、先ほど申し上げました、より民意を反映する仕組みを組み込みながら定数削減をしなくてはいけないという基本的考え方から反する、このように思います。

政権選択と民意の反映、この両方を求めて現在の並立制ができたわけですが、この考え方を維持しつつ、与野党の合意が得られる、そして、定数の削減、民意の反映、そして小選挙区の一票

の格差是正、これらは一体で改革しなくてはいけない、このように思うわけですけれども、この三つを一体で行うべきということにつきまして、総理の民主党代表としてのお考えを伺いたいと思います。

野田内閣総理大臣 まずは、違憲とされている一票の格差の是正、これを何としてもやり遂げないと、しかも、区割りの審議会を機能させるには一定の期限がありますから、そのための結論を出さなきゃいけないのと同時に、定数削減もこれやらなければいけないと思います。それは御党も積極的な姿勢を示されていることは評価をしたいというふうに思います。

その上で、どういう形の定数削減かだと思います。これは、御党の案は承知しています。私も今提案をしています。各党から御提起がありませんが、これは各党で精力的に御協議をいただいで、成案を早急にまとめていただければありがたいというふうに思います。

斉藤（鉄）委員 同僚議員に時間を譲ります。

中井委員長 この際、佐藤茂樹君から関連質疑の申し出があります。斉藤君の持ち時間の範囲内でこれを許します。佐藤茂樹君。

佐藤（茂）委員 公明党の佐藤茂樹でございます。

本日は、公明党も推進してまいりました復興庁が発足をした日でもございます。我々も引き続き東日本大震災からの復旧復興に力を入れていかなければならないのは当然といたしまして、次の震災に対する備えも極めて大事でございます。

先日、私も直接お伺いしましたけれども、東京大学地震研究所の平田先生のお話によりますと、首都直下型地震が、マグニチュード七クラスですが、首領直下型地震が、マグニチュード七クラスですけれども、四年以内に起こる確率は七〇%である、そういう試算も出されました。こういう首都直下型地震、また西の方の三連動地震、東海、東南海、南海、こういう地震に対してやはりしっかりとした備えをしていかなければいけない。

また、私もは、そういう考え方から、公明党として、防災・減災ニューデールと銘打って、デフレ対策としての需要拡大と、そして全国的な防災・減災のための社会基盤整備というものを組み合わせた対策を打つべきである、そのように先日発表したところでございます。

私も公明党は、国民と日本の国土を守り、安心、安全な社会基盤を再構築するために、全国における防災・減災対策を緊急かつ集中的に講じるべきである、そのように考えているわけでございます。

この防災・減災ニューデールの目的というのは三つございまして、一つは内需拡大、もう一つは持続可能な社会の実現、そして三つ目が社会の防災機能の強化ということでございます。

そういう観点から、きょうは、具体的に特に、具体策として五つ挙げさせていただきましたけれども、社会インフラの老朽化対策、学校など地域防災拠点の耐震化と防災機能強化、三つ目がガザードマップの作成の加速化、四つ目が都市機能のバックアップ体制強化、五つ目が次世代通信網を活用した防災・減災対策の強化ということをうた

っているわけでございます。

その中で、特にこの具体策の一番目と二番目について、きょうは政府の考え方を伺いしておきたいと思っております。

まず、老朽化が進む社会インフラの対策でございますけれども、全国の社会インフラの多くというのは、高度成長期に集中的に整備されたために老朽化が極めて進んでいるわけでございます。今後、急増する老朽化施設の維持や更新というのが大きな課題となっております。

道路や橋梁、上下水道、さらには河川、港湾など、老朽化が進み、更新時期が近づいている社会インフラについて、私もは、思い切った維持更新のための集中投資を行うべきである、そのように考えております。また、電気、ガス、水道、通信などのそういうライフラインの共同溝化、無電柱化を促進して、都市の防災機能の向上を図るべきである、そのように我々は考えておりますけれども、国土交通大臣の見解をまず求めたいと思っております。

前田国務大臣 お答えいたします。

佐藤議員の御指摘の考え、まさしく私も共有しております。

といいながらも、どうしても国土交通省、今までは、御指摘のように、高度成長時代あるいは日米構造協議等、バブルに至るあのころに集中的な公共投資をやったわけでございますが、どうしても建設側に傾きがちであったというところは否めません。率直にお認めをいたしております。

しかも、最近、社会資本の維持管理及び更新に

関する行政評価・監視の結果の勧告も受けておりまして、今、省内で早速それに基づいて、台帳の整備の徹底であるとか、やり始めたところがございます。

加えて、私、大臣に就任以来、持続可能な国づくりをやるうということ、それは低炭素・循環型社会だ、こう言っているわけでございますが、政策官による横断的なプロジェクトチームをこしらえまして、まさしく佐藤委員が御指摘のような維持管理の時代、これは、人口構造もどんどん変わっていくし、地域の社会構造、人口構造が変わっていく、それに合ったような社会インフラに再編成していく、そして、それは長寿命化、あるいは、物によってはいわゆるアセットマネジメントというような考え方で、民間の知恵も資本も、あるいは一緒になってやっていくというようなことも可能な手法も考えていこう、このように考えております。

佐藤（茂）委員 今、国土交通大臣から前向きな御答弁をいただきました。

民主党さんが衆議院選のときに掲げられたコンクリートから人へ、これは極めて極端化した、単純化したスローガンだと思えますけれども、人のためになるコンクリートもあるんだ、そういう維持管理もしていかないといけないんだ、そういう方向で微修正は大いにやっていただきたい、そのように思います。

二点目に、二本柱の、学校など地域防災拠点の耐震化と防災機能強化ということでございますが、私もは、地域の安全、安心のために、いざとな

つたら防災の拠点となる、そういう施設というものの耐震化、また防災機能の強化というものはほとんど進めていくべきである、そういう考え方でございます。

特に、きょうは、学校施設の耐震化及び防災機能の強化について伺いたいと思います。

学校施設というのは、今回の東日本大震災においても、ピーク時に六百二十二校が地域住民の避難に大きく貢献したわけですね、避難所として。その一方で、幾つかの課題も指摘されました。避難所となった学校では、電気や水の確保、備蓄の食料や毛布の不足、暖房設備の不足、通信の途絶で陸の孤島となった、そういうさまざまなケースが指摘されたわけでございます。

これらの教訓を踏まえて、国の方でも、国立教育政策研究所文教施設研究センターが実態調査を行いました。それを取りまとめておられますけれども、私も公明党も、大阪府本部で、私が代表をしておりますが、「わが街の防災」総点検運動という名称で、府下四十三市町村の千六百六十九校に対して、学校施設の防災機能の総点検運動というものを行ったわけでございます。

その結果を簡単にさつと御紹介いたしますが、我々の調査と国の調査の違いは何かというところ、国のそのセンターの調査というのは、調査票を送付して、それを書類として返してもらった、そういう取りまとめなんです、我が党のやった調査というのは、地方議員さんと党員さんの代表が、一校一校学校をしつかりと訪問して、どこに何があるかということを自分の目でしつかりと見て、そ

して調査票に記入して、そして取りまとめたのだいた、そういう非常に足を運んでやったところと違うんだということをぜひ御理解いただきたいと思うわけでございます。

調査結果でございますけれども、具体的に、内容を全てやっている時間がありませんので、大阪の数字というのは大体全国レベルです。いいのもいっぱいありますが、大体平均ぐらいだと見ておいていただいたらいいかと思います。

きょうは、藤村官房長官も平野文部科学大臣も大阪の方でいらつしやいますけれども、自家発電設備の有無、これは、青があり、赤がなしという比率でございます。一三・六％しか自家発電設備というのは設置されておられません。災害発生時の電力供給がストップした場合に重要な設備であるにもかかわらず、こういう状況でございます。

さらに、電力というのは当然、停電ということが考えられるんですけども、太陽光パネルの設置の有無、さらに、それを動かすための蓄電池の有無、そういうものを見ましたときに、さらに数字が低くなっております、太陽光パネルの設置の有無というのは、ありは一・九八％。さらに蓄電池。今回でもあったんですが、太陽光パネルは設置されているんだけど、停電したがゆえに機能しない、そういうことがあったんですね。それで、蓄電池はどうなのかということを見たときに、二・九九％しか蓄電池というのは設置されていない。これは、災害のときに極めて重要な施設になるにもかかわらず、こういうデータでございます。

次に、やはり長期間にわたって避難された皆さんが生活していく上で欠かせない、水回りのことです。

水確保の方法の有無、これについては、二八・八三％がありである。さらに、トイレでございますが、断水時には、下水道に直結するマンホールトイレというのが非常に有効であるということは言われているんですけども、いざそういう設備があるところはどうかというと、六・六七％である、そういうデータが出ているわけでございます。

さらに、学校施設内における防災倉庫、備蓄倉庫の有無というのを調べましたところ、大阪は数字がよくて、防災倉庫は五一・一五％、備蓄倉庫については五八・〇八％があり。全国的には三五・二％ぐらい、センターの調査だとそう出ているわけでございますが、こういう数字でございます。さらに、学校施設内における災害時要援護者の避難に備えた場所の有無。これは、今回も若干あったということなんです、障害者が避難場所に受け入れられなかったり、避難所生活に困難が生じたりする例があるわけでございますが、そういう施設があるのかどうかということを見ましたときに、ありというものについては三一・五一％、そういう結果が出ています。

今回のこの総点検運動で、学校の防災機能の十分さというのが数値で浮き彫りになりました。やはり災害を想定した学校施設の強化というのはほとんど行われてこなかったということが明らかになってきたわけでございます。

今回の震災を踏まえて、学校が災害時に子供たちや地域住民の応急避難場所という重要な役割を果たすことができるように、今後の学校施設の整備に当たっては、教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えておく、防災拠点としての学校という、大きな発想の転換が必要ではないかと私は考えるわけでございます。

その発想の転換に基づいた学校施設の防災機能の充実化に予算を充て、力を入れるべきである、そのように考えますが、文部科学大臣の見解を伺いたいと思います。

平野（博）国務大臣 私の選挙区も大阪でございますが、大阪のことも含めて、綿密にお調べをいただきまして、ありがとうございます。

先生御指摘のとおり、私も全くごもっともだ、こういうふうと考えております。

といたしますのも、今回の東日本大震災でも、学校の施設が子供の命を大きく守っている、こういうことと同時に、多くの施設が避難所になっている、これも現実の姿でございます。

したがって、文部科学省としても、学校は地域のコミュニティの拠点である、こういう発想でもって、これから、今先生御指摘の安全性の確保や防災機能の強化に向けて、具体的に検証して進めてまいりたい。

特に、先生御指摘のところの資料も、もう少し詳しいものをいただければ、我が省が調べているものよりもさらに詳しいと思っておりますので、そのことを含めて、しっかりとやらせていただきたいと思います。

佐藤（茂）委員 ぜひ、全調査を提供して、それをたたき台にして進めていただければありがたいと思います。

ただ、今年度予算でも、文科省、努力していただいて、学校施設の防災機能強化のための補助制度の創設などもしていただいているんですね。ただ、これは、後は自由にやりなさい、そういう感じなんです。自治体の自主性に任せる。

しかし、学校の耐震化も、我が党も含めて本当に国を挙げて推進してきたがゆえに、昨年度四月では八〇・三％、昨年の累次にわたる補正予算と今度の新しい新年度予算で九〇％ぐらいですか、ここまで行ったわけでございます。ですから、国を挙げて、やはりきちっとした目標を持って推進していくということが、何よりも私は大事なんだらう。

学校の耐震化も、平成二十七年までのなるべく早い時期に完了させるんだという目標を持って今進めておられます。この耐震化の次は、防災機能の強化というものについても、やはり目標をしっかりと定めて、例えば学校施設の防災機能の強化三年プランとか、そういう何力年かにわたる計画や工程表、こういうものをしっかりとつくって、集中的、計画的に学校施設の防災機能の強化というものはやるべきではないかと思えますが、文部科学大臣、再度御答弁いただきたいと思えます。

中井委員長 文科大臣、去年の四次補正や今度の予算に学校の太陽光パネルの設置が盛り込まれますから、数字をきちっと挙げて答弁してください。

平野（博）国務大臣 委員長からのわざわざの御指摘でございますから。

当然、特に先ほど御指摘ございましたが、学校における太陽光パネル等々も含めてしっかりとやる。ただし、今御指摘がありましたように、蓄電池機能がやはり欠けておるものですから、そのことも踏まえてやらせていただきたいと思います。

特に、目標を持って、こういうことでございませぬが、先生からいえば目標になっているかどうかはわかりませんが、整備に対する基本方針がありますから、今先生の御指摘も踏まえた、そういう、今、耐震については二十七年までとかいう目標をつけておりますが、防災についてもそういう考え方で具現化をしたいと思います、かように思っております。

中井委員長 何だ、結局、数字は言わぬのか。

佐藤（茂）委員 いや、委員長、もう数字はこつちもわかっておりますから、結構でございます。今、前向きな答弁をいただきましたので、これは子供たちと地域の皆さんの命、また避難生活にかかわることですから、ぜひ精力的に進めていただきたいと思います。

以上、防災・減災ニューディールという考え方の具体策二本ぐらいを、きょう時間の関係で取り上げて質問いたしましたけれども、総理、私は、昨年十二月二十四日に政府でまとめられた日本再生の基本戦略というものを全部読ませていただきました。その中には、東日本大震災からの復旧復興という観点は非常に強かったんですけども、

しかし、防災で日本をどうするというような観点はちよつと弱かつたんですね。

ですから、我が党が、防災・減災ニューディールと銘打って、デフレ対策としての需要拡大と、全国的な防災・減災のための社会基盤整備を組み合わせた、そういう対策をすべきであるという提言をしてありますので、ぜひ参考にしていただいて、できれば災害に強いまちづくりの工程表などもしつかりとつくって、計画的かつ大胆な集中投資を行うべきである、そのように考えますが、総理の見解を伺っておきたいと思えます。

野田内閣総理大臣 大変、現場に足を運んでの御提起をいただきまして、本当にありがとうございます。

その上で、防災という観点からの日本再生という視点ですね。日本再生戦略、基本方針は暮れにまとめましたけれども、年央までに日本再生戦略をまとめますので、先ほどの御提案も真摯に受けとめて検討させていただきたいというふうに思います。

佐藤（茂）委員 次に、米軍再編の問題についてお聞きをしたいと思います。

今回、二月八日に米軍再編見直しを発表されたわけでございますけれども、私も幾つかの懸念を持ってあります。その最大の懸念は、今までの、二〇〇六年の再編の枠組みそのものを変えようとして、結果的に、もともとこの米軍再編の問題の出発点であった普天間の危険性除去、普天間基地の移設が頓挫して固定化する危険が出てきているという点では、私は極めておかしいことであ

る、そのように考えているんですね。

今までの、この米軍の普天間飛行場の移設と、在沖繩海兵隊のグアム移転と、嘉手納以南の六施設の返還というパッケージを切り離すということですから、今までの政府の進めてきた普天間飛行場基地移設の政府の戦略が、一言で言うところ崩れ去った、そういうことではないかと思うんですね。

要するに、パッケージのときには、海兵隊のグアム移転による負担軽減という、ある意味でいつたらてことがあって、それで普天間移設というものを考えた、普天間移設のこととしてそういうものを考えておつたんですねけれども、それが今回、先行して外れてしまうわけです。

ですから、この切り離しが普天間基地の置き去りを招き、結果として固定化を許してしまうことになるのではないかと、そういう懸念があつて、そういうことになつては絶対ならない、そういうふうに我々は考えているわけです。

総理も、一番最後の参議院の予算委員会、普天間固定化の懸念を承知している、そういうことがないように政府として全力で協議を進めたい、そういうふうに述べられましたけれども、しかし、今までのパッケージを外してしまつたんですから、普天間基地移設のことがなくなつてしまつたわけですね。

具体的に、どういう新たな戦略で普天間基地固定化を回避して、普天間基地を移設されるお考えなのか、ぜひ野田総理の考え方を聞きしたいと思います。

玄葉国務大臣 まず、佐藤委員がおっしゃった

とおり、〇六年のロードマップ、パッケージになつておりました。それで、パッケージを外すという判断をしているわけです。ただ、基本的な構成要素は変わりません。進め方が変わっていくということですね。

今、てこという話がありました。果たして、これは民主党政権の反省も含めて申し上げますけれども、今現状のこの膠着状態はてこたり得るんだらうかということ直視しないとイケないというふうに私は思います。そういう中で判断をしていく、そうなつたときに、私は、沖繩の負担軽減というものを先行させていく、そして信頼関係を構築していく。

普天間の固定化除去は大変大切なテーマで、一刻も早くその危険性を除去しなければなりません。どうやっていくのか。これは、丁寧な説明の一言に尽きるんですが、同時に、いかに危険であるかそして、いわゆる沖繩の地理的な、戦略的な重要性、沖繩に残る海兵隊一万人の有するいわゆる抑止力、この問題についての説明を丁寧に、理解を求めながらやっていく。やはりこれは強行する話ではないと思つたんですね。

ですから、今の膠着状況を打開していく、前へ進めていく、結果として十五年進まなかつたわけですから。ですから、前に進めていくためにこういう判断を……（発言する者あり）いや、民主党政権始まつてからの反省も含めて申し上げているんですけれども、こういう判断をしているということでございます。

佐藤（茂）委員 私は、このままいくと、これ

は沖縄にも国民にもある不安だと思っておりますが、先ほど申し上げました、普天間の基地が固定化されるんじゃないのかと。具体的には、アメリカにとつては、グアムが強化されていく、やはりそういう移転をどんどん進めていく、そうすると、普天間ももう日本の国内問題だと。海兵隊移転でアメリカ政府が普天間問題解決の意欲を失うのではないのか、やはりそういう懸念や不安もあるわけですね。

具体的に、これは外務大臣ではなくて、ぜひ防衛大臣にお聞きをしたいのは、一月末に韓国で開かれた日米韓の防衛当局による高官協議の際、アメリカ政府高官は、普天間の固定化はやむを得ないとの認識を示していた、そういう複数の報道があるんですけども、普天間固定化やむなしとの、本当にそういう報道だとこれは大変なことでございますまして、要するに、もしアメリカ側の政府高官のそのような発言を聞かれていながら今回の再編見直しに臨まれていたとしたら、結局、その高官の発言にあらわれていたようなアメリカの考え方を是認して見直し協議をとり行って、今回共同の報道発表に臨んだということで、許されるものではないと思っておりますが、まず防衛大臣に、そういう事実があったのかどうか、お聞きしたいと思えます。

田中国務大臣 米側から普天間飛行場の固定化はやむを得ない旨の考えが伝えられたのかとの御質問でございますが、これまで、米側から普天間飛行場の固定化はやむを得ないとの認識が日本側に伝達されたとの事実は一切ありません。御指

摘の韓国でのことにおきまして、防衛省、事務方は出席をいたしておりますが、確認をいたしました。一切ございません。

普天間飛行場の危険性が除去されないまま固定化することは、絶対に避けなければならないと考えております。

日米両政府は、普天間飛行場を辺野古に移設するとの方針が引き続き最善だと考えており、この方針が変わりはありません。政府としては、引き続き、固定化することがないよう全力で取り組んでいくと考えています。

佐藤（茂）委員 防衛大臣が出てきていただいたので、もう一つ関連してお聞きしたいんですが、もう一つ、我々の懸念は、嘉手納以南の六施設の返還、これがどうなるのか、そういうことです。

先ほど外務大臣も、先行して沖縄の負担を軽減するんだと。しかし、ロードマップの八千人から約四千七百人に減るといふことで、逆に施設の必要性が残る可能性もはらむんじゃないのか、そのように我々は考えるんですね。普天間以外の五施設が全て返還される保証はないんじゃないですか。本当に全て返還できると言い切れるのかどうか。

玄葉国務大臣 これは、佐藤委員御存じのとおり、実際は、可能なところから実施をしていくということだと思えます。

それと、人数が減るだろう、こういふ話でありますけれども、佐藤委員が防衛省におられたところだと思えますけれども、結局、沖縄に残る海兵隊が一万人であるということ、あのとき八千人という意味は、あのとき一万八千人だったのでな

いかと思われず。

つまりは、専門家ですらうしやるから御存じのように、月によって海兵隊の数というのは変わったりしますね。ですから、人数が減るからといって、沖縄に残留する海兵隊の数が変わるわけではなくて、基本的に一万人という、基本的にとあくまでつけますが、海外に移転をする海兵隊の数というのは、基本的には今までの数字。基本的にはですよ。ただ、グアムに行く数というのは、おっしゃるとおり、そういうことも十分あり得るだろうと。

ただ、部隊の構成も人数も、今、そういう意味で、見直し作業を日米でこれからまさに、今も既に非公式には行ってききましたけれども、公式に行っていくということでございます。

佐藤（茂）委員 だから、玄葉大臣、長々と答えられましたけれども、要するに、普天間以外の五施設について全て返還されるのかどうか、そういうことについて簡潔に答えてください。

玄葉国務大臣 嘉手納以南の土地の返還について、切り離して、可能なところから実現していきます。ですから、基本的には、普天間の辺野古への移設が進む、進まないとの関係も部分的に出てくると思えます。つまりは、それは部隊の問題でございますね。ですから、そういうところから、私は申し上げ方として、可能なところからできる限り早期に土地の返還を実現していく、そういう言い方をしているわけです。

佐藤（茂）委員 もう時間がありませんので、もう一つお聞きしますけれども、今回の意思決定

のプロセスというのは極めて場当たりのだということに私は思っているんですね。共同の報道発表、共同の声明ではなくて、格下げの、そういう形で発表された。審議官級会議だけで、そういう形にした。抜本的な再編の見直しをするにもかかわらずそうさせた。

我々が政権にいたときというのは、三段階で議論してきたんですよ。日米の共通の戦略目標、そしてそれに基づく役割、任務の分担、そういうものをしっかりと議論し、そして米軍また自衛隊の協力も含めて、どういう兵力構成にするのか、再編をした。今、その三つ目のところを、パズルのようにいろいろいじりましようという議論を余りにも簡単にやり過ぎておるのではないのかと。

私は、もう一回きちつと、外務大臣、あと防衛大臣、このお二人、また向こうの当局も含めて、きちつと閣僚級が議論をして、2プラス2を重ねて、今申し上げました、共通の戦略目標、任務、役割の分担、さらにその上で、再編をどういう形にするのかという議論をきちつと練り上げて、ああいうものは見直しだという形で発表すべきだ、それが余りにも場当たりのだ、そのように思いますが、今後そういう予定はありますか。

玄葉国務大臣 御指摘というか、おっしゃる意味はわかるんですけども、ただ、御存じのように、二〇一一年に2プラス2があつて、そこでも共通戦略目標というのがまず既にあるわけですね。どんどん更新していつているわけです。

今おっしゃった役割、任務、能力、これはまさに RMC、いろいろな将来シナリオあるいは現下

のシナリオに基づいて自衛隊や米軍の役割分担などを検討していく、そういうことと在日米軍の再編、米軍の再編というのはまさに相互で行っていくわけでありまして、共通戦略目標は基本的にあるんです、もう既に二〇一一年分があるわけですね。そういうことを踏まえながら、現在もこういつた議論を非公式に行つてきた。見える見えないはあつたかもしれませんが、ですから、今回の共同発表を受けて、また今度は公式な形でそういった議論をしつかり行つて、おっしゃるように、RMCの問題も含めて、より今回のことで、そういった日米同盟の具体的な深化ということに確実につながつていくものと私は確信しています。

佐藤（茂）委員 共通の戦略目標は、アメリカの前のQDRに基づいた戦略目標なんです。今回、新国防戦略ができたんだから、もう一回見直すべきなんです。そういうこともせざるやつていから言っているんです。これはまた次回にさせていただきます。

最後に、総理、きのうも沖縄県知事に会われたそうなんです、今後、数カ月あるいは数週間、これを進めていかれるということなんですけれども、やはり大事なことは、沖縄の頭越しではなくて、地元の意向を踏まえた協議を日米両政府として進めていくべきである、私はそのように思いますが、総理、そういうやり方をされていくのかどうか、決意を聞かせていただきたいと思つています。

野田内閣総理大臣 抑止力を維持しながら沖縄の早期負担軽減を行つていくという形、これはパッケージを外すことになりました。今後の具体的

な協議に当たつては、沖縄県知事含めて沖縄県の御要望をよく踏まえながら、そして会談をしたり交渉したりするならば、その都度沖縄にも御相談をしながら進めていきたいというふうに考えております。

佐藤（茂）委員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

中井委員長 この際、稲津久君から関連質疑の申し出があります。斉藤君の持ち時間の範囲内でこれを許します。稲津久君。

稲津委員 公明党の稲津久でございます。

私からは、大要三点について質問をさせていただきます。私からもう一つは

再生可能エネルギー、とりわけ風力発電についてお伺いしたい。三点目は、新時代の石炭火力発電についてということと伺わせていただきたいと思つています。

まず初めに、TPPのことについて何つていきたいと思つていますけれども、これは総理にぜひお伺いしたいと思つています。

七日からワシントンで日米両政府の初の事前協議が始まりまして、その協議の状況を踏まえて、総理としてはどのような成果があつたと受けとめておられるか、お伺いしたいと思つています。

野田内閣総理大臣 七日に米国との協議がございました。

我が国からは、TPP協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する体制の構築、そして包括的経済連携に関する基本方針、これはおとしの十

一月にまとめた、閣議決定したものでございます。その説明をさせていただきます。また、TPP交渉参加に向けたその他の国との協議についての説明をいたしました。

アメリカからは、米国内における検討状況に關しまして、パブリックコメントなどで提出された意見のうち、例示的に農業、自動車、保険・急送便、分野横断的事項の四分野について紹介がございましたが、アメリカ政府としては、現在、これらの意見の評価、分析を行っているところであるという説明を受けております。

成果は、まだ、スタートした、お互いの説明から始まったところですが、あえて成果というならば、これまで御懸念があった公的医療保険制度の廃止であるとか、あるいは単純労働者の移動の受け入れをアメリカが他のTPP交渉参加国に要求していることはないという説明がございましたので、この点についての御懸念は払拭することができたのではないかとふうに思います。

稲津委員　そこで、一つ具体的にお伺いしたいのは、この日米政府の初の事前協議において、我が国政府は全ての品目を交渉対象とする、このように基本方針を説明されておりませうけれども、もう一方では、センシティブ品目、いわゆる重要品目については触れたのか触れなかったのか、この点についてお伺いしたいと思います。

古川国務大臣　お答えいたします。
協議の中で日本側から申し上げたのは、こういう言い方です。仮にTPP交渉に参加する場合には、一昨年十一月に取りまとめた包括的経済連携

に関する基本方針に基づき、センシティブ品目について配慮を行いつつ、全ての品目を自由化交渉の対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す、そういう説明をいたしました。

同時に、全ての品目を自由化交渉の対象とした場合にどのような自由化が求められるのかしっかりと理解する必要がある中で、ぜひ情報を提供してもらいたい、そのように述べた次第でございます。

稲津委員　そうすると、はっきり聞きますけれども、触れたんですか、触れていなかったんですか。明確にちよつと答えていただけますか。

古川国務大臣　今申し上げましたけれども、センシティブ品目に配慮しつつ、全ての品目を交渉の対象にするということを示述べたということでございます。

稲津委員　要するに、今聞いていると、よくわからないんですね、触れたのか触れていないのかはつきり言うんですけど、そこまで聞きませんけれども、触れなかったのかということをお伺いするを得ないわけですか。

今回は局長レベルの協議から始まったわけですが、今後は、二十一日、二十二日については実務者レベルになるわけですね。そうすると、ここではどのような協議になるのか、センシティブ品目に触れるのか触れないのか、このことについてお答えいただけますか。

古川国務大臣　これはまだ、先ほど総理からも申し上げましたけれども、向こう、アメリカ側からも、今の、アメリカの方がまずパブリックコメ

ントをやった、その内容を整理して評価、分析を行っている、そういう話でございました。ですから、そうしたものも踏まえて、アメリカ側から次回るときにはそうしたものの評価、分析を踏まえての御意見があるんじゃないかと思えます。

こちらの方として、関心事項について、そして基本的な立場についてさきの協議で申し上げたわけでございます。次回の協議のところでは、そこら辺についてのアメリカからの何らかの反応があるんじゃないかというふうに考えております。

稲津委員　重要品目については触れずに全ての品目を交渉対象にする、こういうことを考えていると。見方を変えれば、参加しますということも表明しているような、そういうことにも意思を表明したと受けとめられてもいたし方ない部分もあるんじゃないか。

私は、ここで一つ言わせていただきますけれども、ベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ、この協議の結果の報告書を見ましたけれども、ここで、センシティブ品目については扱いは合意してない、最終的には交渉次第ということで、事実上不明確なわけですよ。

この報告書の中でも、ここは非常に大事なことなんですけれども、交渉参加に向けた協議を行っている国のオプザーバー参加は認めない、交渉参加案は交渉参加国以外は共有しないと。要するにすなわち日本は条文案さえ見せてもらえないことになる、こういうことになりませんか。

今回のアメリカとの協議から、アメリカの通商代表部は声明で、日本は幅広い分野で交渉する準

備がある強調した、こう述べられた。これは、先ほどもお話ししましたけれども、見方によると、日本が TPP に参加する意思がある、こういうことを表明したということにならないか。私は、こういう状況の中で事前協議というのは一体どういう意味を持つのか、このことを甚だ疑問に思っております。

昨年の十一月の APEC の TPP 交渉会合では、ブロードアウトライズに合意をしているわけです。これをアメリカ大使館は、大枠の合意だ、こう訳しましたけれども、日本は、大まかな輪郭、こうしている。これは、日本側の訳からすると、交渉に参加しているやりようがあるように受けとめられますけれども、本当にそうなのかどうかということですよ。

大枠合意には、交渉グループは全てのグループで条文案を作成した、幾つかの分野では条文案はほとんど完成している、こう書いてあるわけです。大枠合意からすると、日本は、既に作成されている条文案を、先ほども言いましたが、見ることもできないことになる。こういう状況の中で、一体、事前協議というのは何の意味をなすのか。

私は、拙速な参加交渉に向けての関係国との協議というのは、この時点で、日本の外交のバランスをある意味で崩していないかどうか、ここを非常に疑問なしとは言えないわけです。これはぜひ総理にお答えいただきたいと思えます。どう思っていますか。

玄葉国務大臣 稲津委員、条文案がないじゃないか、こうおっしゃいましたけれども、これは関

係国で、条文案、テキストは出さないということに既に合意をしています。我々もそのことを前提に、オブザーバー参加も認めないということになりますので、したがって、しっかりと情報収集する、それでそれを出すという形であります。

それと、基本的には、これは事前協議云々も大事なんです、事前協議は、やはり参加国の同意を得ないとそもそも交渉へ入れませんので、そういった協議の問題も一つある。情報収集もある。そして、仮に交渉に入ったときに、まさに先ほど心配をされていた、私も福島県の出身なので、いろいろな問題、恐らく心配を共有する部分、実は内心あるんです。そういう中で、センサティブ品目について、交渉で本来はやはりかち取るべきものはかち取り、守るべきは守るといのが私は経済連携協定であるというふうに思っています。

稲津委員 私が言っているのは、交渉でかち取るものをかち取るというのではなくて、既にスタートのところ、全部の品目は交渉に出しますよ、そしてもう一方では、センシティブについてはどこでどうなるかわからないという状況、そこでいろいろな情報を収集したからといって、本当にそういうような態勢で、交渉事で事が済むんですかというのを申し上げているんです。このことは恐らくこれ以上議論しても行ったり来たりになりますので、この程度で終わりますけれども、ぜひそのことを留意していただきたいということを強く申し上げたいと思えます。

次に質問を移りますけれども、ここで改めて、昨年の十一月の十一日、ホノルルの APEC の首

脳会議に先立つ前日の総理の記者会見の内容について触れておきたいと思うんです。

この会見の中で総理はこうおっしゃいました。TPP 交渉参加に向けて、関係国との協議に入ることにいたしました。TPP については、大きなメリットとともに、数多くの懸念が指摘されていることは十二分に認識しています。私は日本国という国を心から愛しています。世界に誇る日本の医療制度、日本の伝統文化、美しい農村、そうしたものは断固守り抜く。国益の視점에立って、TPP についての結論を得ていく。

このように自信を持ってお話をされた、こう見えております。そのときに、私は、この総理の発言の中で非常に気になることがありました。いつかは必ず総理にこのことは直接お伺いしたい、こう思っていました。

したがって、まず、ぜひ総理にお答えいただきたいと思うんですが、総理が断固守ると言っていた医療制度や農村、ここでは恐らく農業ということを指していると思えますけれども、これは、日本が参加国から高い関税あるいは障壁、これを指摘されて、ある意味では責められる要素の高いところでもあるかもしれない。まず、総理はどのような思いで日本の医療制度、日本の伝統文化、美しい農村を守るとおっしゃられたのか、このことについてお伺いしたいと思います。

野田内閣総理大臣 まず、我が国の農業でいえば、農業という直接、一つの産業がありますけれども、裾野の広い産業であるということと、それから、食料の安定供給という大変重要な機能を果

たしているということ、それから、国土の保全という意味においてもまさに多面的な機能を有しているということでは、一言で言うところ、農は国のもととなりという意識を持っているということであり、それをしっかりと、これは TPP の交渉参加するしないにしても、いずれにしても、この農はもととなりということはしっかりと堅持しながら、農業の再生を果たしていかなければいけないという認識でございます。

いずれにしても、例えば担い手不足であるとか、いろいろな課題が出てきています。そういうものを乗り越えて、しっかりと農業再生をやる。

一方で、TPP の場合は、相手国がどういう要求をしてくるか、まさにこれからであります。

でも、農業については懸念が持たれていました。医療についてもそうでありました。そういうことを踏まえて、十一月の何日でしたか、APEC に行く直前にそういう記者会見をさせていただいた。医療については、もう懸念は基本的にはなくなってきた。これは、これからセンシティブ品目の扱いでありますけれども、そういう懸念を一つ一つ消していって、この間記者会見で言ったことを守っていききたいというふうに思っております。

稲津委員 美しい農村を守るということで、私は、総理はこのことについては少し情緒的にお話をされるのかと思いましたが、むしろ具体的に、日本の農業の再生という言葉を使われて今御答弁なされました。これは私も意を同じくするところでありまして、今、大変思いのある御答弁をいただいたと思います。

ただ、その上で申し上げたいことなんですけれども、では、農業を守る、再生していくというのは、具体的にどういうことをしたらいいのかということなんです。

私は、大きく分けて二つあると思っております。一つは、農家の経営安定対策、これをしっかりとやっていくということ。もう一つは、農村あるいは農業の環境を整えていくということ。もっと具体的に言うと、例えば、農地をどういうふうに整備していくのか、守っていくのか。ある意味では、これは農業の車の両輪みたいなことに通ずると思うんです。

その農家の経営安定対策、ここは戸別所得補償制度等でもやっていきましようということ、これは、私は何も全て反対するという意味はございません。ただ、もう一方の、では農業の環境、いわゆる特に農地の問題についてどう整備、維持していくのか、ここについて甚だ、私は、今の民主党政権のやり方というのは、懸念を持っています。

これは農業農村整備の対策予算についてなんです。平成二十一年から二十二年、二十三年とあります。ここに、農業農村整備事業、二十一年度五千七百七十二億円、補正も含めると五千九百二十二億円、これは自公政権のときにつくった予算。これも実は、この以前のところから大分縮減してきた。この平成二十一年から比較してみると、例えば二十三年を見ても、この農業農村整備事業は二千二百二十九億円、そして補正も全部含めていきますと三千八百十三億円。何と六四・四%ですよ、ここまで縮減しているという現実。

私は、その意味で、先ほど申し上げましたけれども、農家の経営安定対策と、もう一方の、この農地の保存整備と、いわゆる暗渠などの排水対策や、あるいは客土を盛つての土地改良事業、こうした農業農村の基盤整備事業というのは、これは欠かせない事業です。ですから、こういう状況の中で、総理、果たして美しい農村を守るということが具体的に言えているんですか。言えていないじゃないですか。そのことを申し上げたいと思いますけれども、御意見ありましたら。

鹿野国務大臣 確かに、今先生おっしゃるとおり、政権交代によりまして、政策の転換から、大きく予算の形も変わりました。実質的に、農林水産省の省内の枠内で戸別所得補償政策というものを導入した。こういう新たな政策を導入することによって、まさしくこのような、今先生から御指摘のような予算編成になったわけでありまして。

しかし、その後、いろいろ地域の方々の御要望ということもございまして、二十三年におきましては、前年に比べますと、この農村整備事業というものは一三%、そして、二十四年度におきましては一三%ということ、農林水産省の予算は前年に比べてマイナスイタリの中で、この農業農村整備事業というものを、これからも着実に展開していかなきゃならない、このようなことから、予算をこの二十四年度におきましても計上させていただきます。このようにございまして。

稲津委員 ちよっと北海道の状況を、非常にわかりやすい例でございまして、お示しさせていただきます。ただ、お示しさせていただきます。

これは、北海道の農業農村整備対策予算、国費の推移です。平成二十一年を見てください。この年に、直轄と補助を合わせて約一千億ぐらいですよ。これも十五年から見ると随分縮減してきています。もうこれ以上は難しいですよ、削減できないですよというところでもまった。その後、見てくださいよ、平成二十二年、二十三年。特に二十二年は民主党政権になってからの予算ですけども、これは直轄と補助を合わせて、ごらんのとおり六百十四億。そして、その後、さまざまな全国からの苦情、要望が出て、そして補正予算を組んだ、こういう状況ですよ。北海道もこのような状況になった。そして、平成二十三年度もこのような状況。

したがって、これは繰り返しになって恐縮ですけども、果たして、総理のおっしゃった、美しい農村を守る、そして農業再生ということは、具体的に、今申し上げましたことを、二つ例を挙げさせていただきましたけれども、決してそうならない。

今後、農業、農村を守っていくという視点に立つのであれば、この点はぜひ総理によく理解していただいで、そして、このことについて、総理の思いをしつかり予算に反映させていただきたい、私はこのことを強く申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次は、再生可能エネルギー等の質問ですけども、公明党として、過日、総合経済対策に関する緊急提言というものを発表させていただきました。

そして、八日に官房長官に申し入れをさせていただきまして、そのときには時間をいただきましてありがとうございました。その中の一つの柱が、エネルギーの多様化と分散化、そして再生可能エネルギーの導入の促進ということでございます。まず、再生可能エネルギー、特に風力発電について質問させていただきたいと思えます。

これは、風力発電のポテンシャル、潜在力、あるいはその可能性ということで示した資料でございますけれども、ここにはいわゆる固定価格買取制度の買い取り単価とそれから買い取りの期間によって、全部で四つのシナリオですけども、大きく分けて二つのシナリオ、一番とシナリオ二番。

これを見ていただいたらわかりますけれども、例えば北海道の状況が非常にわかりやすいので、お示しをさせていただきたいと思えますけれども、一番下のところに、シナリオ一でやった場合、北海道は設備容量は八百三十キロワット。シナリオ一三で見たとともに、北海道は六千二百四十三キロワット。こういうことで、いわゆる風力発電の容量というのは私たちが想像している以上に非常にポテンシャルが大きい。特に、北海道、東北、九州については、このシナリオ一と二で見たとともに、それぞれ、例えば四対三対二ぐらいで北海道、東北、九州というのは非常にポテンシャルが高いということがわかんと思えます。

そこで、では、このポテンシャルをどのように生かしていくのかということについて若干触れさせていただきたいと思えますけれども、例えば北

海道の西名寄系統というのがありますが、これは稚内、宗谷管内から留萌管内、そして上川管内のこの地域ですけども、ここでは、風力発電を含めた再生可能エネルギーの容量が約二一％あるというんです。では、そのうち実際にどのくらいニーズがあるかという一六％。その差五％というのが、残念ながら、これは発電を抑えているという状況でございます。特に留萌管内の苫前町については、これは風力発電が大体四十基ぐらいありますけれども、この町での電気の風力発電の自給率は五三〇％とされています。それだけのポテンシャルどころか、もう実際にそういう状況になっているんです。

ここで問題があるんです。それは何かというと、実は、このポテンシャルが幾ら高い地域であったとしても、風力発電の装置をふやしたとしても、送電網につなげることが十分じゃないということなんです。

そこで、こういった送電網の整備について、国として何らかの支援をしていく必要がないのかどうか。私は、ぜひ必要があると思っているんですけども。再生可能エネルギーをこれから大量に導入しようとしていくのであれば、これは必須の課題になると思うんですけども、この点について、経産大臣の所見を伺いたいと思えます。

枝野国務大臣 御指摘のとおり、風力発電というのは大変なポテンシャルがあるというふうに思っております。ただ、風力発電に適した場所が必ずしも日本全国ではない。ある特定の地域、そのうちの一つ、一番大きいのはある意味では北海道

だと思えます。なおかつ、その適した地域は、一般的に送電網の弱いところが多いという状況でございますので、そのポテンシャルを最大限生かすためには、送電網の強化は欠かせない。

原則として、こうした送電網は事業者が設備をつくるものでございますが、今、風力発電の成長を促さなければならぬ状況、それから特定の地域に送電網の弱いところが偏っているという状況、こうしたことを踏まえた中では、早期にこれを整備する観点から、一定の政策誘導手段をとる必要があるという判断をいたしまして、その具体的な制度設計を指示しているところでございます。

稲津委員 今、大臣から非常に前向きな御答弁をいただいて、これはぜひ期待をしたいと思えます。

これは我が国の地域間連系線の現状なんです。もう一つの課題というのは、それぞれの電力会社の連系線、地域間連系線、これが実は非常に偏っているということ。特に、北海道と東北については六十万キロワットしかない。今、これは東北電力、北海道電力、東京電力で、三社いろいろな協議をして、実験をして、やっているんですけども、これを九十万キロワットにしようという話もあります。

先ほど申し上げましたような、風力発電のポテンシャルをさらに高めていこうとしたら、今大臣から前向きな御答弁をいただいた送電網の整備とあわせて、この地域間連系線の整備もぜひやっていただきたい。この点についてどうでしょうか。

枝野国務大臣 御指摘のとおり、この地域間連

系線の強化というのは大変重要な課題であると思っております。

その中で、北海道 本州間の連系線については、御指摘のとおり、今の六十万キロワットを三十万キロワット増強する、これができるだけ早期に実現する、まずはこれをスタートさせます。

それと同時に、全国規模での連系線の強化については、今、総合資源エネルギー調査会総合部会の電力システム改革専門委員会のもとに、これは技術的にも何かいろいろ複雑なことがあるようでございますので、地域間連系線等の強化に関するマスタープラン研究会を設けたところでございます。全体として、エネルギー基本計画をこの夏をめどにつくっておりますが、それにあわせてこの具体的なマスタープランもお示しをできるように議論を急がせるように指示をいたします。

稲津委員 これも大変前向きな御答弁をいただきました。あわせて期待をしたいと思います。

最後になりますけれども、新時代の石炭火力発電について伺いしたいと思います。

実は、日本の国民の皆さんの中には、炭鉱は全部閉山した、こう思っている方も数多くいらっしゃると思うんですけれども、厳密に言うと、今、日本には八つの炭鉱がまだ現存しています。釧路のコールマイン、そして、残り七つは空知管内、露天掘りでございます。

この七つの炭鉱が実際に石炭を生産しているわけですが、しかも、しかし、石炭の火力発電の全体の九九％は、海外からの輸入炭に頼っています。残り一％が、この北海道の空知における石炭。北

海道の空知管内には、奈井江、そして砂川の火力発電所がありまして、ここは、自前の石炭を使って、海外炭も一部入っていますけれども、発電をしています。そういう地域が日本の中にあるということをお示しさせていただきたいと思っております。

あわせて、ここの発電所では、灰じん、いわゆる石炭の粉が出ないような、あるいは燃焼した後の粉も九九％以上出ないような、そういう装置をつけてやっています。

そこで、ひとつお話をさせていただいたんですけども、ただ、もう一方で、では、CO₂、温暖化ガスはどうなのか。

中井委員長 稲津さん、時間が来ましたので、まじめに入ってください。

稲津委員 わかりました。そこで、今日本が大変高い技術を持っているクリーンコールエネルギー、ゼロエミッション、こういったことをしっかりとさらに研究開発して今後の発電所に生かしていく、あるいは、海外にその技術を移転していく、輸出していく、この考えについてお示しくください。

中井委員長 枝野経産大臣、時間が過ぎていきますから。

枝野国務大臣 粉じんやCO₂などについて、かなり技術によって抑えることがもうできていますが、さらにこれを強化して、十分に活用してまいるかと思っております。

中井委員長 これにて斉藤君、佐藤君、稲津君の質疑は終了いたしました。

次に、志位和夫君。

志位委員 私は、日本共産党を代表して、野田総理に質問いたします。

政府が二〇一五年までに消費税を一〇％に増税する方針を決めたことに対して、国民の中からこうこうたる批判が起こっております。きょうは、この問題に絞って、幾つかの角度から問題点を究明するとともに、我が党の立場を明らかにしたいと思っております。

まず、政府は、社会保障と税の一体改革というわけですが、今度の方針で社会保障はどうなるのかという問題です。

総理に伺います。

消費税が五％から一〇％に引き上げられますと、約十三・五兆円の増税となります。そのうち、新たな社会保障の充実のために充てられるお金は幾らになりますか。金額、お答えください。総理。

岡田国務大臣 事実関係でございますので。五％の中で、二・七兆円程度、消費税収に換算しますと一％程度が社会保障の充実のため、残りは、社会保障制度をいば守るために、社会保障制度の安定化に向けてしております。

志位委員 五％の消費税増税のうち、社会保障の充実に使われるのは二・七兆円、わずか一％というお話でありました。残り四％分は、既存の社会保障費の財源と消費税が置きかわるだけで、新たな社会保障の充実に使われないということになります。その上で、一％分を社会保障の充実に充てるというのですが、実態はどうかという問題です。

政府の一体改革の素案を見ますと、社会保障にはたぐさんの切り捨てのメニューが並んでいるではないか。

例えば、物価が下がったことを理由に、年金の連続削減が計画されております。まず、昨年の物価下落分として、ことし六月から〇・三％の年金を削減する。さらに、物価スライド特例分の二・五％について、二〇一二年から一四年度の三年間で解消、すなわち削減する計画が実行されようとしております。

政府に確認しておきたいと思えます。

昨年の物価下落分として削減される〇・三％分というのは、総額どれだけになりますか。さらに、物価スライド特例分として解消が予定されている二・五％は、支給額ベースでは総額どれだけになりますか。厚生省。

榮畑政府参考人 昨年の消費者物価の〇・三％下がったことに伴います年金の〇・三％下がることにつきまして、年金の給付総額としては約〇・二兆円でございます。

それからまた、特例水準と本来水準の乖離の二・五％分につきましては約一・三兆円程度というふうな、これは単純に機械的に計算した結果でございますが、そういうふうになるところでございます。

志位委員 〇・二兆円プラス一・三兆円。ですから、物価が下がったことを理由にした年金給付額の減少は、合わせて約一兆五千億円ということになります。

加えて、一体改革素案を見ますと、マクロ経済

スライドの適用についても検討すると明記されております。これが適用されれば、〇・九％の年金削減になってまいります。物価マイナスイスライドとマクロ経済スライドを合わせて約二兆円の年金削減ということになります。

ちょっとパネルをござらんください。

社会保障の切り捨てはそれだけにとどまりません。子ども手当の減額で四千四百億円、七十歳から七十四歳の医療費の窓口負担の割から二割への引き上げで一千九百億円、介護保険の軽度の方の利用料の割から二割への引き上げで八百億円。当面の削減だけで、年金削減と合わせて二・七兆円となります。

さらに、一体改革素案には、年金支給開始年齢の引き上げの検討を行うとされています。これが実施された場合、その犠牲になるのは現在四十歳代以下の働き盛りの世代であります。六十八歳まで支給開始年齢が引き上げられたら、年金削減は総額で約六兆円、七十歳まで引き上げられたら、年金削減は総額で約十兆円に及びます。現在の高齢世代にも、将来の高齢世代、つまり現在の働き盛りの世代にも切り捨てを進める計画になっております。

総理に伺いたい。

仮にあなた方の言うように二・七兆円が充実に充てられたとしても、それを上回る社会保障の大幅切り下げが計画されている。税と社会保障の一体改革といいますが、この改革によって社会保障全体の水準が引き上がるわけではないということは明瞭だと思えますが、このこと

をお認めになりますか。今度は総理、お答えください。

小宮山国務大臣 御提示いただいた数字がいろいろなものがございますので、先に私の方からちょっと事実関係を申し上げたいと思います。

充実の二・七兆円、これは公費負担ベースです。削減は基本的に給付費全体をベースにしていますので、この比較のベースが一致していません。ことです。二・〇兆円は年金の給付減、そして八百億円というのは介護利用料でございます。

それから、現時点で全く決定していない項目、今後の検討項目なども含められた試算であること。この介護利用料の八百億円、それから年金支給開始年齢引き上げの六兆円あるいは十兆円、これは今後の検討項目で、今回は全く決定をしております。

それから、私どもがやっているのは、世代間の公平とか保険料負担の軽減に資するものということなので、単純に充実というだけではなくて、これから後世にツケを回さない、どういう公平な制度でやっているか、いろいろ勘案しながらやっているということをお理解いただきたいと思っております。

志位委員 公費ベースと給付ベースで一致していないと言っただけでも、充実に充てる二・七兆円というのは、ほとんど公費ベースと給付ベースで変わりませんよ。

それで、これはまだ決まっているわけじゃないんだ、検討中なんだというふうにおっしゃられましたけれども、全てがあなた方が決めた一体改革素案に実施をするあるいは実施を検討する、こう

書いてあるわけですよ。一つでもやらないと言えるものはないでしょう。

今度、総理に伺います。

私が聞いたのは、こういうことになりますと年金水準全体が引き上がるとは言えない、この事実をしっかりと認めてほしいということなんです。今度、総理です。

岡田国務大臣 今言われた中で、まず年金の物価スライド、これは既に制度としてあるものの、残念ながら最近それがきちんと運用されてこなかったということでありまして。

年金は、物価が上がればそれにに応じて上がる。今度の消費税五％上げるといっても、それに応じて年金の給付額は上げるといっても織り込んでいくわけでございます。下がったときには下げる。そして、その下げるべきものが下がっていかないだったので、今回きちんと下げるといってあげて、上げるときには、物価が上がったときには上げる、物価が下がったときには上げないということでは、これは次の世代にみんな負担をかぶせるだけでございます。そういう意味で、これはルールに基づいてやっているということでございます。

それから、先ほど、その充実の方は、これは確かに公費負担ベースでございます。我々が言いたかったのは、充実が公費負担ベースであるにもかかわらず削減は給付費全体をベースにしている、同じ二・七兆円だからという、そういう議論は成り立たないんじゃないかということをおっしゃっているわけですよ。

志位委員 給付ベースで下げられても税金で取られても同じなんです。公費ベースであつたとしても、これが給付でどれだけ膨らむかという計算を持っていないでしょう。ほとんど変わらないですよ。

それで、私、これだけ聞いても、一体改革によって社会保障の全体の水準が引き上がる、そう誰も答えられなかった。これが非常に重大な点だと思っております。

私、これが家計に具体的にどういふふうに影響を及ぼすか、次に見ていきたいと思っております。年金で生活されている高齢者世帯がどうなるかです。

これは、東京都の葛飾区在住の七十五歳以上の夫婦世帯、年金が二人合わせて月額十八万円の場合がどうなるか、試算をしてみました。数字は全て年間ベースのもので、政府の計画が実行されますと、ことしから文字どおり連続的な負担増が家計を襲うことになってまいります。

パネルを見ていただきたいんですが、ことし六月に年金減額で〇・六万円の実質負担増、十月に医療、介護保険料値上げで一・六万円の実質負担増、十二月に年金減額で一・九万円の実質負担増、一三年の六月に年金減額で実質一・七万円の実質負担増、一四年の四月に消費税率三％引き上げで四・八万円の実質負担増、六月に年金減額で実質一・七万円の実質負担増、一五年六月に年金減額で実質一・九万円の実質負担増、そして十月には消費税率二％の引き上げで三・二万円の実質負担増で、合計十七・五万円の実質負担増ですよ。丸々一カ月分の年金が消えて

しまつことになる。

今度は総理、答えてください。

社会保障を持続可能なものにすると言つけれども、家計は持続可能にならないじゃないですか。どうですか。

野田内閣総理大臣 これは、グラフを見ると、一応、年金減額という一言で書いているんですけども、例えば一二年六月の〇・三％というのはこれは物価が〇・三％減つた分の、年金法の規定に基づき引き下げであります。そして、その後の十二月から一四年六月までの年金減額と書いてあるのは、これは特例水準の解消のための措置ということですよ。

ということとは、いわゆる減額という言葉じゃなくて、本来もらうべきものはどれぐらいなのかという額があつて、それについて加算をされてきた分についての調整を行うということでございますので、いわゆる一体改革で何かを減らして削減をしていくということとは違つというふうに御理解いただきたいと思ひます。

岡田国務大臣 今総理の言われたことはそのとおりでございますが、それに加えて、消費税率が三％引き上げられる、二％引き上げられる、それによつて負担がふえる、これは消費税の負担を言つておられると思ひますね。しかし、年金の額は、消費税を入れることで物価が上がればその分は上がるわけですから、その分はカウントしてないわけですよ。その分を除くと、ある意味では、消費税が上がつて物価が上がつた分、年金受給者の方は給付がふえるわけで、働く世代はそういうこ

とはないんですね。

ですから、それはどちらをより重視するかという問題でもあるわけで、私は、年金世代の方の方が消費税引き上げの効果はより和らげられている、それがいいかどうかは別にして、事実としてはそういうことだと思ひます。

志位委員 調整だと言つんですけれども、下がるのは事実なんですよ。

それで、物価が下がつたら引き下げるのはルールだということをおっしゃつたわけですけども、今の日本の年金給付の水準というのは、基礎年金だけの方が平均月五万円にも満たない、極めて低いものです。にもかかわらず、政府の計画というのは、そうした極めて少額の年金まで一律に削減するものになつていく。

消費税が上がれば年金減額がとまるようなことを言つたけれども、年金減額の仕掛けというのは、賃金だつて上がらなかつたらとまらないんですよ。そして、その賃金は過去三年分にわたつて上がらなかつたらとまらないんです。

それで、物価が下がつたからと言ひますけれども、消費者物価が下がつている主な原因というのは、パソコンとかテレビなどの値下がりによるもので、食料品というのはほとんど下がつていませんよ。水光熱費や医療費は逆に上がつていく。そして、高齢者世帯に一番つらいのは医療、介護などの社会保険料の連続値上げですけども、こういうものは消費者物価の計算にカウントされないんです。ですから、年金世帯の日常生活で考えたら、生活費の負担が減つていくわけではないんで

すよ。

昨年、物価が下がつたことを理由に、あなた方は〇・四％の年金削減を強行しましたが、これに對して多くの高齢者、特に、少ない年金額でようやく生計を立てておられる高齢者から激しい怒りの声が寄せられました。共通した怒りの声は、少ない年金をこれ以上削られたら生きていけない、物価が下がつたと言つが、日常生活では下がつていないという訴えであります。

七十五歳の女性からの訴え、こういうものがありました。一生懸命働き、保険料を掛け続けてきた年金。しかし、月四万七千円と低い金額です。簡単に、しかも強引に引き下げられては生活できません。私は主婦です。物価が下がつたと言われるが、下がつていません。日々の生活で実感しています。

六十三歳の男性からはこういう訴えです。建設業に従事し、国民年金を一生懸命掛けてきました。が、とても生活できる金額ではありません。冬は酷寒の中、家に帰つても電気代を節約し、風呂も灯油の値上がりで我慢しています。そこにもつて〇・四％のカットとは何事ですか。

灯油は、皆さん、今幾らか御存じか。今、一缶千七百円台ですよ。この十年間で一・九倍に値上がりしている。

高齢者の生活実態に照らしたら、昨年行つた〇・四％の年金削減でもたくさんの悲痛な声が寄せられている。これ以上の削減というのは文字どおり生存権を奪うものであつて、私は、無慈悲な年金削減政策はやめるべきだということを総理に求

めたいと思います。今度は総理、お答えください。
野田内閣総理大臣 いわゆる物価による調整の話、あるいはこれまでの加算の調整というのは、今まで特例的にいただいていた方については、それは確かに減額ですから、その分生活が厳しくなるという声が上がること、それはよくわかります。だから、一遍にじゃなくて三年間という期間を置いて調整していこうということ。

そうじゃないと、そのことによって、やはり一兆円ほどのお金が余計に出るんですね。それは誰が負担するかというと、これはやはり将来の世代なんです。

そういうことも考えないと、一部の人たちの声はよくわかります、わかりますけれども、全世代でどう対応するかという視点も必要ではないんでしょうか。

志位委員 三年間かけてと言われたけれども、逆に、年金が月々減っていくと、こんな心細いことではないですよ。それから、将来世代のためだと言われた。しかし、その将来世代に対しては年金支給開始年齢の引き上げを検討しているじゃないですか。（野田内閣総理大臣「決めていないですよ」と呼ぶ）決めていないと言われるけれども、検討の課題に入っているじゃないですか。

大体、民主党が二〇〇九年の総選挙のマニフェストで、この問題何と言っていたのか。ここにはつきり書いてありますが、公的年金制度に対する国民の信頼を回復する、年金給付の水準を高める、これが約束なんです。今の年金の水準は低過ぎる、これを高めましょう、こう言ってあなた方は

選挙で訴え、公約して、政権をとったんですよ。ところが、政権についたら、年金削減、当たり前のような顔をして、これまでの仕掛けがあるからと言って続けるというのは、これは許されるものではありません。

私は、一言加えて言いますと、政府がおっしゃられる二・七兆円の社会保障の充実の中にも、国民にとって毒になるものが幾つも含まれているということも言っておきたいと思えます。

例えば、政府が充実の目玉にしている子ども・子育ての新システム、これは二・七兆円の中に入っていますが、これは児童福祉法を改定し、市町村の保育実施義務をなくすというものであって、これをやりましたら、保護者は自力で保育所を探し、直接契約をしなければならなくなる、待機児童解消も進まないということ、保育団体から大きな反対の声が起こっている大改悪であります。

社会保障がよくなるのだったら増税は仕方がないと思っておられる方もいると思えます。しかし、今政府が進めようとしている一体改革とは、子育て世代にも、働き盛り世代にも、高齢者にも社会保障の切り捨てを押しつけながら消費税の大増税を押しつけるというものであって、それが正体であって、このような一体改悪は国民は絶対に理解するものではないということを強調しておきたいと思えます。

次に進みます。
政府は、消費税の大増税を、先ほどから社会保障の安定財源を確保するためと言っわけですが、果たしてそうなるかという問題です。

この言葉を聞きますと、私、一九九七年に消費税を五％に増税した際に、当時の橋本首相がこの場で論戦したことを思い出します。橋本首相が私たちとの論戦の中で同じ言葉を述べたことを思い出します。あのとき、橋本首相は、消費税の増税について、高齢社会の財源としてすぐれており、高齢社会にとって不可欠の税制と述べて、これを強行しました。これをやれば高齢化社会を支える安定財源を確保できると言っ、増税を進めました。

しかし、その結果、財源は確保されたか、税収がどうなったか。次のパネルをごらんください。これは、消費税を五％に増税する前の年の一九九六年度と、直近の二〇一〇年度との国と地方の税収の比較であります。確かに、消費税収は七・六兆円から十二・七兆円にしっかりとふえています。しかし、税収の総額は、九十・三兆円から七十六・二兆円に十四兆円も減りました。一九九六年度の税収をベースにしますと、消費税増税後の十四年間で、何と八十四兆円も累積で税収が減っております。

消費税収は確かにふえた。しかし、国と地方の税収は大きく落ち込んだ。総理、なぜこういうことになったと思えますか。

中井委員長 一番最初に、小宮山洋子君、保育の問題は。（志位委員「総理ですよ」と呼ぶ）いえ、着席してください。小宮山君。（発言する者あり）言いつ放しはだめです。

小宮山国務大臣 御指名でございますので。先ほどの二・七兆円の充実の中で、子供のことも切り捨てられるとおっしゃいましたけれども、子ども

も・子育て新システムの中では、子育て支援をしっかりと充実するようにいたします。

その中で、実施主体である市町村を中心として、児童福祉法と子ども・子育て支援法の二つの法案に、全ての子供の健やかな育ちを重層的に保障する、これまでより全ての子供に行き渡るものをつかりと法定いたします。

全ての市町村による計画的な学校教育、保育の基盤整備をして、確実な給付の保障を図っていくということ。児童福祉法で、保育を必要とする全ての子供に対する保育を確保するための措置を講じ、周辺施設とか事業者との連携、調整を図る全体的な責務を市町村に課します。そして、虐待事例とか特別な支援が必要な子供に対する利用の勸奨入所の創設、こういうことで保育の利用保障を全体的に下支えるようにしておりますし、幼保一体化のほかには小さな小規模の保育なども充実をし、多様な保育の環境を充実することによって、子育て支援を充実する政策をしっかりと盛り込んでおりますので、御理解いただきたいと思っております。

安住国務大臣 まず、委員長、所得税と住民税については、これはフラット化を進めて減税をしていることは事実でありますから、それは何か、税収が減ったことは余り怒られることではなくて、むしろ中間層に対する配慮というのはいささかやってきましたと思います。

法人税も、時代の中でやはり国際競争力をつけなければならぬという観点で、さまざまの意味で税率を下げてきたりしておりますから、相対的には、少子高齢化の中で、先ほど総理もお話あり

ましたけれども、やはり全世代型で税収というものの安定を図るために、消費税の比率というのが高まってくるというのはやむを得ないことだと思っております。

志位委員 まず、子ども・子育て新システムについて、市町村の責務を課していると言いましたけれども、まさにその市町村が保育の義務を行うということ、その義務規定を外したものが今度の法案になつていくわけですよ。ですから、例えば、親が直接保育所探しをやって見つけれない場合、あつせんをするとしても、足りない場合は結局それは解消されないわけです。そういうまさに責任放棄が今度の法案だということをおきたいと思っております。

この問題に移りますけれども、今、財務大臣から話があつたけれども、フラット化と言いました。これは結局、金持ち減税をやつたということですよ。それから法人税、これが減つたのは、大企業減税をやつたということです。それに加えてこれだけ落ちてきているというのは、やはりこの十四年間に日本の経済が長期にわたって低迷あるいは後退を続けてきた、そのことが税収のこれだけの悪化をもたらしたということ、これもお認めになりますね。その一言でいいです。

安住国務大臣 はい。ただ、一言多いと怒られるかもしれませんが、一〇%を五%に税率を下げていますから、いわゆる所得の低い方に対しては配慮しているということはずいぶんわかっていただきたいと思っております。

志位委員 反論されませんでしたから、景気の

悪化ということは認めたとのことです。

安住国務大臣 地方への税源移譲もありますし、それから、確かに、景気の低迷というのはパブル崩壊後あつたことは事実でございます。

志位委員 ようやくその答えを言いましたけれどもね。結局、消費税を増税しても、経済が悪くなれば全体の税収は減るんです。

それでは、今消費税を大増税したら日本経済はどうなるか。これは、総務省の家計調査による平均的勤労者世帯の可処分所得と消費支出のこの二十年間の推移であります。可処分所得というのは、世帯全体の収入から税や社会保険料を差し引いた手取りの額です。

折れ線グラフのピークになっているのは一九九七年であります。この年に、橋本内閣によって、消費税五%への増税など九兆円の負担増が強行された。この時期は、景気は回復しかけていたわけですね。可処分所得も五百二十九万円から五百九十六万円に伸び続けていました。消費支出も、ジグザグがありますけれども伸びていた。にもかかわらず、それを上回る負担増によって家計の底が抜け、消費が冷え込み、景気はどん底に落ち込んだというのがこのときだと思っております。

総理に伺います。

この大増税が大失政だったということは、総理も野党時代に厳しく批判しておられる問題です。ここに議事録を持ってまいりましたけれども、二〇〇五年の二月二十八日、財務金融委員会でのあなたの質疑ですが、相手は谷垣財務大臣です。

何とおっしゃっているかといいますと、一挙に

増税路線に政府がシフトした後の惨たんたる日本の経済の状況を私も肌を通じて感じた。イギリスのタイムズに出た論文をちよつと読み上げたいと言ってそれを読み上げて、橋本政権によって行われたこの増税政策は最も愚かで最も無意味で破壊的な経済政策と言われることになる。こう言つて、あなた自身の言葉として、「まさに、国民経済に与えた影響を含めると、それぐらい厳しい総括が必要だつたらうと私は思います。」と。これは正しいことを言われていると思うんですけども、この認識、すなわち、橋本内閣による増税が景気を壊す大失政だつたという認識は今も変わりないですね。これは野田さんです。

野田内閣総理大臣 ちよつと、消費税を引き上げる時期、引き上げた後に、いわゆるアジア通貨危機だとか金融システムの問題で、金融破綻、いろいろありました、山一とか。そういうことも含めて、タイミングとしては極めて悪いタイミングと一緒にやってしまったことだと思えます。その意味では、事前にそれを想像できないものもありすけれども、今回この引き上げの中でお願していることは、経済条件の好転、それまでには、激変があるときには停止をすることを含めてですが、事後のことはこれはなかなかわかりませんけれども、橋本さんがやったときには、消費税を上げる前には駆け込み需要がありました。その後、またしばらく需要が回復しつつありました。その後、いわゆるアジア通貨危機とか、あるいは国内における金融破綻等々が重なって、結果的にはそういう厳しい状況になつたというふう

に思います。

志位委員 重なつてということをおっしゃいましたけれども、消費税の増税が大不況の引き金を引いたということはお認めになつたんだと思うんですね。

それで、あのときの論戦を思い出しますが、この増税で大不況になつた九八年の四月に私はこの場で橋本さんと論戦をやりまして、橋本さんもやはり消費税の増税が一つの原因だつたということとは否定しませんということと誤りを認めましたからね、これは歴史的に決着がついている問題であります。今回の増税は、それと比べてもはるかに破壊的な経済政策になる。

パネルをもう一度ごらんいただきたいんですが、九七年は、可処分所得が伸びるもでもそれを上回る負担増によつて家計の底が抜けたわけです。今回は、ただでさえ長期にわたつて可処分所得が減り続けているわけです。

九七年から二〇一一年までの十四年間で、可処分所得は五百九十六万円から五百四十四万円に、九十二年も落ち込んでいます。並行して、消費支出は四百二十九万円から三百七十七万円へと、五十九万円も落ち込んでおります。そこに巨大負担増が加ぶさる。二〇一五年までにどれだけの国民負担増となるか。消費税増税で十三・五兆円、年金給付の削減、子ども手当の削減、年少扶養控除の廃止、復興増税、年金、医療、介護の保険料の引き上げなどで、総額で二十兆円を超える負担増となります。平均的な勤労者世帯の家計で計算いたしますと、二十五・五万円の実質負担増ということにな

つてまいります。日本経済の六割を占めるのは家計消費です。

これは総理に伺いますが、ただでさえ所得も消費も長期にわたつて落ち込んでいますよ。そこにさらに二十五・五万円の実質所得を平均サラリーマン家庭で奪つたら、これは消費がますます冷え込み、景気が一層悪化することは明瞭ではないか、火を見るよりも明らかではないかと考えますが、いかがでしょうか、総理。

岡田国務大臣 確かに所得は減つておりますので、一方で厳しい状況がございます。しかし他方で、国民が今一番何を不安に思っているか、何が消費を妨げているかといえは、やはり将来に対する不安、つまり、将来、一体自分たちの生活はどうなるんだろうか、あるいは社会保障制度はどうなるんだろうか、そういう不安が大きいと思えます。

今回消費税を引き上げてそういったところの手当てをきちんとする、もちろんそれで全部満たされるわけではありませんが、しかし、かなりの部分を手当するということが、将来に向かつて安心感が増し、そしてそのことが消費の増につながつて、やがては所得の増につながっていく、そういう道筋も当然考えられるわけでございます。

志位委員 今度の一体改革で安心の社会保障ができるからということなんですけれども、それは最初にやつたじゃないですか。社会保障をトータルで見たら、充実にあなた方が言っていることを二・七兆円を認めたとしても、それよりも削減額が多いじゃないですか。それを、全体として水準

を上げると言えなかつたじゃないですか。ですから、そんなことで景気がよくなるなんて見通しを持ってこれに突っ込んだら大変なことになると私は言っておかなければなりません。

消費税一〇%がいかに破壊的な経済政策か、具体的にただしていききたい。雇用の七割を支え、日本経済を牽引する中小企業はどうなるかという問題です。

中小企業、中小業者にとって消費税の一番の苦しみとは何か、それは消費税が転嫁できないことです。中小企業は、仕入れ価格には容赦なく消費税が上乗せされますが、多くの場合、販売価格には消費税を上乗せできません。

昨年、中小企業四団体、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、この四団体が中小企業における消費税の転嫁にかかわる実態調査というのを行っておられます。その結果を見ますと、消費税五%の現在でも多くの中小企業が消費税を転嫁できないと答えておられますけれども、消費税が引き上げられた場合にはそれが一層深刻になると答えています。

これをごらんください。これは「消費税が引き上げられた場合、販売価格に転嫁できるか」という設問への回答であります。一番下の売上高二億円の中小企業でも、五〇%が転嫁できないと答えております。一番上に掲げております売上高一千万円から一千五百万円の小規模企業では、何と七一%の方が転嫁できないと答えておられます。

これは総理に伺いたい。基本的認識を伺いたい。

転嫁できない場合に、税務署に納める消費税というのはどこから出すんですか。

安住国務大臣 このアンケート調査については、後で経産大臣の方からもし必要であれば御説明いただければと思います。

転嫁については、結局弱い立場、いわゆる弱い立場の事業者が不利益をこうむるということをおっしゃっているんだと思いますが、そういうことがないようにやはりしっかりとやっていく。怒られるかもしれないですが、安心して消費税を払っていただく仕組みづくりというのは必要だと思います。いわゆる独禁法や下請法において禁止をしている優越的地位を濫用して、例えば、そういうふうな下請会社等に対して、そうしたいわば転嫁をしないで自分のところで負担をせざるを得ない状況にさせないようなガイドラインをつくって、今回は厳しい対応をしていきたいというふうに思っております。

志位委員 どこから負担するのかと聞いたんです。

今度は総理。転嫁できない場合はどうするんですか。転嫁できる環境をつくるというけれども、消費税が創設されてから二十三年間、ずっと転嫁できないで苦しめられ続けてきたのが中小企業なんです。これを倍にしたら、どうやって転嫁できるような状況ができるというのか。転嫁できない場合はどうするのか聞いています。総理、今度はお答えください。総理、総理。（発言する者あり）

安住国務大臣 いやいや、答えられないという

か、やはり税の適正な執行ですから、独禁法等を利用して、しっかりとそれは安心して転嫁をしていただくように我々としては努めたいと思います。志位委員 それでは、実態を少しお聞きください。

私は先日、東京で中小企業を営む方々に集まっていたとき、話を伺いました。工業部品の加工業、お豆腐製造販売、パン製造販売、リゾートマンション管理、お弁当の製造販売、レストラン営業を営む方々であります。業種はさまざまですが、そろって次の二点を訴えられました。

第一に、消費税という税金は利益にかかる税金ではない、売上げにかかると税金だということ。つまり、利益はほとんどなくても、赤字であっても、消費税を払わなければならない。転嫁できなくても転嫁したものとみなして払わなければならない。余りに過酷な税金だという訴えであります。

第二は、今消費税が増税されればさらに景気が悪くなる。いよいよ利益が出なくなる。いよいよ仕事がなくなる。このデフレ下で販売価格に転嫁する、つまり消費税分を上乗せすることなど到底できない。にもかかわらず、払う消費税は二倍になる。もう商売は成り立たないという訴えであります。

文京区で創業百年を迎える老舗の豆腐製造販売店の店主さんからはこういう訴えがありました。若い店主さんが御両親と二人の従業員とともに懸命に店を切り盛りされています。昨年一年間の売上高は二千九百万円、約百万円の赤字となりま

した。にもかかわらず、消費税の納税額は四十一万円に上ります。赤字を補填しながら消費税を払うために、家族の保険を解約せざるを得なかった。両親への給料は支払えていない。消費税が一〇％になったら二倍の八十万円を支払わなければならぬ。しかし、日本経済のデフレが続く中で、主力商品の木綿豆腐や絹豆腐、油揚げに増税分を転嫁することは非常に難しい、とても転嫁は考えられない、こういう訴えです。

もうお一方は、大田区で工業部品加工の町工場を営む社長さんの訴えです。社長さんと従業員一人、息子さん、パート、四人の経営です。昨年一年間の売上高は六千三百万円、約百六十万円の赤字になりました。にもかかわらず、消費税の納税額は九十一・四万円になる。どうしているかとお聞きしましたところ、社長さんが自分の給与を充て無収入になりながら、さらに預金を取り崩して何とか赤字を補填し、消費税を払っていると言っていますね。

元請の大手メーカーとの関係では、消費税を下請の単価に上乗せできるところか、逆に、消費税を口実に下請単価が切り下げられてきた。一九八九年の消費税導入のときには、小売価格への転嫁を避けたい大手メーカーによって、増税分の三％の下請単価の値下げを強要された。消費税が五％に上がったら、さらに下請単価の値下げを迫られた。消費税を転嫁どころか、下請単価が一層切り下げられてきた。

こういう状況にかかわらず、売り上げに応じて消費税の納税が迫られる。一〇％に増税されたら、

景気はいよいよ悪くなり、いよいよ仕事なくなる。今でさえ廃業が相次いでいるのに、東京から町工場がなくなってしまうとの訴えであります。

総理、雇用の七割を支える中小企業の七三％は赤字なんです。一生懸命利益を上げようとして頑張っているわけですけども、赤字なんです。黒字の企業も、利益はごくわずかです。今でも、多くの中小企業は消費税を転嫁できず、身銭を切つて払うしかありません。身銭を切るといのは、保険を解約し、なけなしの預金をおろし、両親や自分の給料を犠牲にして消費税を納めるといことです。よ。人件費だけは何とか守ろうとしたけれども、泣く泣く削らざるを得なくなったという話もたくさん伺いました。

これが実態なんです。これらは決して特別な事例じゃありません。圧倒的多数の中小企業が置かれた実態です。

総理に伺いたいんですが、こういう現状のもとで増税をかぶせて、日本経済を支える中小企業を持ちこたえられるとお思いでしょうか。

枝野国務大臣 御指摘のような中小企業を取り巻く厳しい状況、これは、消費税のいかにかわららず、現状において、必要なコストすら価格に乗せられずに下請等の仕事をさせられる。こういった企業取引のアンバランスというか不公正な状況が解決されなければ、いずれにしても中小企業の経営を圧迫することになっていくというふうに思っております。

下請代金支払遅延等防止法などのこうしたことを防ぐ法律がありますが、公正取引委員会は、大

変いろいろ仕事を抱えていますけれども、今最優先で取り組んでもらわなきゃならないのは、この下請代金支払遅延等防止法によってしつかりと中小企業、下請企業等、取引の中で不公正な取引を余儀なくされないよう、大変厳しく、しかも、公正取引委員会は、極端に言えば、持っているエネルギーを全てそこに注いでもいいぐらいの、そもそも消費税いかにかわらざるという状況であるというふうに思っております。これは公正取引委員会に対して強く求めてまいります。

また、価格の転嫁等をしつかりと行って、中小企業等がみずからかぶることがなくて済むように、今回決定しました政府・与党一体の素案においてもそのための取り組みの具体的な内容を既に提示しているところでございまして、こうしたことを徹底していくことによって、中小企業の皆さんが転嫁できないという状況を防いでまいりたいと思っております。

志位委員 下請に対する大手メーカーのいわば下請いじめの問題は、私、二年前にこの国会で取り上げました。しかし、ほとんど是正されないわけですよ。是正例が一件とか、下請切りについては正例が一つもない。無法状態がずっと続いているんです。

ですから、この問題は、しつかりやると言っても、けれども、しつかりやらなきゃならないけれどもその問題をやったとしても、転嫁できない実態があるんですよ。そこに消費税の大増税をやって、持ちこたえられるかどうか聞いたんです。総理、答えてください。今度は総理。

野田内閣総理大臣 今の御指摘の、特にこういう調査結果というのはしっかり受けとめなきゃいけないと思います。

消費税を引き上げる際、引き上げる際というか今の五%でもこれをきちつと転嫁できるようにするということは大事なことだというふうに思います。五%だろうが一〇%だろうが、円滑にきちつと転嫁できるようなそういう仕組みと努力をしていくということ、政府を挙げてやっていかなければいけないと思います。

なぜならば、こうした消費税は百数十カ国、世界でやっています。日本の五%というのは、世界の中で一番率は低いんです。三カ国ぐらいしかありません。その中でもきちつと転嫁できないとするなら、これは問題なんです。消費税そのものよりも、転嫁できなくなっているいろいろな文化を含めての仕組み、それは直していかなければいけないというふうに思います。

志位委員 円滑な転嫁のための取り組みだと言いましたけれども、そういうことをずっと言い続けて二十三年間、転嫁できないという事実があるんです。そして、この問題について、景気にどういった影響を与えるかについて聞いたのに、それについては答えがない。それに対する認識がないまま増税に突っ込んだら、もっとひどいことに、橋本さんの二の舞になっていきますよ。

この問題については、石沢義文全国商工会連合会会長は、毎日新聞のインタビューで次のように述べておられます。「（消費税）五%分もの負担がし寄せされれば、中小企業の利益は吹き飛ぶ。

廃業が増え、国や地方の税収も逆に減るのではないか。中小事業主は消防団や祭りなど地域活動の担い手でもあり、地域の崩壊すら招きかねないと懸念している」。

あるいは、全国中小企業団体中央会は、消費が冷え込み、雇用の七割を担う中小企業に大きな負担のしかかり、景気回復の動きをとめる、安易に消費税を引き上げないこととの態度表明をしています。

日本チェーンストア協会も、さらなる消費の低迷や景気の低迷を招く、安易に増税に走ることに反対する。これはみんな、中小企業団体そろって政治的立場の違いを超えて、そういうことになるということ懸念しているということをしつかり受けとめていただきたい。

私は、世界経済危機のもとで、もはや外需頼みの経済成長は不可能だと考えます。日本経済を健全な成長の軌道に乗せようとするれば、外需頼みから内需主導の経済成長へと転換を図らなければならぬ。内需主導というときに頼みの綱となるのは、内需の六割を占める家計消費、そして雇用の七割を支える中小企業です。家計消費と中小企業、この二つが頼みの綱なんです。消費税の大増税は、その両方に破壊的な影響を与えることになる。

私は、日本経済を破綻に追い込み、結局それは財政破綻もひどくすると思います。日本共産党は、暮らしも、経済も、財政も壊す消費税大増税には断固反対だということを申し添えておきたいと思えます。

それでは、どうやって社会保障充実と財政危機

打開を進めるか。

日本共産党は先日、社会保障充実と財政危機打開のための提言を発表いたしました。政治の根本姿勢を変えれば、消費税に頼ることなしに展望が開けてくることをまとめてお示しいました。

そこで提案した財源論は、まず無駄遣いを一掃する。そして、増税をするならまず富裕層と大企業にこそ応分の負担をということであります。八ッ場ダムに象徴される浪費型の巨大開発、原発推進予算、米軍への思いやり予算など軍事費、そして三百二十億円の政党助成金など、無駄遣いを聖域なく一掃するとともに、富裕層、大企業優遇の不正税制を正し、応分の負担を求めます。

さらに、次の段階で、社会保障を抜本的に拡充するための財源は、国民全体で、力に応じて支える。すなわち、累進課税を強化する所得税の税制改革を行う。

これらの改革によって、消費税に頼らなくても十八兆円から二十一兆円の財源をつくることができ、社会保障の充実と財政危機打開の道が開かれるという提言ですが、総理に我が党の提言をお渡ししたいと思えますが、委員長、よろしいでしょうか。

中井委員長 どうぞ。理事会で既に了解いたしております。

志位委員 政府として真剣に検討していただきたいと思えます。

きょうは、私たちの提言にかかわって、二つの点に絞って、残りの時間、聞きたいと思えます。一つは、富裕層への課税の問題です。

パネルをごらんください。これは、国税庁の申告納税者の統計から、申告所得階層別の所得税負担率をグラフにしたものです。

驚くべきことに、所得が一億円を超えますと、逆に負担率が下がってしまいます。これは、所得税の最高税率が引き下げられた上に、証券取引や土地取引による所得は分離課税とされ、税率が低くなっているからであります。特に証券優遇税制、株の取引や配当にかかる税金が、本来二〇%のところを一〇%に減税され続けている。証券税制というのは欧米では大体三〇%です。日本の一〇%というのは、余りに異常きわまる低い水準というほかないものです。

それなのに、総理は、税率一〇%という証券優遇税制を二年間延長することを決めました。二年間延長で約一兆円のばらまきですよ。私が代表質問で、なぜ延長したのかとただしますと、総理は景気回復に万全を期すためだと答弁されました。

総理に伺いたい。
証券優遇税制を延長することが景気とどうして関係するんですか。景気とは全く無関係じゃないですか。これは総理、自分の答弁ですから、答えてください。

野田内閣総理大臣 いわゆる景気の影響の言及をさせていただきましただけども、証券・金融業界がしっかりとこういう景気の中で機能するように、そして、そのマーケットが機能するように、そういう意味で申し上げましたが、御指摘のこの水準、いわゆる所得税負担率というのは、そういう傾向があるというふうに私も思います。

したがって、経済金融情勢が急変しない限りにおきましては、平成二十六年の一月から着実に本則税率に戻したい、二〇%に戻す、そういうことにしたいというふうに考えております。

志位委員 戻す戻すと言いながら、何度も延長され続けてきたのが証券優遇税制なんですね。今どうして景気と関係するのか、全くお答えにならないじゃないですか。

ここに、世界で最も有名な投資家と言われ、私たち富裕層に課税強化をと訴えておられるウォーレン・バフェット氏がニューヨーク・タイムズで述べている文章を持ってまいりました。そこで彼はこう言っております。私は六十年も投資家たちと仕事をしてきたが、一九七六年、七七年にキャピタルゲインの税率が三九・九%だったときさえ、税率を理由として投資から遠ざかる人を見たことはない。六十年間、一人も見ただことない。人々はもうけるために投資する。税が投資を怖がらせることはなかった。

私は株をやっておりますけれども、税率と投資は関係ないと、この投資の一番の専門家が言っているわけですね。証券優遇税制というのは景気とは何の関係もない。こんなところに一兆円もばらまくというのは本当に許されないことであって、今からでもすぐ二〇%の本則に戻すとともに、高額の株取引、配当は欧米並みの三〇%にすることを私たちは求めるものです。

それから、政府が進めようとしている所得税の最高税率の五%、これをやったとしても、この赤の折れ線グラフぐらいにしかならないんですよ。

焼け石に水なんです。ですから、私たちは、所得税、住民税は最高税率を九八年の水準六五%に、そして相続税は七〇%に戻すべきだ。さらに、高額の株や不動産など資産に課税する富裕税、相続税対象額で五億円を超える資産に対して一%から三%の累進課税を行うことを新たに提案したいと思っておりますので、検討をお願いしたいと思います。

その上で、もう一点。

政府が消費税増税を打ち出す一方で、なぜ来年度から法人税を一・四兆円も減税するのか。今、中小企業は七三%が赤字ですから、法人税減額分の大部分は大企業への恩恵となります。

この問題、私が本会議でただしたのに対して、総理は、雇用や国内投資の拡大を図る観点から実施するということにお答えになりました。しかし、どうして法人税の引き下げが雇用や国内投資につながるのか、端的にお答え願いたい、総理。

安住国務大臣 まず、今六段階である所得税につきましては、委員長からも御指摘がありましたけれども、これは五%、最高税率を四〇から四五に引き上げること、やはり少し累進性をもう一回考えようということ、今やっております。それから、証券優遇税制については、総理も明確にお話がありましたけれども、これは二十六年で今の一〇%は見直す、つまり本則に戻すということ、これを我が党としては基本方針に持っております。中小企業のことをずっと先ほどから委員長はおっしゃっていましたが、実は大企業の法人税率の引き下げと同時に、中小企業の法人税率も引き下

げております。ですから、これは大企業を優先だ
という言葉は私には当たらないと思うんです。

同時に、働いている月給取りの皆さん、サラリ
ーマンの皆さんは、中小企業でも大企業でも、本
当にそういう点では区別なくというか、やはり企
業体というものが存在して初めてお給料をいただ
いたりボーナスをいただく、そういう構図ですか
ら、日本は何か大きな資本家が出て、その人たち
の利得のために企業があると、いふふうな企業の方
がむしろ少なく、サラリーマンがみんなて頑張
って日本の企業というのは支えていますので、そ
ういう点では、減税をするというのは、国際社会
の中での競争力ということが一番大きな問題であ
ったということでございます。

野田内閣総理大臣 今般の法人税の実効税率の
引き下げというのは、さまざまな御要請もありま
した。要請というのは、企業の国際競争力を考え
たとき、やはりグローバルなスタンダードから見
ればもっと下げてもいいのではないかと、この観
点で、その意味では産業の空洞化に歯どめをかけ
るといふ観点がありました、あるいは外国からの企
業に入ってもらおうという観点もありました。

そうして、今委員が御指摘があつたとおり、私
どもとしては、設備投資であるとか雇用吸収に資
する、キャッシュフローがふえるという分、法人
が投資やあるいは雇用につなげていくという可能
性に大いに期待をしているところでございます。

志位委員 まず、中小企業にもというふうにお
っしゃられましたけれども、多くは赤字なんです
よ、七三％が。ですから、法人税の減税の恩恵に

まず浴さないわけですね、中小企業の多くは。そ
して、利益のある中小企業でも、平均の利益率と
いうのは非常に薄いんです。ですから、これは本
当に大企業を主に優遇する措置だということをし
て、法人税減税という問題では言っておきたい。

その上で、私が聞いたのは、総理、何で法人税
を減税すると雇用や国内投資につながるのかとい
うことを聞いたんですよ。それに対するお答えが
ない。

一つ見ていただきたいんですけども、これは
経済産業省が国内企業を対象に行っている海外事
業活動基本調査です。企業の投資決定のポイント、
すなわち企業が投資先を決定する場合に何を考慮
するかについての調査結果です。

これを見ていただきたいんですが、第一位は、
断トツで、現地の製品需要が旺盛または今後見込
まれる、六八・一％です。税制融資等の優遇措置
があると答えたのは六番目、わずかに一〇・六％
です。つまり、企業が投資先を選ぶ場合に何よ
りも重視するのは、そこに需要があるかどうかな
んです。需要があるところに投資するんですよ。
税金の問題というのは、ごくわずかの要因でしか
ない。

このときに消費税増税をやつたらどうなるか。
ただでさえ落ち込んでいる内需をさらに落ち込
ませる。それは、国内投資をさらに減らし、産業空
洞化、雇用減をさらに深刻にし、それが一層の内
需の落ち込みにつながります。そういう内需減少
と産業空洞化の悪循環の引き金を引くのが、消費
税の大増税だ。それと一体に大企業の減税をやつ

たところで、雇用にも国内投資の拡大にもつな
がりません。大企業減税には一かけらの道理もあ
りません。

私は、大企業への新たな減税のばらまきは中止
し、研究開発減税、連結納税制度など、大企業向
け優遇税制を見直すことを強く求めます。

これで終わりにしますが、政治の姿勢を変えれ
ば、消費税に頼らなくても、社会保障拡充と財政
再建の道は開かれる。消費税増税でなく、まず、
無駄遣いを聖域なく一掃する。そして、増税とい
うのは、まず富裕層と大企業に自分の負担を、こ
れこそが問題解決の道であることを主張し、私の
質問を終わります。

中井委員長 これにて志位君の質疑は終了いた
しました。

次に、阿部知子君。

阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子で
す。

冒頭、予告をしておりますが、委員長にお願
い兼、小宮山厚生労働大臣に伺います。

午前中の最後の鴨下委員との質疑を聞いており
まして、今、基礎的な暮らしにも事欠くようない
わゆる低年金の皆さんに、何とか暮らしが成り立
つように政府としても方策を考えたい。ただ、そ
の場合に、少しゆとりのある方の既存の年金から
何か、今足りない方々に移転するやの検討をして
いるような御発言でありました。

私は、それをテレビで聞いておられると、やは
り年金制度というのは、国民が納得して、今まで
の制度から次に変わるときもそうすけれども、

今あるものを動かすときというのは、極めて慎重に、なおかつ国民の声を聞いて納得と合意でやらないと、政権が政権の中だけで論じて、法案を出すのはもちろん政府の役割ですけれども、やはり国民に向けたきちんとしたメッセージがないとおかしくなってしまう、納得されないと続かないと思っただけです。

そこで、小宮山大臣には、先ほど民主党内でその案を検討しておられるようにおっしゃいましたが、私は、それは当然、こうしたみんなの議論の場、政党間協議というよりも、やはりきちんと委員会等々でお考えを示されて、大きく言えば、保険料方式なのか税なのかというのもすごく重要なテーマです。それを国民に説明した上での選択でないとおちが起ると思いますので、小宮山大臣には、必ずこういう場面できちんと御説明をしていただきたい。

なおかつ、委員長には、集中審議等で、大臣は極めて重要なことをおっしゃったと思っただけで、これが国民にオープンな場で伝わるような機会を設けていただきたいと思いますが、まず、大臣、いかがでしょうか。

小宮山国務大臣 それは委員がおっしゃるとおり、国民の皆様は御理解いただかないと、制度の変更というのはできないと思っただけです。

ですから、これから法案も提出させていただきますので、しっかりと議論をし、御理解いただく場を設けたいと思いますし、今、政府の方でも、今回の改革のキャラバンを組んで、全国でもいろいろお話をするようにしたいと思っております。

で、説明は丁寧にさせていただきたいと思っただけです。

ちよっと、午前中に説明が少し足りなかったとすれば、基礎年金の税で入れている部分で、一定の年収以上の方には徐々に、そこを一時とめさせていっていただくというようなことを申し上げたんですが、基本的には、その二・七兆円の中から財源のかなりの部分は出します。ただ、それだけではなかなか十分にできないので、一部そういう形で御負担をいただきたいということを考えていますので、それは丁寧に御説明をして、御理解をいただきたいと思っただけです。

中井委員長 私にお尋ねでございましたので。理事会でもう既に議題にも上がっておりますので、これから集中審議の日程等、十分詰めていきたいと思っただけです。

それから、きょう、何かこの間から問題になりました、民主党の一年ぐらい前の資料について、きょう初めて党内で配って、説明があったやに聞いております。

これから、こういう資料についても、岡田担当大臣に督促をいたしまして、積極的に提出をさせていただきます。こういうことをしていきたいと考えていますので、岡田さんから一言、約束をもらいます。

岡田国務大臣 私もまだ聞いている段階ですが、党としてこれは正式にオーソライズしたものではありませんが、御指摘の資料について、きょう公表すると聞いております。その後、各党にも、党の方で説明もするやに聞いておりますので、当然、この委員会にも、そういった性格のものとし

て、提出をさせていただきたいと思っただけです。

阿部委員 国民にとって一番迷惑なのは、何がどこで論じられているかということが見えなくて、そしてまた、きょうの御質疑で一番思いましたのは、小宮山大臣のきょうの御説明は、去年までのことでは全く触れておられなかった部分なんです。それが突然出てくる。あるいは、今の岡田さんのお話も、政府内ですら十分に共有していない情報だというお話でありましたので、そうやってんでんばらばらに言われても、国民は理解できるところか本当にもう不信になってまいりますから、これは政権としてぜひお気をつけいただきたいし、何度も申しますが、こういう場でしっかりと、例えば図式をして、さっき、五%上げた中で、もう既に、今、少し余裕のある年金の方から足りない年金の方に移行するやの言い方ですが、これはもう重大事ですから、きちんとそういうものを具体的に示して、論議をしていただきたいと思っただけです。

では、本来の質問に移らせていただきます。

私はきょう、昨年の十二月十六日、野田総理が福島原発の収束宣言というものをなさいましたがいや、これは収束という言葉に似つかわしいかなと思うところがこのところずっと続いております。

お手元のパネルを見ていただきますと、一番何が起ったのかわからない二号炉というものの温度が上がってまいりました。水を上から下からかけて冷やしているだけです。上がってきたから水をふやしました。

あるいはまた、周辺に放出する放射能の量ははかりますと、去年の十二月とことしの一月で〇・一億ベクレル・パー・アワー上がってまいりました、去年の集計は〇・六、一月、ことしは〇・七と。そうすると、それが原子炉から出てきているものであるのかは、実は検証はされません、外から、上がっているなどということはわかりませんが。あるいは、福島市でも時折高い放射能が測定される。

さらには、この間、最も深刻なのは、寒い冬です、さまざまな配管、管が凍結して漏れが起る、あるいはタンクの漏れが起る。この三つを書いてございます。

そうすると、十分に安定的に冷やせているのかな、放射能はばらまかれていないのかな、このままずっと冷やし続けられれば、その水は漏れて海に行くんじゃないかな。

これは、いずれも、決して収束宣言として、私は、今一生懸命働いて、冷やして、頑張ってくださいという皆さんの御苦労は本当に多とします。ありがたいとも思います。御自身が被曝の犠牲を背負いながらやってくださっていることに感謝はしています。でも、これをもって収束宣言とされるには、やはりちよっと言葉が走り過ぎていると思います。

例えば、チェルノブイリでは、石棺、石に埋めるまでに七カ月、ここで収束宣言などはしませんでしたけれども、一応冷温停止状態。スリーマイルにおいては、循環系で冷やし始めて一月、この水をとめたとき、九月月目に冷温停止という宣

言に一応なっております。

今まだ我が国は、水はかけっ放し、かけなきや冷えない。その水はどこに行くのか。一番深刻な海の問題をこの次やりますが、私は、収束宣言というのを前のめって言うよりも、みんなの努力は多としながら、総理は時のリーダーですから、今起きていることにも目配せしながら同時にやっていくというふうに言われた方がいいのではないのでしょうか、いかがでしょうか。総理に。

中井委員長 まず最初に、事実確認をいたします。原発事故の収束及び再発防止担当大臣細野豪志君。

細野国務大臣 さまざまな面で、依然として御心配をおかけしているということに関しては、特に福島の方々に、さらには、心配されている国民の方々に、おわびをしなければならぬというふうに思っております。

ただ一方で、今回の原発事故そのものがどういった事象だったのか、そして、何をもちて事故そのもののオンサイトについては収束をしたのかということについては、若干御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

今回の事故は、原子炉そのものに対してのさまざまな制御がなかなかできないところまで一度いって、例えば、例として挙げていただいた原子炉の温度であれば、はるかに高い温度で、なかなかそれが下がらないところからスタートをいたしました。さらには、放射性物質の放出というのも〇・一上がったということでお話をいただきましたけれども、ピークのときと比べると千三百万分の

一まで下がっております。

ですから、そういう状態の中で、それこそ冷却機能がとまって、もう再び避難をしていたく必要がないということで、事故としては収束をしたということをお願いいたします。

ただ、廃炉まで三十年、四十年かかります。できるだけトラブルは少なくしていきたいというふうに思っておりますが、小さなトラブルはこれから起こる可能性があります。それにしっかりと対応し得るような体制が整ったということで、廃炉に向かつて、今、現場も努力をしているし、政府としても取り組んでいるということでございます。

阿部委員 再び周辺住民が避難しなくていいような状態があることを私も何よりも願っています。よく聞いていただけたらいいと思っておりますけれども、水をかけなきやとめていられない。この水が海に出続けているわけです、行き場がない。もちろん、きれいに浄化もいたします。浄化はしているのも知っています。だけれども、やっぱり漏れているのではないかとすることは、これからの検証なんです。そこは細野さん、この次、私が紹介することで、きちんと受けとめていただきたい。

これは、東京湾の汚染であります。皆さんは、東京湾という福島と遠いじゃないの、一体何のこととおっしゃるかもしれませんが、東京湾の荒川と江戸川の河口の部分で、海の底にたまった汚泥の部分というか海の土の部分で、A、B、C、D、四点はかっただけでございますが、下に小さなグラブで、大体四百ベクレル・パー・キログラムというものがここに積もっております。

細野さん、四百ベクレル・パー・キログラムと
いうのはどのあたりで計測されている値と同じか
というと、福島原発の二十キロあたりの海の土
であります。二十キロ圏内は、例えばカレイにす
ると四千八百ベクレルとか、非常に高いです。で
も、既にこの二十キロ圏内、外の部分でも十分高
いです。三百八十ベクレルくらいの、海の土の、
泥の濃度です。それと同じものが東京湾にも見ら
れるということなんです。

それで、海にどのくらいの放出があるかは、実
は、海の、原発のすぐ近くのサイトは東京電力、
そのちよつと外は文部科学省がやっておられたん
ですけれども、今日まで、ここまで詳しいデータ
がわかりませんでした。

私は、何も、東京湾に来たのが、すぐ、今漏れ
出た原発からのものであるとは言ってはいません
だけれども、絶えずじわじわ少しずつでも出続け
れば、今回の事故の特徴は、非常に細かい粒子が
散り、それが動き、いろいろなところで問題を起
こすということ、これは関東圏というか首都圏
に来た川のもものが集まったものであります。そう
なると、今回の事故が極めて深刻であらねばなら
ないのは、細かい粒子が飛散していて、それが、
持続的でもじわじわでも、たくさん量、一挙に
出なかつたとしても、集積していくということ考
えねばならないんです。

私は、その意味で、文部科学大臣にお伺いた
しますが、これからますますモニタリングの体制、
湖もそう、底にたまり、それから海も、
例えば銚子沖でも高い日と低い日があつて、それ

は下の土が舞うから、そういうものを丹念に
追つていかないと、果たして本当に放出がどのよ
うに軽減されていくのかわからないのです。大き
な放出がないことは望みますし、そうあつてほし
いです。

と同時に、もしかして、じわりじわりと放出し
続ける、あるいは出たものが動いて、そこで例え
ば食品に入る。先ほど私が申しましたカレイとか
あるいは底魚、底に生きる魚たちはみんな高くな
つてきております。極めて厳密なモニタリング体
制が必要と思えますが、今後、細野さんの原子力
規制庁にモニタリングは移るようです。どのよう
に今までを総括されてバトンタッチしますか。
平野（博）国務大臣 阿部先生の御質問にお答
えをいたします。

御指摘の点につきましては、今までそれぞれの
役所におきましてそれぞれの得意分野においての
モニタリングということはやってきたところでござ
いますし、また、細野大臣のもとにそれぞれの
役所が寄りまして、モニタリング調整会議、すな
わち、できるだけ情報を一元化して対応しよう、
こういうことで今日まで進めてきたところでござ
います。

しかし、先生御指摘あるようなことも含めて、
これからは総合モニタリング計画ということで、
よりきめ細かな調査、モニタリングをしていかな
きゃならない、こういうことで、各自自治体とも十
分連携をとって、これから環境省の細野大臣の方
に司令塔を一元化しながらきめ細かく進めていき
たい、こういうことでございます。

細野国務大臣 これは世界に対して説明する
責任がありますので、きっちり御説明をしたいと
思ひまして出てまいりました。

まず一つは、現在の外部に出ている放射性物質
の問題なんですけれども、限界的な出ている量と
いうことでは、例えば敷地境界で一ミリ
シーベルト・パー・年をかなり大きく下回つてお
りますので、そういった意味では、外部の放出と
いう意味では極めて限定されるようになっていま
す。

私にとりましては、去年の四月ごろ、海に放射
性物質を含んだ水が流れ出てしまったというのは
本当に痛恨の記憶でございます、それ以来、と
にかく水の問題というものに対してはこだわって
まいりました。したがって、先ほど平野大臣が御
紹介いただきましたけれども、五月ごろからさま
ざまなモニタリング調整会議をやつて、閣僚にな
りましてから調整会議ということで正式な会議を
続けてまいりました。

御指摘のとおり、過去に出た、三月から四月に
かけて出た放射性物質が今いろいろな挙動をして
おりまして、思わぬところにたまっていてという
のがどうもありそうです。ですから、そこ
も含めて、この調整会議でもう一度網を広げて、
水はもちろんですが、海底や湖底にもそういうも
のがあるかもしれない、場合によってはいろいろ
なところに影響を及ぼす可能性ありますから、
そこはしっかりとモニタリングをやつて、国民の
皆さんに全ての情報をお知らせしたいというふう
に思っています。

ただ、現在、海に垂れ流しているとか、空中にそれこそ放射性物質が拡散をされているという状況ではないということは、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

阿部委員 それは量と程度の問題というのもあると思えます。何度も私も、大量に出ているわけではないと申しました。また、このものの動態というのは、これから先、濃縮したりしてさまざまに影響を及ぼします。だから、私は、収束宣言と言うべきではないことのたちだと言っているんです。ばんと爆発する、それだけが問題ではないのだということですね。

一生懸命冷やしている側から見れば、言いたいお気持ちがよくわかります。しかし、暮らしの側国民の側、命の側、環境の側からすれば、これから今の汚染よりさらに上がると言われています。二年から二年半後にはもつと集積したり、たまりやすいところでは上がるんです。それが植物系に来るんです。そういうことを抱えて国民は暮らすんです。そのひだの差、心のひだの差を受けとめないで、収束宣言と言われても響かないんです。今一生懸命頑張っているという皆さんは認めます。だけれども、何を伝えるべきかということにおいてそんな宣言をしている場合じゃないと私が冒頭申し上げました。

次ですけれども、これは枝野さんにお伺いしたいのですが、せんだつて、参議院での私どもの吉田忠智の質問において、いわゆる災害対策本部でなぜそのときの議事録をとっていなかったのかということをお尋ねし、実は、防災本部のマニ

ュアルには、メモをとることというのが書いてあるんですね、当たり前過ぎるほど当たり前ですけれども。枝野さんは、マニュアルに書いてあることを御存じだったか。そして、私そのマニュアルを読むと、ここにも御紹介しましたが、総括班のところのマニュアルに、災害のときの議事録をとると出ているんですね。

あともう一つ、時間がないので一緒にやりますが、SPEEDIについても、放射線班というところが文部科学省からのデータを受けるとマニュアルに書いてあるんですね。放射能を文科省が幾らSPEEDIではかったって、文科省は送りましたと言っているけれども、住民には届かなかつたんですよ。もし彼らがマニュアルどおりにやれば、事は違っていたはずであります。

枝野さんには、ぜひ、これ、メンバーは誰かというのもわかっているんです、名前も私は聞きました、あなたがやらねばならないことは、その一人一人に、なぜメモをとらなかったの、どうしてなのということを確認していただきたい。その同じ人たちが今でもメンバーなんです。今また起これば同じになるかもしれません。

SPEEDIの問題でもそうですけども、このSPEEDIの担当者になられた方は、かつては総括班におられて、今、何と、大飯原発の再稼働の原子力安全をつかさどる人なんです。枝野さんが、きちんとその担当の役人の一人一人にどうしたことかか聞いていただいて、組織体制を見直さないと、とてもとても安心、安全どころでないと思えますが、いかがでしょう。

枝野国務大臣 まず、議事概要をとっていないことがつた件についてでございます。

御指摘のとおり、マニュアルに議事概要等についての記載があります。それについて、にもかかわらず、議事概要を正式にはつくっていません。ということは大変申しわけなく思っております。

当時の担当者からも話を聞きましたが、御承知のとおり、今回の事故が、オフサイトセンターが機能しないなど、マニュアルで想定していた規模を大きく超えたものでありまして、そうしたことの中でこうした確認がしつかりと行われなかったという話は聞いているところでございます。

これについては、私自身、その図のとおり、経済産業大臣としてはその当時違いますので、この議事録の問題のラインではありませんが、官房長官でございましたので、直接のラインではないにしても若干のかかわりがあるという立場でございますので、むしろ岡田副総理のもとで、今回の議事内容の記録が未作成であった事案について、原因を分析し、再発防止を検討されると承知をしておりますので、これを踏まえて対応をしまいたいというふうに思っております。

一方、SPEEDIにつきましても、経済産業省としては、当時の放射線班の担当者含め、関係者から話を聞き、その原因説明を公表してきているところがございます。これについては、私、多分議事録以上に当事者でもございますので、むしろ、私がさらに調査をするというよりも、政府の事故調査もございまして、国会の事故調査でも恐らく調査をされるというふうに思いますので、そうし

たことの中で、より詳細な原因の分析をしていた
たぐのが適切ではないかと思っております。

阿部委員 今の枝野さんの認識で、ちよつと一
つきつと勘違いがあると思うんですけれども、災
害対策本部の中に、オフサイトセンター担当と、
この総括班とあるんですね。私が今問題にしたの
は、総括班で議事録をとる。だから、オフサイ
センターがないからとか云々じゃなくて、総括班
は総括班でとらねばいけないということなのです。
こうしたことが起こる都度、では、後から見直
しの検証委員会です、もちろん、それはやるな
は言いませんよ。沖繩の防衛局長の問題もそう
ですよ。訓令を出してにおいて、訓令でやったの
に議事録もないんですから。みんなおかしなこ
とばかりですよ。でも、やはりその役所の元締
め、すなわち政治家の経済産業担当大臣が、み
ずから自分の部下をきちんとチェックして、自
分の意を伝え、本間に国民のためにやっ
てもらおうようにしなければ、いつもいつ
も、よそ任せ、外任せでは、こんな部門は私
はやり切れない。

同じ人がまた、さっき言いました大飯原発の
中で安全担当なんです。私は、その個人を批判
するつもりで言っているのではないのです。そ
ういう構造をとっているんです。非常に微妙な
組織の問題なんだと思います。今だつてこの
総括班は同じ人たちですよ。あのときメモを
とれなかった人たち、自分ですよ。同じ体制
ですよ。

枝野さん、おとといかな、党首との、うちの
福島とのやりとりで言いましたね。今再稼働
云々じゃなくて動いている原発があるとい
うことは、

いつだつて事故はあり得るんですよ。その
ときの今の体制も含めて、あなたはコン
トロールしなきゃいけないお立場な
のであります、同じ人が同じように
続いているのだから。

このことをぜひ私は、枝野さんにお願
いをして、安易な再稼働の前に組織
体制を見直していただきたい。その
ために事故調もやっているわけだ
し、黒川さんも言っていましたよ。
事故調の報告を待たない前に勝手
に内閣で、政權で次の仕組みを決
めたり、おかしなじゃないかと。本
当に国民は、それでは納得できな
いと思います。枝野国務大臣、ま
さに最後のお尋ねともかわりま
すが、原子力発電所は、稼働して
いる稼働していないにかかわらず、
大変ハイレベルの安全性を常に維
持していかなければならないとい
う状況にあります。それについて、
原子力規制庁が発足するまでの間
は、原子力安全・保安院において責
任を持ってやっていかなきゃなら
ない。

それに当たって、少なくとも三・一
以前のいろいろな対応について、さ
まざまな問題が御指摘をされてい
る、御批判を受けているのは、そ
も資源エネルギー庁と一緒に、御
批判をいただいている。

そのことは、組織を大きく変える
ということに対応すると同時に、三・一
以降の、今の議事録の問題も含め
て、もちろん問題が少なからずあ
つたということもしっかりと踏ま
えて、ただ、そうした中で、しっ
かりと安全性を確認する、確保す
るといふ役割について、特に三・一
の反省をしっかりと踏まえて仕
事をして、あるいはそれが実際に、意識
だけではなくて、中身も含めてな
っているのかということについては、
規制庁ができるまで私の責任で
ございますので、そうした意味
では、今御指摘をいただいた役
職にあつた者も含めてしっかりと
意識が変わっているのかどうか、
そして、それに応じてきちつと
した仕事をしているのかどうか、
これは私の責任でしっかりと
対応させてまいります。

阿部委員 では、最後の質問をお願
いいたします。

今回こうした事故が起きてしま
して、原子力関係予算と、そして
国民の多くが願っている、もつ
と安心で安全な、そして地域で
自分たちが決めていけるエネル
ギーの選び方、すなわち再生可
能エネルギーについて、今回の
予算がどのような形になっている
かを見てみました。

原子力関係予算として言われて
いるものは毎年四千億少々で、
これはほぼ変わらず、プラス除
染などの措置が加わっているた
めに、こちらは結果的に倍増して
おります。一方、再生可能エネ
ルギー関係は、これは項目だけ
ですけれども、太陽光発電、風
力、地熱云々、全部合わせて八
百三十二億、ここには拾い切れ
ていないものがあります。から、
もう少し幅はあると思います。

私は、この数値の差を見ても、
さっき枝野さんは、北海道で風
力をもつとふやすために配電網
、送電の仕組みの中に、何らか
の補助のようなこともおっしゃ
いました。それも重要です。でも
、もっと大胆に投資を呼び込む
ような、そしてもちろんお金も
予算もつけるようなことのため
に、ぜひ、

再生可能エネルギーの同意人事、去年から根詰まりしております。同意人事、政府にあつては早急にお出しいただきたい。出し直していただきたい。もう二月です。七月からやれませんか。いかがですか。

枝野国務大臣 委員のことにつきましては、できるだけ早く提示をできるように努力をしているところでございます。ぜひ、提示がされましたら速やかに国会で対応していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

阿部委員 もう一問ありますが、時間ですので終わらせていただきます。ありがとうございます。

中井委員長 これにて阿部さんの質疑は終了いたしました。

次に、浅尾慶一郎君。

浅尾委員 みんなの党の浅尾慶一郎です。

きょうは、きょうも言った方がいいかもしれません、社会保障の問題について中心にお話をさせていただきたいというふうに思いますが、たまたまきょう発売の月刊誌の文芸春秋に、私が書きました、年金制度改革あるいは社会保障改革によつて、消費税増税と匹敵する、あるいはそれ以上の財源が出てくるという論文をお載せいたしました。ぜひ総理にも、年金とか医療、特に保険の部分というのは非常に複雑になっておりますので、大変お忙しいと思いますが、今そのコピーをお配りさせていただいておりますので、お時間のあるときに、こちらの方も読みただけると大変ありがたいというふうに思います。

そのことを申し上げさせていただきまして、まずは、歳入庁をつくつたら、これはいろいろな試算が出てくると思いますが、あらあら十二、三兆のお金ができますよということをこの間、提言させていただきました。それに対して、岡田副総理の答弁、あるいはその後のテレビでのコメントを見ておりますと、答弁ではこういうふうに出ておられます、現実にはただ中小企業でそれだけえ得る企業があるんだろうか、そういうこともあわせて考えていかないと机上の計算だけになってしまうのかなど。

これは、実は先般の委員会でも申し上げましたけれども、法治国家としてはいかがなものか。つまりは、国民年金についてもさまざま未納の問題があります、これは、政府の立場からいえば、払ってください、企業の未加入に対しては加入してくださいということ呼びかけるべき立場でありまして、それが払えないというのであれば、別途、制度をつくるというのがあるべき立場だということだと思えますが、まず総理に、憲法が定めます法のもの平等と、それから、現在多くの企業が、実際の法人数に対しては恐らく、恐らくというか間違いなく過半数、恐らく三分の二ぐらいが厚生年金に未加入であるという事実に基づいて、法のもの平等と歳入庁の構想についてどういうふうに考えておられるか、総理に伺いたいと思います。

岡田国務大臣 前回、委員とはこの問題を議論させていただきました。いろいろな前提、仮定に立つてやっておられる

話で、その後、私も少し調べさせていただいて、全体で十二兆円、厚生年金保険料、健康保険の保険料合わせて、それが未収だという委員の御指摘ですが、私は、それは相当過剰に計算されている、過大に計算されているというふうに考えております。そのところを少し議論させていただきたいというふうに思っています。

浅尾委員 前日も申し上げましたが、私の試算は衆議院の調査室にやっていたいております。ですので、政府は政府として、こっちは立法院として、立法院の調査室にお願いした数字で十二兆ぐらいの数字が出てきておりますから、そういうふうにおっしゃるのであれば、政府が前提を置いて数字を出していただきたいと思えます。まずそのことを伺いたいと思えます。

岡田国務大臣 委員の御指摘は、結局、国税庁の民間給与所得者五千三百八十八万人、これに対して厚生年金の被保険者三千四百二十五万人、二千万人少ないという前提に立つて、これは統計上の数字でありまして、これらの方々が国民年金ではなくて厚生年金に被保険者として加入すれば、それだけで六兆円出てくる、こういう計算でございました。

しかし、私、あのときにも少し申し上げたんですが、ではその差の人々ということですが、それが全部厚生年金に加入すべき人なんでしょうかということをお聞きしました。それは、そうではないわけで、例えば、今議論になっておりますが、週の労働時間三十時間未満の短時間労働者、これは厚生年金に加入する義務はない。今、それを二十時間

とかいろいろな議論を政府の中でもしておりますが、現時点で見ればそういうことであります。

それから、従業員五人未満の個人事業主に対しては、そこで雇用される労働者の方も加入する必要はない。同じく、五人以上であつても、個人事業主の場合の厚生年金の適用除外業種、つまり、宿泊業でありますとか飲食サービス業、これだけで百万人ぐらいいるといふふうに言われていますが、ここも除外されるということでございます。

ですから、人数のところだけでもそれだけの問題がありますので、単純にその二つの統計の間の差があるから、それが全て厚生年金に加入すべき人だということには無理があるといふふうに思います。

浅尾委員　ですから、今、岡田さんが言われたことは私もちゃんと計算しています。パート労働者の分を除去した数字というのもここに持っています。それは衆議院の調査室にやっていたいただきました。ですから、ここで細かい数字の議論をするというよりは、そういうふうにおっしゃるのであれば、政府の方で試算してくださいということをお願いいたします。

間違いない事実として申し上げますれば、厚生年金を所管しております日本年金機構は、全国に加入すべき法人数が幾らあるか、いまだに数さえ持っていない。法人の数として国税庁が持っている数は、二百七十三万。厚生年金を所管している日本年金機構が持っている数というのは、百七十五万事業所。この間も申し上げましたけれども、事業所というのは支店その他もダブルカウントになり

ますから、八十万法人ぐらいいしか加入していないでしょうということになります。

今るおっしゃった数字というのは全部引いても、一番多く引いた段階で、対象となる人数で四千六百七十八万人ぐらいいはいるだろう。それに対して、厚生年金の被保険者というのは三千四百六十四万人います。そこに標準報酬月額と、あるいは若干の、一月月ぐらいいのボーナスをつけていくと、さっき申し上げたような数字になります。

ここでこういう議論をしても、見ておられる国民の方はわかりにならないと思いますから、早急に、この試算は衆議院の調査室が出した試算ですから、後ほどよろしければお渡ししますから、政府の方でちゃんとした、試算に対しては試算で返していただきたいということをお願いいたします。

数字は答えなくて結構ですから、そういうおつもりがあるかどうか、お願いしたいと思います。岡田国務大臣　試算に試算をもつて返すというよりは、その試算についての問題点をきちんと指摘して、それが過大であるということをお願いしているわけです。

ほかに、先ほど言われた標準報酬月額も三十万、これは年収に直すと恐らく四百万以上ということ、かなり入っていることを見ると、こんなに大きくはないはずだということも容易に考えられるわけで、あと、私立学校の教職員とか郵政会社の職員も含まれていないということですから、そういうことで、かなり過大に計算しておられるという

ふうに思います。

浅尾委員　繰り返しますけれども、先ほど申し上げたように、もともとの法人数に大きな差がある。法人数の差があるんだつたら、法人数を持っていないのであるから、それに基づいて試算をしていただいたらどうですかということでありまして、あえて申し上げるとするならば、国民健康保険は国費負担五割ですよ、協会けんぽは一六・八％。その投入の税金の差もある。

そういったようなこともあるので、ちゃんと試算をされたらいいのではないかとということをお願いして、その覚悟があるかどうかを伺ってもなかなか。では、あるというのなら、お答えください。岡田国務大臣　もう一つ、これは私はよくわからないので教えていただきたいんですが、それをやれば消費税を上げなくて済む、こういうお話です。ね。

ただ、もし議員のおっしゃることが全て過大でないとしても、それは厚生年金にとつてのプラスあるいは健保にとつてのプラスであつて、そのことが直ちに国税ベースでのプラスにはならないわけでありまして、ですから、厚生年金はそれは改善するかもしれない。あるいは、健保は改善するかもしれない。しかし、そのことが国費ベースで改善するというには必ずしもならないわけで、そういう意味でも、だから消費税を上げなくていいということには全くならないということはお申し上げておきたいと思つています。

浅尾委員　それは、お金には実色がないわけでありまして、社会保障というのは保険料と税金

で賄っているわけですから、保険料がふえること
によって……（岡田国務大臣「違う」と呼ぶ）そ
ういうことです。賦課方式ですからそういうわ
けでありまして、保険料と税金で賄っているのが
今の年金の賦課方式ですから、保険料収入がふえ
るということは、その分、投入する税金額は少な
くなるということですよ。

岡田国務大臣 それは少しむちゃな議論ではな
いでしょうか。つまり、健保以外に国保もあるわ
けです。ですから、健保は助かったとしても、国
保はそれは関係ないわけですね。

しかも、例えば、先ほどの年金の方も、厚生年
金の収支はそれで改善するかもしれませんが、ほ
かの年金にとっては関係ないわけですから、だか
ら、それで全部税金が助かるとは。つまり、厚生
年金は、我々が言っているように年金が完全に一
元化されて、厚生年金も共済年金も国民年金も一
つであるということであれば、委員のおっしゃる
ようなことはあるいは成り立つかもしれませんが、
制度が違うわけですから、一つにひとつ収支が改
善したことが国税ベースでよくなるということでは
ない。

浅尾委員 まず、健康保険について申し上げま
すと、国民健康保険は、五割は税金が投入されて
おります。協会けんぽは一六・八%ですから、協
会けんぽの方がふえるということは、国保に投入
される税金の量がその分だけ減るといふ計算にも
なりません。

それから、年金の方について言えば、まさに今
徴収されていないことによって、まず賦課方式と

いうことでいえば、きょう入ってくる、あるいは
ことし入ってくる年金の保険料がことし出ていく
という方式ですから、年金に入ってくる量がふえ
るといふことは、その限りにおいては財政が改善
するといふのは間違いない話です。

岡田国務大臣 これは年金が違うわけですよ、厚
生年金、共済年金、国民年金。ですから、厚生年
金にとつて確かに加入者がふえるかもしれませんが
しかし、それはやがて支払いもふえるわけですよ。

いずれにしても、短期的には厚生年金にとつては
プラス、でも共済年金や国民年金にとつてどこが
収入増になるんですか。（浅尾委員「何ですか」
と呼ぶ）共済年金や国民年金にとつて、厚生年金
の加入者がふえるということがどうしてプラスに
なるんですか。税金がどうして少なくていいんで
すか。

浅尾委員 共済年金は、もちろんそれは関係あ
りません。

しかしながら、国民年金の収入増になるかどう
かということについては、繰り返しになりますけ
れども、厚生年金の収入増というのがそのまま年
金会計の中で反映されますし、加えて申し上げま
すと、そもそも国民年金の未納率というのが四一
%あるのが、その分でかなり改善されるというこ
とは間違いなく言える話です。国民年金が、今、
未納が四一%ですよ。ですから、一定の割合で
未納の人が厚生年金に加入することによって、
国民年金の未納もそれで改善されるということが
申し上げられると思います。

岡田国務大臣 これもよくわからない議論で、

要するに、国民年金の未納率というのは、国民年
金に加入すべき人で入っていないという概念です
から、国民年金に加入しておられる人か、あるいは
加入しておられない人かはわかりませんが、そ
ういう人たちが厚生年金に移って加入したからと
いつて、そのことが未納率に何か影響を及ぼすこ
とではないと思います。

浅尾委員 議論が平行線ですけども、例えば
国民年金が一番わかりやすいと思います。

百人いらしたら、五十九人の方が現在払って
いない、四十一人の方は払っていないという状況
であります。この四十一人、払っていない方の
うちの一部が厚生年金に移行すれば、それは基礎
年金分も自動的に払うということですから、国民
年金についても財政が好転するということは間違
いなく言えます。

岡田国務大臣 ですから、委員のおっしゃる本
来厚生年金に加入すべき人というのが今どうなっ
ているか。つまり、国民年金に加入していないと
今委員おっしゃいましたが、国民年金にも加入し
ていないのか、あるいは国民年金に加入している
のかというのはあると思うんですね。

私が承知している限りは、委員のこの計算のも
とでは、国民年金に加入しているということ、
国民年金は減収になるという試算をしておられる
わけですから、この資料の中では全員国民年金に
加入しておられるという前提を置いておられて、
今のお話は国民年金に加入しておられないという
ことですから、そこは一貫していないんじゃない
ですか。

浅尾委員 今おっしゃっておられるのは、最初の一番大きな数のときの数字のことをおっしゃっておられると思いますが、その後、衆議院の調査室で幾つか詳細に微修正をさせていただいておりません。その中では、国民年金の未納の部分も入れて調整をしております。

ここでいっぱい時間を使って議論をしても、まず間違いない事実として、未加入法人があるということですから、ぜひ政府の方で、数字には数字で調べてお答えいただきたいということをお願いして、次の質問に移らせていただきたいと思いません。

もう一点、先般、予算委員会で申し上げたのは、被用者年金の一元化について、追加費用と、そして共済年金と厚生年金が持っている積立金の差ということ、二十兆円ぐらい共済年金の方が積立金の額が多いということ、共済年金の方が積立金が多いたということを申し上げさせていただきました。二十兆九千億円、共済年金の方が積立金が多いということ、共済年金には厚生年金に比べて、先般、何でこの積立金が多くなっているのかということ、共済年金には厚生年金にはない追加費用というものがあるんだということとを指摘させていただきました。

もう一枚の図を見ていただければ、追加費用の額がいかに巨額なものかというのがわかると思います。追加費用の額は、平成十八年度で国家公務員共済で四千五百六十九億円、平成十九年度で国家公務員共済相当で四千二百九十四億円という形で入っておりますし、地方公務員の方は、追加費用が大体一兆円内外で推移していますという

ことです。

私が非常に疑問に思っておりますのは、実はこの追加費用が、どういう計算式で計算が成り立っているのかということ、再三再四、事務方に伺うんですが、私が納得できるお答えをいただいているんです。

私の理解を先に申し上げますと、昭和三十四年までは国家公務員の方は恩給制度というものがありません。恩給の対象というのはいわゆる官吏ということ、雇傭人というのは対象の外だということ、雇傭人というものは対象の外だということ、雇傭人の方には恩給という制度がありません。これも同じように、官吏という官吏に匹敵するような人が対象で、その他の人はそうでないというふうな説明でありました。

まず、そもそも昭和三十四年というのは何年前ですか、昭和三十七年というのは何年前ですか。五十年とか五十三年前ですよ。今民主党が言っておられます年金制度の一体改革には四十年かかると。四十年かかったらまともになりますということをおっしゃっているんですが、五十年たつても毎年一兆数千億円入れるというのは、どういうことなんですかね。これはどう考えてもなかなか、毎年ですよ、単年度じゃなくて毎年入っている。五十年、五十三年前の制度で何でこんなに入るんですか。

安住国務大臣 浅尾さんは昭和三十九年の生まれですよ。私は昭和三十七年で、私どもが生まれるはるか以前の、日本の戦後からの、歴史でいえば恩給制度があった。

浅尾さん御指摘のとおり、私も実は指摘を受けて初めてわかったんですが、実は、官吏と雇傭人という職種が分かれていた。この職種はどういうふうになっているかというと、官吏については、事務官、技官、書記、教官、技師、それから特定郵便局長。これに対して、雇傭人というのがいて、これは一般事務、それから補助、電話交換手、運転手、それからポイラー技士、例えば国有林野でいえば木を伐採する人や育苗手、そういう現業部門の人たちはそういうふうになっていた。

私の理解が間違っていればですが、私が聞いた範囲でいえば、その方々というのは、昭和三十四年の恩給までの間というのは、みずから旧国共済をつくっておられたわけですね。それで、その方々に対するいわば手当てというのは、恩給と格差があった。その格差を埋めないといけない。そこにさらに、恩給の部分が三十四年に国共済に切りかわりましたから、その恩給の部分については、やはりそこは国として支払った方がよからうということ、その部分を追加費用とせずと払ってきて、次に総務大臣がお話があると思いますけれども、今は数はかなり減ってはきました。

しかし、この追加費用は、国家公務員でいえばピーク時で、平成のたしか最初のころ、六年のころですか、六千億円ぐらいになって、だんだん下がってきて今三千億円ぐらいになっていますけれども、それでこれは、特別会計に今所属している方と、それから一般会計で払っている方々の費用ということになりますので、これを国費で充当せざるを得ない。これは制度的な問題だと思えます。

中井委員長 安住さん、平成二十一年から二十二年にふえているのはどうして。ずっと減ってきているというけれども、ふえとるよ。ちよっとそれだけ答弁させて。

安住国務大臣 被用者年金一元化法の影響でございます。

川端国務大臣 幾つか御質問があったんですが、御説明申し上げなければいけません。

今の委員長の部分は、被用者年金一元化法の中で、そういう追加費用も、一円も払っていない恩給という制度は、やはり受給者の負担の公平性ということ、下げようという法律で一旦下げることになったんですが、廃案になりましたので、もとに戻ったということでの費用です。

それで、追加費用は、先ほどありましたけれども、昭和三十七年より前の人は恩給でした。ですから、一円も払わずに恩給をもらっていた。だから、三十七年までにおやめになった方はそのまま恩給法で恩給をもらっておられますが、三十七年より前に役人になられたけれども、それより後まで続けておやめになった方は、三十七年以降は共済の掛金を払ってもらう。それまでは恩給ですから、その恩給部分は年金の費用の仕組みの中に追加して払うという制度になってるのであって、何か、今もらっている人に追加的に余分に支給するためにしているものではないということが一点。昭和三十七年の時点という点、多分、昭和十九年の人が十八歳で入られた人が、七、八年前に六十歳になってやめておられます。この方はまだ七十歳になっておられない方ですから、受給者はた

くさんおられます。しかし、だんだん減ってきています。そして、亡くなられたら遺族に対しての支給もあります。

そういう意味で、ピークは地方公務員の場合は一兆六千億ぐらいありましたが、一兆円ぐらいになって、あと三十年か四十年たったらほとんどゼロになるといふ制度上の費用であります。以上です。

浅尾委員 いろいろ御説明いただいているんですけども、今、この数字の規模を申し上げます。普通の厚生年金というのは、こういう追加費用はありません。したがって、給料から一万円天引きされると一万円を負担して、それが現在の受給者のところに行くというのが賦課方式の厚生年金の制度であります。

ところが、大体四割ぐらいですね、一万円天引きされると国ないし地方自治体が一万円負担するのはさらに別に八千円入っている。ですから、普通の厚生年金は二万円で回しているところを二万八千円で回しているというのがこの規模でありまして、これだけの財源がなぜ発生するのか。

もっと言うと、これは総支給額に対して大体三割ぐらいなんです。さっきの御説明で、昭和三十七年、三十四年に入られた方というのはいらっしやいますよ、その前に入られた方。いらっしやいます。退職までの期間の総支給月数分の恩給ですが、これがなきや積算できないはずなんです。この数字を出してくれと言っても、一度も出てこないんです。出せますか。

安住国務大臣 追加費用者の数については、私

の方で、調べるようにということで言いました。

基本的には、まず数を申し上げますと、今の共済年金受給者百四十万人のうち、追加費用対象者はまだ五十七万人おられます。国の官吏が三十八万、雇傭者が約四万から五万、それから郵便局の官吏が九万、雇傭人が六万。

それで、今、額の話をなかなか出してこない、しかし、これは計算がなかなか大変なんです。私も、これは時間をかけてもとにかく出すようにということ、今指示をしておりますので、出てきたら必ずお示しします。

浅尾委員 今、半分ぐらいは恩給期間のときに就職をされたということをおっしゃっておられるんですが、しかし、就職している期間のうちの三分の一ぐらいが実は恩給期間で、三分の二がそれを経過した後の方というのは、一体何年に生まれ、たお幾つぐらいの方かなというふう計算すると、国だと八十九歳、地方公務員だと八十五歳になるんです。八十五歳の方が大体その半分ぐらいいらっしやるといふのは、多分、統計上おかしいんじゃないかということ、一番申し上げたいのは、では、そもそもどういふ計算で毎年毎年の予算を組んでいるんですか。

要するに、積み上げなんでしょう。恩給期間のある人の、その恩給期間分を毎年出している積み上げをしないでどうやって出しているのかという数字を出していただかないと、これは別に小さい数字じゃないですよ。民間だったら、これだけの積み立て不足があつたら破綻していますよ、毎年一兆何千億円も追加で払える企業なんかあるはず

がないわけですから。

ですから、その根拠を出してくださいということをお願いしています。

安住国務大臣 まず、この追加費用の推移の中で、この図の、AプラスBの、割るAと書いてありますね。そこは、浅尾さん、このBというのは保険料収入だけということに限っているんですよ。でも、本当はこれは運用の積立金とか運用収入とかを入れると二九%じゃないんじゃないですか。だからそれを、例えば保険料収入だけでやっているわけじゃないので、我々としてはそんなに高い比率だということには認識していません。

川端国務大臣 地共済に關しましては、共済年金の総受給者は二百七十四万人、うち追加費用の対象者数は百三十六万人です。そして、この受給者に対しては、年金受給者となる時、いわゆる裁定時に、過去の加入期間、それと同時に三十七年以前の期間に対応して年金額と追加費用額を計算しております。年金額と追加費用を把握して総額を決めることで予算、年金給付の通常の業務に対応できるように、受給者の加入期間、恩給期間等の集計は行っていません。これは必要性がないから行っておりません。

これを計算するには、加入期間、恩給期間等を集計するために、集計システムはそうなっておりますので、これの計算を行い確認する必要があるということと同時に、このシステムを例えば入札ですとかいうことになりますと、一月月プラス一月、二月以上はかかると思いますが、この委員会の御指摘でもありますので、システム変

更に要する時間、費用を含めて一度共済組合と相談してみたいと思っています。

浅尾委員 いずれにしても、とても大きな金額なんです、国と地方を合わせて一兆数千億というのは。しかも毎年ですから。その結果が、先ほど申し上げました、積立金の超過額の二十兆にも反映されているわけでありまして、過去の運用云々という話をされると思いますが、その過去の運用云々があるんだつたら別に追加費用は要らないわけなんです、ですから、二十兆幾らというだけの追加の積立金超過額は、この間申し上げたように、それを共済組合の方で、言葉は悪いですけども、いわば山分けをするという形ではなくて、全てを統合して、厚生年金と一緒に統合した積立金にするべきだということを指摘させていただきたいと思えます。

川端国務大臣 先ほど申し上げましたように、個々人の裁定時に恩給部分と共済部分を積算して分けて計算して手当てをするということ、その総費用は二年後に精算をしておりますので、この追加費用が何か余って積立金に回っているという仕組みでは一切ございませんので、あえて申し上げておきたいと思えます。

浅尾委員 繰り返しになりますけれども、では民間でもしこういう積み立て不足があったときにこういうことができずかという、できる会社はありますか。それから、この間、枝野大臣、東電の企業年金を減額するということをおっしゃいました。いろいろなことがあったときにそういうことをやるわけですから、国としても身を切る

改革があるというのであれば、確かに制度上は積み立てていなかったからこの分出すということなのかもしませんが、大きなお金だから、これはいろいろな身を切る改革の中で使っていければどうですかということを知っているものであって、今の議論を聞いて、もし総理の方でお答えいただけるのであれば、ぜひお答えいただきたいと思えます。

安住国務大臣 やはり恩給制度そのものに対する考え方の違いかもしれません。ですから、昭和三十四年前の人たちに、そんなこと、もう払う必要ないんだという意見であれば、追加費用は要らないと思えますけれども、世の中そうはなかなかないんじゃないかと私は思います。ですから、なだらかに山が下がっていくように人が減れば、これはだんだん解消されていくと思えます。

野田内閣総理大臣 財務大臣、総務大臣の御答弁のとおりで、追加費用をほかに使うという形は難しいのではないかとふうに思います。

浅尾委員 時間が来たから終えますけれども、そうであれば、東京電力とかの企業年金に対してもそれは別というような発言はできないんじゃないか。私としては、身を切る改革、しかも民間だったらできないことをやっているんだつたら、そこを示すべきだということをお願いして、質問を終えたいと思えます。

中井委員長 これにて浅尾君の質疑は終了しました。

次に、内山君。

内山委員 新党きづなの内山君でございます。

本日、質疑時間を延長いたしましたして、三十分の質問時間をいただきました。中井委員長を初め、与野両筆頭初め、各位、理事の皆さんには大変感謝を申し上げます。ありがとうございます。

野田総理、きょうも野党として質問させていただきますので、どうかひとつよろしくお願いを申し上げます。

日本は今、戦後最大の国難に面しています。震災、そして原発事故、デフレ経済、円高、少子高齢化等、やらなければならぬ問題が山積をしております。

総理、今なぜ消費増税なのか、不転の決意なのか、私には実は理解ができません。順番が違うんじゃないか、こう思うんです。今、最優先で行わなければならぬことは震災復興であり、放射能汚染対策、まさに命を守る政治ではないのかと思っております。

総理はなぜ消費増税を行うと決めた、心の中の動機を教えてくださいたいんです。

野田内閣総理大臣 御指摘の半分は当たっているんです。復興をやらなければいけない、原発事故との戦いはある、日本経済の再生が必要だ、これは内閣をスタートしたときから申し上げています。ことしもそのために全力を尽くしていきたいと思っております。

一方で、こういう当面の危機、この国難を乗り越えていかなければなりませんけれども、社会保障を持続可能なものにしていく、これは待ったなしの状況になってきました。

基礎年金の国庫負担二分の一を実現するために、ここ三年間、本当に苦労してきました。そして自然増もずつと続いている。そして国民のまさに暮らしを守るのが社会保障ですから、それを支えるためにきちっとした安定財源を確保しなければいけないという状況は、ずつと放ってきたんですけれども、だんだん借金はたまってきている、自然増はふえてくる、そして欧州のソブリンリスクのような問題もある、いろいろな問題を総合的に考えると、もはや先送りできない。それは、私は共通認識として持っていたきたいというふうに思います。

消費増税とだけおっしゃっていますけれども、社会保障の改革とあわせて、税の一体改革をやるということであります。加えて、行政改革や政治改革や経済再生という包括的に一緒にともに取り組んでいかなければいけないテーマもあるということ、消費増税だけ特出しするというのは私はおかしいというふうに思います。

内山委員 いや、特出して聞いたわけではありませんで、増税をした動機そのものを聞きたかったわけで、よくわかりました。

本日は、放射能物質の除染や原発事故の対応につきまして、被災者の生活が一番という立場からお尋ねをしたいと思っております。

本日、復興庁が立ち上がりました。今後、文部科学省や環境省にございます原子力課や放射線担当部署との役割分担や関係、こういったものはどうなるのか。ワンストップ行政、よりよい機能活動、機能的に活動できるのか、お尋ねをしたいと思っております。

思います。

平野（達） 国務大臣 きょうから復興庁がスタートいたしました。国会では、復興庁の設置に向けて、野党の皆様方からもさまざまな積極的な御提案を受けまして、その提案を受けた形で本日の復興庁の設置に至っております。改めて、皆様方の後押しに感謝を申し上げます。改めて、思います。

そしてまた私の役割も、東日本大震災復興対策担当大臣という役割を解かれまして、復興大臣という極めてシンプルな名前になりました。引き続きよろしくお願いを申し上げますというふうに思います。

中井委員長 いや、国会ではまだ、宮中で認証されていないから、だめだよ。

平野（達） 国務大臣 失礼いたしました。大変先走ってしまいました。総理からは任命をいただいたということでございます。失礼いたしました。それから、御質問でございますけれども、復興庁では、津波、地震というこれまでの復旧復興の後押しに加えて、これから福島再生ということが大きな仕事になってくるというふうに思います。

この福島の再生につきましては、これは二つに分けて考える必要があると思っております。

一つは、何といたっても、福島のみならず、他の県にも及んでいる話でありますけれども、風評被害、健康対策、こういったことに対する政策を総合的にやっていく必要があるということでございます。

それからもう一つは、冷温停止状態というのが達成されました。ここから警戒区域の見直しが始まりますと、十万人と言われる避難者の帰還ということが大きなテーマになってまいります。ここには、除染、賠償、雇用、それからインフラの復旧、さまざまな政策をパッケージとして、縦割りではなくて、これを総合的に出していく必要がございます。

こういった部分、特に、福島県に関しての国の役割は非常に重いというふうに考えておりまして、その総合調整機能、むしろ復興庁が率先してそれを引っ張っていく、そういう役割を復興庁に求められているというふうに思っております。縦割りの排除というのはもちろんであります。総合的にやっていく、そういう政策の遂行の先頭に立つ必要があるというふうに思っております。その旨、野田大臣からも指示を受けておる次第であります。

中井委員長 平野さん、失礼、君はなっておりますので、認証式はないんだそうです。

ただ、内閣に申し上げますが、国会や私も委員会へ全然届け出がありません。復興庁がきょうできるという届けがありましたけれども、平野さんがおなりになって、名前を訂正くださいとか、そういう話は一切ありませんから、手続をきちっとするように注意をいたしておきます。

内山委員 もう一度、平野大臣に確認をいたしますが、既存の文科省や環境省との、原子力、放射能部署との連携というのはどういう形になりま

すか。

平野（達）国務大臣 津波の地震でも、例えば海岸の復旧というのは国土交通省がやります。学校の復旧は文科科学省がやります。そういった各省の政策を束ねる形で、復興庁が津波、地震地域の復旧の後押しをやってまいります。

福島県の原子力災害についても、例えば除染、これは細野大臣が先頭に立って、環境省が一生懸命取り組んでおられます。賠償の問題については、今、平野文部科学大臣を先頭に文科省が取り組まれておりますし、モニタリングも今の段階ではそうです。そういった施策の総合化、それから調整こういったものを復興庁が担うということでありまして、ある意味においては、各省の主體的な取り組みを総合的にやっていく。

先ほど申し上げたのは、特に福島は国の責任が重い分だけ復興庁の役割ももっと重い、そういう認識で取り組まなくちゃならないんだ、そういう趣旨で申し上げたつもりでございます。

内山委員 よくわかりました。それでは、福島県の森林の除染につきましてお尋ねをしたいと思います。

福島県の森林は県全体七割がある、こう言われておりまして、第一原発から放出されました放射性物質が大量に森林に舞いおりにしていることになりました。専門家チームが文科省から研究費を受けて、計画的避難地域の三カ所の森林で土壌の汚染や大気中の放射線量を調査した結果、土壌のセシウム 134 と 137 の汚染度の割合は、広葉樹林が 1 平方メートル当たり七十一万ベクレル、杉の若齢

林、若い杉で四十七万ベクレル、壮齢林、ややいった古い杉で九十一万ベクレルとの報道がございます。

まだ浸透していく前に落ち葉を除染すれば、そのセシウムの九割を除去できると言われておりますけれども、広大な森林面積を考えますと、これは、一番効率のいい方法は伐採だ、森林ごと伐採をしていく方法が一番いいだろうと言われております。伐採した後には植栽をする、そういう政策をいち早く政府が立てるべきだとも提案をしておりますけれども、二十四年度の予算を見ますと、森林域における放射性物質流出抑制対策費に約八億円、森林における除染等実証事業費に四億六千万円しか計上しておりませんで、福島の森林放射能除染対策というのは、これは大変な面積でありますから、一体どのように考えられるのか、まず細野大臣にお尋ねをしたいと思います。

細野国務大臣 内山委員御指摘のとおり、森林の除染というのは一番難しい、しかも、恐らく大変な時間と労力がかかるであろう課題であるというふうに認識しております。

現段階では、率直に申し上げますと、まず人の生活に近いところを優先してやる、そういう方針でございます。例えば国が直接やっております除染特別地域におきましては、住宅の近隣の二十メートルの森林の除染を最優先にすることということで、既に取り組んでいるところでございます。

ただ、当然、山は高いところから、森は深いところから流れてくる可能性があるわけですので、そもそも山全体、森全体をどのような形で下げて

いくのかということについては、今農林水産省で主体的にやっていたておりまして、そこを連携しながら取り組むということでございます。

こちら鹿野大臣の方から恐らく御答弁があるというふうに思いますが、もう一つの方法は、そもそも森の間伐をする中で、それを有効活用したバイオマスの発電についても林野庁を中心に取り組んでいただいておりますので、環境省としてもそれを一緒にやっていくという姿勢であります。

内山委員 さらに問題なのは、伐採後の汚染された樹木、木、枝、葉、こいつたところの処分が、やはり大変な量だと思えます。政府としてはこの森林汚染の除染に対してどう取り組んでいくか、処分方法も含めて鹿野大臣にお尋ねをしたいと思います。

鹿野国務大臣 基本的に、今先生が触られた木をまず伐採したらどうか、こういうようなことでありますけれども、そういう森林の施業、いわゆる間伐等々を行ったときに、放射性の物質が拡散するのをどうやって防止するかということをまず技術的に研究開発していかなきゃならない、そういうようなことで、今、実証試験等々をやっていくところなんです。

四月くらいをめどにして、そういう結果、実態の状況というものを環境省の方に提示させていただきたい。そして、その後におきまして、この伐採等々の取り組みというものについて環境省とともに連携をとりながらやっていきたい、こう思っております。

内山委員 処分方法の提案としまして、せっか

く伐採するんですから、その木材を火力発電所のエネルギーに使われたらいいんじゃないかなと思えます。そして、燃料として燃やした後の放射性物質はセラミックフィルター等で吸引できるというような方法もあると聞いておりますので、ぜひそういったところの新しい技術を活用していただきたいな、こう思います。

それから、被災地の雇用促進について小宮山大臣にお尋ねをしたいと思います。瓦れきの撤去や復興作業、被災地では膨大な作業、仕事が発生していると思うんですね。しかし、ミスマッチもあるんだらうと思えます。なかなかやはり、単価が合わないとか入札不調とかということで、働きたくても働けない、こういう仮の住まいのところで本当に苦しんでいる方が多いのではなからうかと思えます。

昔、炭鉱職者なんかの場合、失業対策なんというのがありましたけれども、こういう失業対策として、いつとき国が直接雇用して復興作業に従事させる、こんな政策をやられたらどうか。一部都道府県ではやっているということも聞いていますけれども、実態はどうなっているか、大臣の答弁を求めます。

小宮山国務大臣 委員がおっしゃるとおり、被災地の復興、そして自立して生きていくためには、何としても仕事をつくり出して、それを一人お一人に結びつけなきゃいけないということで、今努力をしているところでございます。

今おっしゃったように、震災当初は、何でも仕事になるようにということで、県に基金を積んで

それによって県や市町村が直接雇っているような仕事をしてもらっていました。現在は、三次補正の中で、復興に向けた本格的な仕事ということで、産業政策と一体になって、例えば、先日現地へ行ったときも、中小企業のグループ補助金で仕組みをつくり、そこに厚労省の人への助成金を使って雇用していただくというのが非常に機能をしているとか、あるいは、高齢者から若者への技術の伝承、女性、障害者といったような働きにくい方へのプログラムも、市町村が中心になって、基金は県に積みまされども、やるような形にして、それを、NPOの方などの協力も得て、何とか結びつけるように努力をしています。

ただ、現状として、まだミスマッチもあって、お一人お一人に結びついていないので、八ローワークでも、十人ずつぐらいの担当者制にして、一つ雇用が来ると三人、四人の方に当たって、何とか結びつけようと今努力をしているところでございます。

内山委員 完全失業率も高どまりしているところでもありますから、ぜひとも、被災地に雇用という形で作業できるような人たちを向けていただけるように、さらに努力をしていただきたいと思います。

次に、土地の買い上げについて質問いたします。総理は、高放射線量が原因で長期間にわたり帰宅が困難になる住民について、警戒区域や計画的避難区域の区分を見直した上で、土地の買い上げや借り上げも含め、自治体と協議したいと記者会見で述べておられます。

帰宅困難の期間をどのくらいと想定されているのか、総理にお尋ねをしたいと思います。

枝野国務大臣 これについては、まさに除染を最大限やっていくということの中で、どれくらいならお待ちをいただけるのか。

一つの線として五年という線を出しておりますが、地元の自治体の皆さん、場合によっては、地元の個々の住民の皆さんともきちっとコミュニケーションし、なおかつ、帰る場合の支援のパッケージあるいは帰れない場合の支援のパッケージ、こうしたことまで全部御相談をした上で、なおかつ、東電からの賠償の問題も全部セットにして、こういうことでどうでしょうかということをお示ししたいと思っております、その調整には入っておりますが、現時点で、一律で何年ということ、何か機械的に線を引くというつもりはございません。

内山委員 チェルノブイリでも二十五年も入ることができないというようなエリアもありますから、これはかなり、未来永劫に住むことができない地域が必ず出てくると思っております。こういったところをやはり早目にきちつと買い上げてあげて、新しい生活の場を提供するのが国の責務ではないかなと思っております。

東電のスキームと国という形で、本来、一義的には東電がやらなければならないんだと思えますけれども、やはり、東電がやらない場合には国がやらなければならないと思っておりますけれども、国の支援について、総理、いかがでございますでしょうか。

枝野国務大臣 もし、ずっと帰られない、戻るのが諦めます、買い上げてくださという場合については、一義的には確かに東京電力だと思えます、賠償の範囲として。

ただ、それだけで足りるのかという問題もございまして、また、実は、東京電力の所有になってしまつたのでは嫌だという心情的な問題もあつたりすると思っておりますので、そのことについては、いずれにしろ、戻れない場合の支援のパッケージとして、これは平野復興大臣ともしっかりと御相談をしながら、賠償ともしっかりと連携させながら、御相談をしながら、お示しをできるだけ早くしていきたいと思っております。

内山委員 東電は四月中に土地、建物、家具についての賠償基準を示すというふう聞いておりますけれども、土地の買い上げについても、政府はどのくらいの面積を予定しているのか。それによつて大変な国費がかかると思っております。また、買い上げに際して、東電とのスキームをどういふような関連で持つていくのか、これは非常に難しいと思っておりますけれども、まず面積と東電との協議についてお尋ねをします。

枝野国務大臣 先ほど来お答え申し上げているこの状況の中で、今の段階で面積がどれくらいになるかということを残念ながら申し上げられる段階ではありません。

ただ、戻れない、そして関係者の皆さんもそのことはやむを得ないということについては、しっかりと、どこが買うかという問題もあります、これも、東電なのか国なのかそれ以外なのか、いろ

いろなこともありますので、そのあたりのところを調整して、今、東電の賠償の一つの線が四月というお話ございましたが、できるだけ早くパッケージとしてお示しできるようにしたいと思います。

内山委員 今度は、警戒区域に残されました自動車損害賠償を東電は、まず三千台、賠償額は三十億円になる、こういうニュースがございました。東電の個人資産への賠償は初めてのケースでありまして、バイク、建設重機、農機械などは対象外になっている。

なぜバイクが後回しなのか。バイクというのは有効な移動手段で、車より高いものもございまして、これはちよつと私は理解できないんですけれども、こういう準備が整い次第、対象外の賠償も取り組むとの東電のプレスリリースがございまして、高い放射線を浴びた後に、実は当該地域から移動した車両、また既に売却して所有者がかわつた車両については触れていません。

放射能に汚染された自動車を知らず知らずに使っている人がいるんじゃないかなと思うんです。そういう人たちの健康被害というのがこれから発生するんじゃないかと心配をしているんですけれども、こういう汚染されて賠償されていない、そして全く普通の中古車、それを知らない人が乗っているような車に対して、何らかの規制をかけて売買するような方法をしなければならいんだと思うんですけれども、その対応についてお尋ねします。

枝野国務大臣 御指摘のとおり、原発に近い地域から持ち出された車等が流通等をされたり使用

されたりした場合、高放射線量の場合、可能性があるということ、これについては、今、最大限、可能な範囲で追いかけています。

今のところ、原子力発電所のサイトの中にあつた車について、その一部については高い放射線量を示しているというものが出ておりますが、それ以外のものについては、出るときに水をかけて除染をしたりとかということが基本的にはなされてきておりますので、今のところ出ておりませんが、できるだけ、最大限追いかけていって、そういったもので高放射線の影響が出ないようにということについての努力はしたいと思っております。

内山委員 私も昨年末、総務大臣政務官として仙台の方に行きまして、中古自動車の処分について、本来ですとロシアに輸出するという業者が、線量が高くて輸出できない、こういう件を聞ききました。ですから、やはりそういう車というのはかなりあるんじゃないかなと思いますので、しっかりと管理をしていただきたいと思います。

それから、先ほどの、住居に適さない面積はどのくらいかということで、まだ把握していないということでありませうけれども、実は私、相当の期間、広大な面積が発生するだろうと思っております。その跡地利用の提案として、総理、聞いていただきたいんですけども、メガソーラー発電基地をつくったらどうか、この提案をしたいと思っております。

送電網のインフラも福島第一原発のものも使えますし、広大な、耕作放棄地といいますが、土地もあくわけでありませうから、こういうメガソーラ

ー基地をつくれれば、仮に、試算で、電気事業連合会の資料によりますと、十四万キロワットのメガソーラー発電の年間発電量は約四万軒の家庭の電気使用量に相当し、七万トンのCO₂の削減をすることができ、貢献する、こういう資料があります。この十四万キロワットのメガソーラーをつくるには甲子園球場の二百七十倍の土地が必要だ、今の汚染地域でいえば、この程度は小さい方ではなからうかなと思います。

住居に適さない、長期間になる場所があれば、ぜひとも跡地の有効利用として活用したらどうか、なと思っておりますけれども、安住大臣、現場ですら、いかがですか。所見を。

枝野国務大臣 今回の原因が原子力発電ということでもあります。メガソーラーとかバイオマス発電ということについては、長期にわたって住めないかもしれないという地域にとどまらず、福島の復興に当たっての一つの大きなポイント、新・再生可能エネルギーというのはポイントだと思っております。

そうしたことの中で、長期住めない土地があるならば、特にメガソーラー、広大な土地が必要だということ、大変貴重な御提言だということふうに受けとめさせていただきます。

ただ、先ほどのお話のとおり、やはり被災者、今被害を受けていらっしゃる皆さんの心情あるいは地域としての復興の計画、こうしたものと全てパッケージでやりませんと、私の方あるいは国の方でこうするんだといつて、被害を受けている皆さんの心情と異なっていたのでは、これはやはり

よくないと思っておりますので、貴重な提言としてまずは受けとめさせていただくということ、お許しただければと思います。

安住国務大臣 内山さん、私も、やはり使えなくなった土地をどういうふうに使つかということ、御指摘のようなお話があったり、例えば水力を利用したり、いろいろなことを今地元でも考えております。

ですから、そういう点でいえば、今、枝野大臣がおっしゃったように、いろいろな可能性を探って、死んだ土地を生き返らせるというか、そういういわば逆転の発想でやれるような知恵と工夫を出していきたいというふうに思っております。

内山委員 もちろん、被災者からの土地、家、そういった購入価格は、賠償ということで当然償いをつけて買うべきでありますから、ちゃんと移転したところに建てられるような価格で買おうべきだと、それは思います。

さらには、あいている土地の有効利用ですけれども、いきなりメガソーラーをつくるということも費用がない、こんな話が出るかなと思つたんですけども、実際、私は、震災復興のための無利子非課税国債なんかの活用をした方がいいんじゃないか。こういうものでしっかりと日本の再生を図る。そして、福島に大きなメガソーラーの基地ができれば、ソーラーパネルや蓄電池やコンバーター、そういった周辺機器の単価が下がって、全国にソーラー発電が普及すると思つたんですね。

ぜひともここは政府が一丸となって、内需拡大、そしてデフレ経済の解消、円高の阻止ということこ

るにもつながっていくんじゃないかと思いますが、いかがですか、どなたか。

枝野国務大臣 メガソーラーの普及には、確かに、がんと一気に投資をすることによって量産効果が上がって値段も下がる、そのことによって、例えば個人の御家庭などでも使っていただけけるような可能性が出てくるなど、そういった視点での問題に取り組むことが重要だというふうに思っています。

それが、福島あの被害を受けられた地域でお願いをするのか、それとも、できるだけ民間の活力を使う形で促していくのか。少なくとも後者については今努力をしているところでございまして、御指摘も踏まえながら、今後、さらにいいやり方を進めてまいりたいと思っております。

内山委員 時間がなくなりましたので、少し急ぎますが、ホットスポット対策についてお尋ねをしたいと思えます。

文科省の航空機を使いましたモニタリング測定によりますと、栃木、群馬の北部、茨城南西部、千葉県北西部がホットスポットになっております。スポットと言いますと狭い範囲と思われませんが、ホットエリアと言った方がいいと思えます。これだけ地図に鮮明に色で分かれますと、当該地域に住んでおられる方は大変不安になります。乳幼児を抱えている方、そしてお子さんを抱えている方なんか、引越しなければならんと考えている方もたくさんいらっしゃいます。

環境省はガイドラインをつくりましたけれども、モニタリングの強化も含め、政府のホットエリア

対策について、風評被害を防ぐ意味から、放射能除染対策の必要性の有無も考え、きめ細かく放射線を測定するようにエリアモニタを増設すべきだと思えますけれども、担当大臣の御意見を伺います。

細野国務大臣 まず、今御指摘をいただいた地域なんですけれども、年間の線量が一ミリシーベルト以上の地域につきましては、国会で御審議いただいで通していただきました放射性物質汚染対処特措法がございますので、それに基づいて自治体に除染実施計画を策定していただき、除染をやっていたとき、国がそれをしっかりと後押しする、そういう体制になっております。

その除染をする際に、当然モニタリングが非常に重要になってまいりますので、そこは我々環境省も最大限一緒にやっていきたいというふうになっておりますし、また、文科省の方でもいろいろとやっていただいておりますので、我々国と自治体が協力をしながら、しっかりとモニタリングをした上で除染を実施するというところで取り組んでまいります。

内山委員 時間が参りましたので、これで終わります。

中井委員長 これにて内山君の質疑は終了いたしました。

中井委員長 この際、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっております。この際、その補欠選任を行いたいと

存じますが、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」
中井委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に高木陽介君を指名いたします。次回は、来る十三日午前九時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十分散会